

平成 23 年第 4 回定例会

# 津幡町議会会議録

平成23年 6 月 2 日開会

平成23年 6 月 9 日閉会

津幡町議会

津幡町告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成23年第4回津幡町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年5月24日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

- 1 招集期日 平成23年6月2日
- 2 場 所 津幡町議会議場

# 平成23年第4回津幡町議会定例会会議録 目次

1. 招集告示	1
第1号（6月2日）	
1. 出席議員、欠席議員	3
1. 説明のため出席した者	3
1. 職務のため出席した事務局職員	3
1. 議事日程（第1号）	4
1. 本日の会議に付した事件	4
1. 開会・開議（午前10時00分）	5
1. 議事日程の報告	5
1. 会議録署名議員の指名	5
1. 会期の決定	5
1. 会議時間の延長	5
1. 諸般の報告	5
1. 議案上程（議案第43号～議案第49号）	6
1. 議案に対する質疑	8
1. 委員会付託	8
1. 町政一般質問	9
4番 荒井 克議員	9
6番 森山時夫議員	13
7番 角井外喜雄議員	17
5番 中村一子議員	22
1. 休 憩（午前11時54分）	25
1. 再 開（午後1時00分）	25
5番 中村一子議員	25
12番 道下政博議員	34
9番 塩谷道子議員	41
1. 休 憩（午後2時57分）	50
1. 再 開（午後3時10分）	50
1番 八十嶋孝司議員	50
3番 黒田英世議員	56
2番 西村 稔議員	62
8番 酒井義光議員	67
1. 閉 議（午後4時55分）	70
第2号（6月9日）	
1. 出席議員、欠席議員	71
1. 説明のため出席した者	71

1. 職務のため出席した事務局職員	71
1. 議事日程（第2号）	72
1. 議事日程（第2号の2）	72
1. 本日の会議に付した事件	72
1. 開 議（午後1時30分）	73
1. 議事日程の報告	73
1. 会議時間の延長	73
1. 議案等上程（議案第43号～議案第49号、請願第10号～請願第14号）	73
1. 委員長報告	73
1. 委員長報告に対する質疑	75
1. 討 論	75
1. 採 決	80
1. 津幡町選挙管理委員選挙	81
1. 津幡町選挙管理委員補充員選挙	82
1. 同意・諮問上程（同意第2号～同意第3号、諮問第1号）	82
1. 質疑・討論の省略	83
1. 採 決	83
1. 休 憩（午後2時28分）	84
1. 再 開（午後2時29分）	84
1. 議会議案上程（議会議案第7号～議会議案第8号）	84
1. 趣旨説明・質疑・討論の省略	84
1. 採 決	85
1. 閉会中の継続調査	85
1. 閉議・閉会（午後2時33分）	85
1. 署名議員	86

## 平成23年6月2日(木)

### ○出席議員(18名)

議長	南田孝是	副議長	道下政博
1番	八十嶋孝司	2番	西村稔
3番	黒田英世	4番	荒井克
5番	中村一子	6番	森山時夫
7番	角井外喜雄	8番	酒井義光
9番	塩谷道子	10番	多賀吉一
11番	向正則	14番	谷口正一
15番	山崎太市	16番	洲崎正昭
17番	河上孝夫	18番	谷下紀義

### ○欠席議員(0名)

### ○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務部長	焼田新一	総務課長	長和義
企画財政課長	岡本昌広	監理課長	大田新太郎
税務課長	河上孝光	町民福祉部長	板坂要
町民児童課長	瀧川嘉孝	保険年金課長	岡田一博
健康福祉課長	小倉一郎	環境安全課長	竹本信幸
産業建設部長	川村善一	産業経済課長	榎田和男
都市建設課長	岩本正男	上下水道部長	村田善紀
料金課長	太田和夫	上下水道課長	石庫要
会計管理者	北野力	会計課長	橋屋俊一
監査委員事務局長	宮川真一	消防長	國本学
消防次長	西田伸幸	教育長	早川尚之
教育部長	大坂茂	学校教育課長	八田信二
生涯教育課長	田縁義信	河北中央病院事務長	東本栄三
河北中央病院事務課長	酒井菊次		

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹田学	議会事務局長補佐	高山真由美
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
管財用地係長	田辺利行		

## ○議事日程（第1号）

平成23年6月2日（木） 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案一括上程（議案第43号～議案第49号）

（質疑・委員会付託）

議案第43号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第1号）

議案第44号 平成23年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 津幡町税条例の一部を改正する条例について

議案第46号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第47号 下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第48号 町道路線の認定について

議案第49号 請負契約の締結について（津幡町立津幡小学校周辺整備工事（進入道路））

日程第5 町政一般質問

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

＜開会・開議＞

- 南田孝是議長 ただいまから、平成23年第4回津幡町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席議員数は、定数18名中、18名であります。  
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

- 南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

＜会議録署名議員の指名＞

- 南田孝是議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において3番 黒田英世議員、4番 荒井 克議員を指名いたします。

＜会期の決定＞

- 南田孝是議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から6月9日までの8日間といたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○南田孝是議長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から6月9日までの8日間と決定いたしました。

＜会議時間の延長＞

- 南田孝是議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜諸般の報告＞

- 南田孝是議長 日程第3 諸般の報告をいたします。  
本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長に出席を要求いたしました。  
説明員については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。  
次に、町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定による  
報告第6号 平成22年度津幡町一般会計繰越明許費繰越計算書について。  
地方自治法第243条の3第2項の規定による  
報告第7号 津幡町土地開発公社の事業報告及び決算について。  
報告第8号 津幡町土地開発公社の事業計画及び予算について。  
報告第9号 財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業報告及び決算について。  
報告第10号 財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業計画及び予算について。  
報告第11号 株式会社ティタすティの経営状況報告及び決算について。  
以上、報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第10号から請願第14号までは、津幡町議会会議規則第91条および第92条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成23年4月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。

写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

### <議案上程>

○南田孝是議長 日程第4 議案上程の件を議題とし、議案第43号から議案第49号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、平成23年第4回津幡町議会定例会が開かれるに当たり、最近の町政の状況と提案いたしました一般会計および特別会計補正予算ならびにその他の諸議案につきまして、その大要をご説明申し上げます。

初めに、未曾有の東日本大震災発生からまもなく3か月がたとうとしております。今もなお避難生活を余儀なくされている多くの被災地域住民の皆さまには心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を願っているところでございます。

当町の被災地に対する支援につきましては、さきの5月臨時会におきましてご説明させていただきましたとおりでございます。また、町のホームページにも掲載しているところでございますが、今後もできる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

さて、毎年5月22日は国際連合が定めた国際生物多様性の日であり、現地時間でこの日の午前10時に植樹をしようという国連の呼びかけに応じ、世界各国・地域で植樹イベントが行われております。石川県内各所でも「いしかわグリーンウェイブ2011」と銘打っているいろいろな行事が行われ、当町の石川県森林公園におきましても「MISIAの森プロジェクト」オープニングイベントが谷本石川県知事や英田小学校児童など、多くの皆さまの参加をいただいて開催されました。

このプロジェクトは、生物多様性条約第10回締約国会議、いわゆるCOP10の名誉大使で、歌手のMISIAさんが昨年表明したもので、「共存」「希望」「未来」をテーマにしたアートプロジェクトのほか、児童による植樹や観察活動など、森を舞台に自然の豊かさの発信に取り組むものでございます。私どもといたしましても、生物多様性の保全に向けた森づくりのほか、子ども向けの環境教育や情報発信、また、来場者が生物多様性を学べるこの森が子どもたちの環境教育拠点としての役割を果たしてくれることを期待するものでございます。

5月24日には、河北潟干拓地におきまして、ひまわり村の種まきが行われました。ふるさとの水と土へのいつくしみと農業への親しみを体験するイベントとして毎年行われているもので、参加いただきました方々や園児の皆さんとともに私も種をまかせていただきました。7月に予定しておりますひまわり村開村式には、立派に育っているものと楽しみにしているところでございます。

ことしの春は例年に比べ気温の低い日が続き、5月中旬ごろまでは暖房が必要でしたが、5月

下旬になってようやく例年並みの暖かさとさわやかな気候が戻ってまいりました。今後は徐々に蒸し暑くなり、北陸地方も梅雨入りになると思いますが、大雨や近年多くなっておりますゲリラ豪雨などに対する心構えを怠らず、気を引き締めてまいりたいと思っております。

防災につきましては、6月に開催を予定しております町防災会議でお示ししたいと思っておりますが、水防計画に沿って万全の備えで臨んでまいりたいと考えております。あわせて、3月11日に発生いたしました東日本大震災を教訓に、地震による被害想定なども含め、防災計画の見直しも今後の課題になるものと認識しているところでございます。

また、本年度も6月1日より地球温暖化防止ならびに省エネルギー対策の一環といたしまして、役場庁舎などの施設においてクール・ビズを実施しているところでございます。今定例会でもノーネクタイで臨ませていただいておりますが、議員の皆さまには、日ごろから環境負荷低減のためさまざまな取り組みにご理解とご協力をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

景気の動向につきましては、東日本大震災の影響で4月に引き下げられた基調判断でございますが、日本銀行金沢支店が5月16日に公表した石川県金融経済クォーターによれば「企業の業況感や家計のマインドが改善している」として、北陸の景気は上方修正されております。生産や雇用の面におきましては据え置き判断されたものの、消費の判断については震災前の状況に戻りつつあるとして引き上げられております。今後につきましても「電力など不確実な要素が多いが、秋口ごろには緩やかな回復軌道に戻ると期待している」との見方を示しております。

本町といたしましても、今後とも地域の活性化や雇用創出につながる事業を極力実施してまいりたいと考えておりますので、皆さまのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、5月末で会計閉鎖をいたしました平成22年度の津幡町一般会計の収支は、実質収支で約1億9,000万円の黒字となりました。これも議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力のたまものと心から御礼申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件の概要をご説明申し上げます。

**議案第43号** 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ2,466万7,000円を追加するものでございます。

まず、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

15款県支出金384万5,000円は、地域支え合い体制づくり事業および公衆浴場施設改善費補助金でございます。

17款寄附金140万円は、総務費の財産管理費および教育費の小学校管理費に対する寄附金でございます。

19款繰越金1,942万2,000円は、前年度からの繰越金の一部を見込んだものでございます。

次に、歳出につきまして主なものをご説明いたします。

2款総務費611万6,000円の増額は、職員配置の調整枠として計上した嘱託職員の賃金等につきまして、その雇用配置先が決定したことに伴う減額および寄附金の活用によるコミュニティ備品購入費や地籍調査事業の円滑な推進のために雇用する嘱託職員に係る賃金のほか、東日本大震災の被災地区へ支援物資として提供した物資の一部を補充する費用ならびに被災地への職員派遣費用の増額が主なものでございます。

3 款民生費563万7,000円の増額は、地域支え合い体制づくり事業費の追加および窓口事務を担当する嘱託職員の雇用に係る国民健康保険特別会計への繰出金が主なものでございます。

4 款衛生費114万4,000円の増額は、町内の公衆浴場施設改善に対する補助金などでございます。

5 款労働費189万円の増額は、サンライフ津幡の高圧電気設備の修繕費でございます。

6 款農林水産業費900万円の増額は、俱利伽羅塾の施設管理運営基金積立金でございます。

7 款商工費48万円の増額は、産業創出事業費として町内企業の創業者支援補助金でございます。

10 款教育費40万円の増額は、寄附金活用による小学校備品購入でございます。

**議案第44号** 平成23年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ219万2,000円を追加するもので、窓口事務の嘱託職員雇用に伴う人件費の増額であります。

**議案第45号** 津幡町税条例の一部を改正する条例について。

本案は、東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について所得税法や地方税法などの改正措置がされており、町税条例についても改正が必要となったため附則の一部を改正するものでございます。

**議案第46号** 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、一般病床80床のうち亜急性期病床を6床から10床に増床するため改正するものでございます。

**議案第47号** 下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、下河合辺地内の上河合地区で実施する防火水槽事業について擁壁工事が必要となったため事業費を増額するものでございます。

**議案第48号** 町道路線の認定について。

本案は、町道庄67号線ほか1路線を道路法第8条第2項の規定により、町道に認定編入するものでございます。

**議案第49号** 請負契約の締結について。

本案は、津幡町立津幡小学校周辺整備工事（進入道路）につきまして、8,137万5,000円で大幸建設株式会社が制限付き一般競争入札により落札し、現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当しますので、本議会の承認をお願いするものでございます。

以上、本議会にご提案を申し上げた全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案どおり決定、承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

#### <議案に対する質疑>

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <委員会付託>

○南田孝是議長 ただいま議題となっております議案第43号から議案第49号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

#### ＜町政一般質問＞

○南田孝是議長 日程第5 これより一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答で行います。

質問時間は、1人30分といたします。質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

4番 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 4番、荒井です。

今回、10名というたくさんの方の質問がある中で、最初に質問させていただくことを大変光栄に思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、私からは3点について質問させていただきたいと思いますが、まず冒頭に、先ほど町長も言われましたが、3月11日発生しました東日本大震災における被災者の方々に心よりお見舞いを申し上げます。多くの犠牲者が出て、いまだ行方不明の方も多くおられる中で被災地の方々の心中は推しはかることはできないと思いますが、一日も早い復興を望むものでございます。

それでは、私の一般質問の1点目は、前回は質問させていただきましたが、矢田町長が言われている農業施策の一環でもある農業公園構想についてであります。

先日、ある新聞に津幡町農業公園基本構想策定業務委託を受ける業者が決定されたという記事がありました。その内容は、今後の農業公園の整備に向けた面積や規模、整備場所などの基本構想を取りまとめること、また、町では農業体験のほか、観光客が楽しめるような施設も視野に計画を策定していくと載っておりました。前回の答弁にも「もみじの植樹や農業体験等の施設の検討を考えており、平成23年度当初予算にプロジェクトチームによる先進地調査も行う」と言われておりました。その調査であります。単に農業公園といってもいろいろあると思います。乗り物や動物がいて、レストランや売店がある。さらに、アルコールが飲めて、イベントが中心であるといったところもたくさんあると思いますが、いずれにしろ、多くの方に来ていただきたいという気持ちを皆さん持っていることかと思えます。

私は、今の時代にふさわしい計画を望み、無駄のない、そして、深く愛されるものをつくるべきかなと思っております。そういった意味でも、形や話題に惑わされることのないようにお願いいたします。

また、農業公園の中に、ぜひ津幡町の特産物を取り入れ、地元の食材として大いに広めていくべきだと思います。マコモやヤーコン、おまん小豆など、ほかにもたくさんあると思いますが、津幡町の特産物の成長がその場所で見られるということにもこだわってほしいです。

そして、秋には真っ赤に染まったもみじに大勢の人が訪れ、里地、里山を思い感じて過ごせる公園づくりをぜひやっていただけたらと願うところであります。

今後の農業公園構想について、矢田町長に答弁をお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 荒井議員の農業公園構想につきましてのご質問にお答えいたします。

最初に、農業公園基本構想を行うために、町職員で組織する農業公園構想プロジェクトチームを関係部局の課長補佐、係長の中から8名を6月1日付で任命いたしましたことを報告させていただきます。

さて、私に思いにある農業公園につきましては、3月に開催されました議会定例会会期中の議会全員協議会の中で当初予算に対する農業公園調査費につきましての質問にお答えしたとおり、町の地産地食をキーワードにさらなる農業振興、新たな特産物などの開発促進を図ることを目的に、農業体験、収穫体験ができる農業公園の建設をと考えているところでございます。

その中には、学校給食への食材提供や高齢者、障害者への労働の提供も行えるような農業公園でもありたいと考えております。

そして、荒井議員が言われるマコモ、ヤーコン、おまん小豆など、町特産物の提供ができるレストラン等の建設や公園の周囲には、真っ赤に紅葉するもみじの植栽をすることは私の思いでもありますので、それらも含めて検討するように町農業公園構想プロジェクトチームに伝えたいと思っているところでございます。

また、近隣の市・町や県外からも四季を通じて多くの方々に訪れていただくことが重要であるとの思いから、町の特色を生かしつつ、魅力ある農業公園をと考えているところでございます。

荒井議員初め、議員各位におかれましては、今後も助言・情報提供を賜りたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

○南田孝是議長 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。前向きなお考え、そして、具体的な答弁いただき、ありがとうございます。皆さんから親しまれる農業公園をつくっていただけるよう、よろしくお願いいたします。

次に、2点目ですが、津幡小学校の通学路についてお伺いいたします。

平成21年度から始まった津幡小学校の改築工事ではありますが、ことし3月に完成の運びとなりました。大変充実した設計のもと、安全で安心して学べる近代的な校舎塔、体育館、そして、隣接する交流センター、いずれもすばらしい建物をつくっていただいたことに、私も卒業生の1人として心から感謝を申し上げる次第であります。また、工事期間の18か月の長きにわたってご迷惑をかけ、ご協力いただいた地元と近隣の方々に、この場をかりて深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。これからもこの小学校に通う子どもたちは、多くのことを学び、多くの思い出をつくっていくことと思います。

その小学校であります、旧校舎の取り壊しも進み、おやど橋から見た光景には、もうその姿はありません。津幡町の中心部の小学校として長い歴史の中、毎日通った通学路も卒業生の思い出の一つでもあります。その通学路が新校舎の建設とともに、玄関口が今までより200メートルぐらい東に移動しております。これによって児童たちの通学の流れも多少違ってきています。ふれあい広場周辺においては、時間的にかなりの児童が行き来し、安全の確保もこれまで以上に考えていかなければならないと思います。また、通学路においては大変狭い道路も多く、自動車のスピードもより早く感じるように思えます。交差点においては、一旦停止の交差点や信号機つきの交差点など、さまざまな交差点がありますが、見通しが悪く、建物や垣根があつて角まで行つてのぞき込まないと見通せないところもあります。

道路では、その幅員が広いものから狭いものと、通学児童にとって潜在的に危険要素がある通

学路が見られることを聞いております。

他県ではありますが、通学途中の児童の列に車が突っ込んで多くの死傷者が出た痛ましい事故が何度も起こっており、また、自転車等による事故もふえてきています。

私は、交通安全を考えると、ハード面とソフト面の両立がないところにはなし得ないことであると思っております。

津幡小学校の移転に伴って、通学路の変化が生じたことによる通学路状況の現状を、もう一度町として調査していただくことを念願するものであります。また、津幡小学校のみならず町全域の小学校周辺の通学路状況がどのようになっているのか、また、交通安全対策としての町の取り組みはどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

現在、町内の小学校周辺において通学時間帯の交通規制道路など対策が講じられている箇所もありますが、もっと目立った標識やペイントが施された道路にしないと、車両運転手には分かりにくいものになっているのではないかと思います。ハード面対策としての交通安全表示のさらなる改善を求め、町の見解を学校教育課長にお聞きしたいと思います。

○南田孝是議長 八田学校教育課長。

○八田信二学校教育課長 津幡小学校の通学路について、また、町全域の小学校周辺の通学路状況がどのようになっているのかとのお質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、今春新築いたしました津幡小学校近辺の通学路の現状につきましては、住宅が密集し、建物が道路に密接しており、かつ、道路幅員も狭く非常に危険な状況にございますが、この道路を拡幅し、歩道を設置するという事は容易なものではございません。時間帯による通行制限を行うにしても、地域の方々のご協力がなくてはなりません。

現状を調査せよとのご意見でございますが、ふれあい広場北側道路につきましては、通過型車両は少なく、ほとんどが朝夕における近隣住民の方々の定時通行車両と判断しております。また、校舎が東側に移転したことにより、教職員や給食食材搬入車両につきましては、直接県道側から進入することになり、旧校舎があった場合と比べると、若干ではございますが減少しているものでございます。

そこで、校舎が移動し、変更となった通学路を中心に、入学式の翌日から10日間を交通安全重点期間とし、町長、学校長を初め、街頭交通推進隊や交通安全協会、学校安全ボランティアの方々のご協力を得て街頭指導を実施し、通学路の安全確保を徹底したところであります。

今後も児童の列登下校の遵守、安全ボランティアの方々による街頭指導、先生方が同行して行う下校指導などを実施しながら、案内標識、横断歩道の設置を含め調査、検討を行い、児童の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、他校の状況につきましては、平成21年12月第8回議会定例会で酒井議員のご質問に町長がお答え申し上げましたとおり、危険箇所や子ども110番の家を記載した通学路安全マップを活用した教育指導、あわせて学校安全委員会のご協力を得ながら通学路の安全に万全を期したいと考えています。

以上です。

○南田孝是議長 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 ありがとうございます。

よく耳にする言葉ですけれども、起こってからでは遅いということもありますので、私どもも

含めて安全確保に努めたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、3点目といたしまして、文化会館シグナスの催し物の表示についてお伺ひいたします。

文化会館シグナスは、オープンしてはや5年がたちました。昨年は5周年記念として、小林幸子ショーが開催されるなど、これまでにたくさんのコンサートや催し物が開催されています。すばらしい音響、照明設備やスタインウェイピアノなど、特に音楽に携わる方々たちにはあこがれのホールとなっています。そして、図書館やホールの展示、児童センターなど多方面で利用できる施設として、町内はもとより、町外の方々にも多く利用されております。

しかしながら、多くの町民は「きょうは何で駐車場にたくさん車がとまっているのか」とか「何の催しがあるのか」という声を聞きます。

シグナスには現在、掲示板はありますが、分かりにくく、目につきにくいのではないのでしょうか。子どもからお年寄りまでが分かりやすく親切な表示をすることによって、シグナスの行っている自主事業に関心も高まり、利用度がふえ、コンサート等のチケットの売れ行きも伸びるのではないかと思います。また、観賞型自主事業、鑑賞型共催事業とシグナスの運営費として見込める催しについて、事前の広告や告知が不足している点からも「シグナスできょう何をやっているのか」という疑問に思ってしまうことにつながっていると思われまふ。

そこで、掲示板の設置場所を何か所か設け、遠くからでも分かるくらいの大きな表示をするなど、だれもが興味を持つようにできないもののでしょうか。また、役場庁舎内入り口等に掲示板を設置することによつても、多くの町民にPRができると思ひます。

そして現在、シグナス倶楽部というどなたでも入会できる会員制度がございますが、シグナスの自主運営を支える企業対象の協賛会員の応募も検討してみてもどうでしょうか。町民個人に対しては、会員募集をしてもなかなか増加には至っていないのが現状ではないのでしょうか。

文化会館シグナスの具体的な現在の利用状況やシグナス倶楽部の会員数など、そして、広告掲示板の再検討も踏まえて、生涯教育課長にご答弁願ひます。

○南田孝是議長 田縁生涯教育課長。

○田縁義信生涯教育課長 文化会館シグナスの具体的な利用状況やシグナス倶楽部の会員数など、そして、広告掲示板の再検討も踏まえ答弁をとのご質問にお答ひいたします。

まず、ご存じのとおり、文化会館シグナスは、生涯学習センター、図書館、文化ホール、児童センターが併設された複合施設で、平成17年10月にグランドオープンし、ことしで6年目を迎えております。文化会館は、生涯学習を実践する場、文学に親しむ場、音楽芸術に触れる場、親子交流の場、町民交流の場であり、文化の創造・発信拠点として町民の教養向上と芸術文化の振興を図ることを目指して運営を行っているところでございます。

平成22年度の利用申請件数や利用者数につきましては、ホールで191件、5万3,585人、生涯学習センターでは1,841件、3万6,342人、図書館の来館者数では18万4,107人、児童センターでは2万3,821人となつており、年間約29万8,000人、開館日数で割ると1日当たり約1,000人の方々に利用されております。特に、ホールの稼働率については68.7パーセントであり、東海・北陸地区の中規模ホールの稼働率の49.7パーセントと比べると約20パーセントも稼働率が高いホールでござひます。また、年間の図書貸し出し冊数は26万5,411冊で、町民1人当たりの貸し出し冊数は7.22冊でござひます。石川県内では第4位ということで、読書意欲の高い町であることがうかがえます。

さて、現在、ホールでの自主事業の広報手段としては、町広報紙、ケーブルテレビ、シグナスホームページ、新聞広告などに掲載し、また、町内大手企業、商店、町内外の公共施設等の124か所にポスターの掲示依頼やチラシを設置していただいております。

また、現在、文化会館の屋外掲示案内板については、正面のシグナス通りに面したところに1基、正面玄関に向かうアプローチに1基の合計2基設置し、PRに努めているところでございます。

また、貸し館事業ではございますが、一般の方でも参加できる音楽会等の催し物については、シグナスホームページに掲載させていただいております。

ただ、これらの広報手段で、町民の皆さまへの情報が十分に行き渡っているとは思っておりません。大型の掲示板をシグナスの前や役場庁舎入り口等に設置してみてもどうかのご提案ですが、費用対効果などさまざまな角度から、また、他の有効な手段がないかをも含め検討してまいりたいと存じます。

また、オープン当初よりシグナス倶楽部という会員制度を設けておりますが、これは入会されますと座席指定公演の自主事業チケットを一般発売の1週間前から購入することができます。また、会館自主事業に関する情報をいち早くお届けするメリットもございます。平成22年度の会員登録者数は292人で、1人3口まで登録でき、合計478口となっております。

自主運営を支えていくために、町民個人だけを対象にするのではなく、企業対象の協賛会員を募集してみてもどうかのご提案ですが、町商工会を通して、また、直接企業に働きかけることも検討してまいりたいと存じます。

最後に、今後も複合施設の利点を生かし、各施設が連携を取り合い生涯学習推進に努めるとともに、より多くの町民の方々に気軽に利用していただける親しみのある施設を目指し、会館運営に努めてまいりたいと思います。

○南田孝是議長 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 ありがとうございます。

津幡の顔でもある文化会館シグナスがもっと町民に親しまれていくことで、津幡町がもっと元気になる原動力になるのではないかと思います。これからのシグナスのますますの頑張りを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で4番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

次に、6番 森山時夫議員。

○6番 森山時夫議員 6番、森山時夫です。

今回2期目になり気持ちを新たに、また、初心を忘れず、町民の安全、安心、町の発展のために誠心誠意努力する所存でございます。皆さまよろしく願いいたします。

今、発言の場をいただきましたので、これから2点の質問をさせていただきます。

最初に、AED設置利用について質問をいたします。

今や、人の集合場所にAED（自動体外式除細動器）の設置するところがよく見受けられるようになりました。

津幡町内の公共施設では平成17年度より設置が始まり、平成23年度までの設置一覧表を見ますと大部分に設置されているように見えますが、しかし、中に疑問なところがありました。

それは、なぜ小学校以上の施設に設置され、保育園や幼稚園に一つも設置していないのか。これは小児用のAEDもあると聞いておりますが、幼児には機器使用に対して危険を及ぼすのでダメなのか、または今後設置する計画があるのかを町民福祉部長の見解を伺いたいと思います。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

○板坂 要町民福祉部長 森山議員のAED（自動体外式除細動器）を保育園、幼稚園に設置する計画があるかのご質問にお答えいたします。

平成16年に厚生労働省が一般市民へのAED使用を認めたことにより、本町では平成18年度より中学校や小学校の教育施設や公民館等の公共施設に順次設置をしてきました。

また、平成18年には、1歳以上の小児に対しても薬事法上の承認を受けた小児用パッドを備えたAEDの使用が認められましたが、現在、当町の町立保育園、幼稚園については、まだ設置されていない状況であります。

小児において、心停止の原因のほとんどが溺水、誤飲、外傷性などによる呼吸原生心停止であり、これらはAEDによる除細動の適用外となっております。除細動の適用対象となるのは、心室細動、心室頻脈の致死的不整脈となっております。

なお、当町では保育中において心停止した事例の報告は現在のところ受けておりませんが、今後、園児の安心、安全の観点から、町立の保育園等についてもAED設置について調査、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 森山時夫議員。

○6番 森山時夫議員 今ほどの答弁ありがとうございました。

実際に、保育園、幼稚園の現場に行って職員の方に聞きましたが、やはりこういうとっさな処置のものは、ぜひ必要であるという、そういう声も聞いておりますので今後ともよろしく願いをいたします。

次に、AEDの時間外使用についてお伺いいたします。

設置施設は分かりましたが、問題は設置場所がすべて室内であること。そういうことで、管理者が不在では全く効果がなく、過去にも突発の事態に、近くにあることを知りながら持ち出せなかったというお話も聞いたことがあります。

社会の初動処置の手法として浸透しつつあるAED。「備えあれば憂いなし」ふだんからいざというときのために準備しておけば、万が一の場合には心配はないという安心感がありますが、逆にいざというときに持ち出せなかったとなると、ことわざで言いますけれど「宝の持ち腐れ」役に立つ物や優れた能力を持っていても、それを活用できないことになります。

町内の公共施設に設置してあるAEDの過去の使用状況を見ますと、平成22年の5月に一度、平成23年、ことしの1月に1回それぞれ使用し、実際にパッドを装着したがショックメッセージがなかったために実際に稼働までに至らなかったということですが、実際、目の前で1分1秒を争う事態があれば、あらゆる手段をとることは当たり前のことだと思います。

命がある限り、いつエラーが起きるかも分かりません。

救急隊が早いのか、みずからの初動処置が早いのか、そのときの状況は予測が付きません。今や各地区の身近なところに設置してあるAED、高価なものではありますが、いつでも使える状態が最も安心につながるとは思います。最良の対策が実現できるよう町長のご意見をお聞かせ願います。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 AEDを24時間いつでも使用できる体制にとのご質問にお答えいたします。

ご質問にありました津幡町での2例のケースについてでございますが、両ケースとも周りの方々の機転によりAEDを装着、正しい手順により処置を進めておりました。残念ながら、お一人は処置の時点においてすでに間に合わない状態であったということでございます。また、もう1人の方につきましては、処置を進めている中で、心臓マッサージ等の心肺蘇生行為により意識を回復し、AEDの通電自体は行われず、無事を確認できたということでございます。現場に居合わせた方々には、心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、津幡町ではAEDを各学校、公民館、倶利伽羅塾など町の主な施設に設置し、適正な状態で管理し、緊急時に備えております。

万が一、開館時間外等で今すぐに対応しなければならないという事態に直面した場合、その場にいる関係の方の判断で、施設にあるAEDを玄関などのガラスを壊してでも持ち出していただいて命を救う行動は、私は許されるものと思っております。

安全、安心がまちづくりの基本でございます。人的育成の観点からも、1人でも多くの町民の方がもしものときに対応できますよう、今後も救命講習会、AED講習会を開催してまいりたいと考えております。

一方、消防署におきましては、救急車2台体制で救急の要請に対応しているところでございますが、その2台が出払っている場合も当然想定しなければなりません。そのような場合、消防本部におきまして救急通報受信後、ただちに消防職員2名がAED等の応急処置資器材を所持し、緊急車両にて出動、応急処置をするとともに、金沢市消防局内の消防通信指令センターより消防相互応援協定に基づき、直近の近隣市町消防本部へ救急車出動の指令をする体制をとっておりますことを申し添えておきます。

○南田孝是議長 森山時夫議員。

○6番 森山時夫議員 今ほどの町長の詳細に対応していただけるということをお聞きしまして、私も非常に安堵した状態です。ありがとうございます。

それでは次に、2点目に、ことしの豪雪に関する町の除雪体制についてお伺いをいたします。

記憶にもあるように、昨年の大みそかよりことしの1月31日の1か月間の降雪量は近年まれな大雪になり、各地区では雪の捨て場もなく大変苦労したかと思っております。近年、地球温暖化により暖冬の傾向があり、降雪があっても2、3日で解けるの繰り返しで、冬もあまり苦にならない状態が続いておりました。しかし、この冬はいつもと様相が違って積った雪が解けない。1月中旬から毎日降り積もり、低温のために久しぶりにつららもどンドン成長して、中にはその風景を写真におさめる、そういう姿も見受けられました。しかし、そういう穏やかな生活もつかの間で、雪との格闘が毎日続き、山間地では生活が麻痺寸前まで達したような状態であります。

さて、津幡町の道路除雪計画書でありますけれども、冬期の道路交通の確保を図り、民生の安定向上と産業経済の振興を図るとして、除雪路線の優先度は町道のうち第1次、第2次、第3次と区分されております。第1次路線では国道、県道より各集落に通じる主要な幹線町道と明記をしております。特に、ことしのような豪雪の場合、ロータリー除雪車の出動稼働時間は過去最高になったことは間違いのないと思います。

私も1月の15日ごろ、家の前で積雪60センチほどのときに、山間部のほうはどういうことにな

っているかということで奥のほうへ入ったわけなんですけども、上野から興津までの8集落を見てまいりました。特に、いつも河合谷の方面は積雪が多いと思っておりましたが、この時点では笠池ヶ原が最も多く感じ、すでに1メートル以上の積雪がありました。その後、毎日解けることなく降り積もり、1月23日に再度行ったところ、近年に見たこともない、本当に別世界でもあり、庭先や集落内道路の除雪は、もはや人海戦術では限界の状態でありました。ましてや、町の除雪管理道路も幅員もなく、対向車が来ないことを祈りながらの運転で、すぐに状況を町の関係部署に説明しましたが、ロータリー除雪車の手配がつかず山間部の一部は間に合わなかったことが現実のようです。

町の警戒態勢基準、役場内で60センチと決めてありますけども、管内指定積雪量観測箇所、7か所津幡町にあるわけなんですけども、津幡町役場、河合谷町民センター、倶利伽羅、南横根、興津、木窪、笠野小学校の観測地点で、ことしの冬は2メートルを超える地点も何か所かあったと思いますけども、除雪実施要領によると管内指定積雪量観測所がほぼ警戒積雪深に達するおそれがあるとき警戒態勢に移行を決定するとありますが、今回、山間地区方面の住民が悲鳴を上げているにもかかわらず雪害対策本部が設置されなかったのが実態でありまして、実際に指定積雪量観測所での積雪深の警戒基準とは何センチぐらいになると対応するのか、産業建設部長にお伺いをいたします。

○南田孝是議長 川村産業建設部長。

○川村善一産業建設部長 豪雪に関する町の除雪体制についてのご質問にお答えいたします。

ことしの冬は平成18年以来の大雪となり、道路の除雪費用に関しましては当初予算を大幅に超える結果となりました。

津幡町道路除雪実施計画書では、平常時は除雪対策本部を設け、役場観測所において降雪量が10センチメートルを超えた場合に除雪路線全線の除雪を実施することとなっておりますが、山間部等、特に降雪が多く見込まれる場合は、随時パトロールを実施し、必要に応じ地域ごとに除雪を行い、また、除雪した雪が路肩にたまり道路幅員の確保が困難になった場合は、町有ロータリー除雪車および除雪業者による排雪作業等を行い、道路の幅員確保に努めてまいりました。

ご質問の雪害対策本部につきましては、役場観測所で積雪量が60センチメートルを超えた場合に設置することとなっております。ことしの冬は、1月31日のみ役場観測所において基準積雪深を超える積雪が観測されましたが、その後の気象情報等により天候の回復が見込まれ、降雪量も少ないと判断されたことにより、雪害対策本部の設置は見合わせました。しかしながら、その対策は本部設置に準じた対応を行ったものであります。

今後も冬期の道路交通確保のため、除雪に万全を期していきたいと存じます。

○南田孝是議長 森山時夫議員。

○6番 森山時夫議員 ただ、気象条件や地域により積雪深が大きく異なるため、今後はもっときめ細かく早めの対応をお願いをいたしたいと思います。

次に、2月に入ってから高齢者やひとり暮らしの家庭の除雪支援依頼、また、屋根の雪おろし業者の紹介一覧などが配布をされました。高齢者に聞くと「年金暮らしには高額で屋根雪おろしは頼めない」と、そういう苦痛なお話を聞き、また、除雪の支援を試みても、親戚にあっても遠慮がちで受け入れをしている状態です。ましてや、顔見知りであっては丁重に断られる、そういうことが多いのが現状でありました。

これから行政でボランティアの受け入れや助成金の制度などを取り決めて行動を起こさないと、ことしと同様、毎年同じことが繰り返されることに違いありません。今後、そういう生活弱者に受け入れられる除雪支援対策を進めるために、行政として町長の見解をお伺いをいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 豪雪に関する町の除雪体制についてのご質問にお答えいたします。

去る3月の第2回議会定例会におきまして、塩谷議員からのご質問があった際の答弁内容と一部重複する点があるかもしれませんが、ご容赦を願いたいと思います。

町では、平成18年の豪雪で雪害対策本部を設置した際、高齢者世帯等への除雪対応に一部公平性に欠けたこともあり、個人住居の除雪や屋根の雪おろしについては、親族または民間業者への依頼や地域での支え合い活動での対応を原則としてお願いをしておりました。

しかし、少子高齢化と核家族化が急速に進む中、高齢者世帯の家族状況や地域における人と人とのつながりの希薄化などをかんがみますと、森山議員がご指摘されるように自助共助ではどうしようもできない場合があることも事実であると思われまます。

このようなことから、今後は現状の実態に即した支援体制、支援制度が必要であると考えております。そのためにボランティアを活用した除雪支援体制および高齢者世帯等への除雪費の助成について、早急に先進自治体の取り組みについて調査、検討を開始いたしました。今シーズンに対応できるよう助成制度の創設を目指し、支援が必要な方々への福祉向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○南田孝是議長 森山時夫議員。

○6番 森山時夫議員 今ほど推進的なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

また今後とも、そういう皆さんのために、町民のためによりしくお願いをいたします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○南田孝是議長 以上で6番 森山時夫議員の一般質問を終わります。

次に、7番 角井外喜雄議員。

○7番 角井外喜雄議員 7番、角井です。

今定例議会に2点の質問をいたします。

まず1点目は、役場庁舎内に分煙室の設置を要望する質問をいたします。

厚生労働省が公共的空間を原則として公共施設を全面禁煙とするよう求めておりますが、一方で喫煙場所の設置は可能で、禁煙場所に煙が流出しないような措置を講じることが条件となっています。分煙基準適用に当たっての考え方は、受動喫煙の健康に与える影響を排除するためと快適な環境の形成の促進を図ることを目的としています。

受動喫煙の影響が極めて大きい乳幼児、子ども、妊産婦、有病者などの利用が多い場所は、受動喫煙の排除および教育上の配慮から全面禁煙とすることを原則としています。しかし、それ以外の施設については、空間分煙を原則として最も効果的な分煙方法である完全分煙が望ましいあり方としています。休憩所や待合室のために設けられたロビー、休憩所などは、たばこを吸う人、吸わない人を問わず同じように利用できる空間であることが必要だと私は思っております。それらの場所には確実に分煙を行い、非喫煙者に対しては受動喫煙のない空間を確保することが求められております。

ことしより役場庁舎内は全面禁煙となりました。私の考えでは、禁煙施設は保健医療関係施設、

未成年者の喫煙防止をするための教育機関、児童福祉施設などの公共施設であります。しかし、同じ公共施設ではあります。役場庁舎内は管理者の判断で完全分煙が講じられた喫煙場所を定め、その場所のみ喫煙可能とする対策がなされていれば、全面禁煙しなくてもよいのではないかと考えています。

今、各公共施設の禁煙は時代の流れとして全面禁煙が進行していますが、これらの問題は喫煙者のマナーの悪さが原因ではないかと思えます。周囲でたばこを吸っている人がいると、たばこを吸わない人にとっては健康被害に加え、食事の味を損ねたり、衣服ににおいがしみついたり、混雑している場所では子どもにやけどを負わせるような、そういう事態になるということは想定されます。いわゆる喫煙マナーが求められている今、そういう時代に入ってきているのかなと思えます。私のように愛煙家にとっては、非常に肩身の狭い思いをしながらも、国が認めた嗜好品であり、健康には悪いと言われながらも自己責任でたばこを吸っております。

仮に、喫煙者を異端者として社会の場から排除するような対策はあってはならないと思えます。今後も自由にたばこを吸える場所が減ってくると思えますが、たばこ関連会社では多くの雇用が確保され、町においても日本フィルター津幡工場があり240名の雇用がなされています。そのほか、葉たばこ耕作者、たばこ販売店など多くの方々が生計を立てており、さらには、たばこ税を初め関連企業の固定資産税、町民法人税など、国、自治体にとってはなくてはならない税収であります。

県庁、その他の自治体では完全分煙室を設置し、喫煙者の場所が確保されていますが、役場庁舎内は喫煙される方は自転車置き場の吹きさらしの場所でたばこを吸っております。これからまだもう少し時期はあるんですけど、冬場ともなると体を震わせながら……、

〔議席から笑いあり〕

たばこを吸う姿を想像しますと、たばこを吸う人は人間社会から……、

〔議席から笑いあり〕

排除されたような、そういう時代に入ったのかなというふうに、いやな予感がいたします。

以上のことを申し上げましたが、今後、庁舎内を全面禁煙ではなく適数と適所をよく検討した上で、完全分煙室を設置し、町民サービスを執行されている職員の方々や役場に来られる町民の喫煙者に配慮した分煙室を設置するよう要望いたします。

町長、お願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 角井議員の役場庁舎内に分煙室の設置をとのご質問にお答えをいたします。

役場庁舎における分煙対策につきましては、平成11年度から受動喫煙対策として分煙機を設置することにより分煙を実施してまいりました。

しかしながら、健康に対する意識の向上や禁煙施設の増加という昨今の社会情勢を考慮し、かつ昨年の9月議会定例会で荒井議員の一般質問にお答えしましたとおり、ことしの3月末をもって庁舎内のすべての分煙機を撤去いたしました。そして、庁舎内を全面禁煙として屋外に灰皿を設置する等の措置を講じ、来庁される方々にもご理解をいただいていると認識をしております。

一方で、角井議員のご指摘のように、たばこ税や日本フィルター工業津幡工場など関連企業の固定資産税等の収入につきましては、大変貴重な財源でもございます。

しかしながら、不特定多数の方が利用する公共施設については、特に受動喫煙対策を図ってい

かなければならないものと思っております。

角井議員のご提案でございます庁舎内における完全分煙室の設置につきましては、分煙効果を高め、受動喫煙防止の観点から有効であると考えられますが、庁舎内に喫煙室を設置するには、ある程度のスペースと費用が必要でございます。現状では、庁舎が極めて手狭であることに加え、4月から庁舎内を全面禁煙と定めたばかりでもあり、もう少し様子を見て完全分煙につきまして検討してみたいと思っております。

なお、庁舎内において一定の喫煙場所の確保、そして、嫌煙権の確保、この両方にきちんと対応できるような対策をあわせて検討したいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げますの次第でございます。

○南田孝是議長 角井外喜雄議員。

○7番 角井外喜雄議員 今ほど町長さんの答弁を聞いておりました、前向きにとらえてよいのか。

〔議席から笑いあり〕

さて、相当時間がかかるのかなと、どちらをどういうふうにとらえてよいのかと、ちょっと私も迷いながら……、

〔議席から笑いあり〕

答弁を聞いておりました。

これは、私のご意見として申し上げますが、私も長い間たばこ関連企業で勤務をし、人一倍たばこに関しては関心を持っております。しかし、たばこというのは人間社会において長い歴史があります。そしてまた、吸う人にとっては憩いのひとときを求めて煙を揺らしております。今、町長さんの答弁を聞いておりました、スペースと、そういうスペースがあるかないか、あるいはまた、それにかかる費用がどうなのか。これは4月から実施したばかりであり、今すぐこの答えを恐らく出すのはちょっと無理があるのかなという気はしております。

しかしながら、私も長い間たばこ関連で勤めておりました、たばこに関しての要求をこれから私はしていきたいと思っております。また、時間があつたときに町長のところにお邪魔しながら……、

〔議席から笑いあり〕

私の意見を交えて、よい検討になればなという助言をしていきたいというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

次に、公民館の管理運営についてお伺いをいたします。

公民館は社会教育法によって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。

町の公民館は、それぞれ地域に根差した事業を行っていますが、各公民館の事業内容によって町からの補助金が違っております。地域の協力金も各地区によって違いがあります。そして、各公民館の施設にも違いがあります。調理器具や放送設備、コピー機、パソコンなど多くの施設機器がありますが、相当の年数が経過し、故障が頻繁に発生して使用不能なものがあるかと思っております。

1点目の具体的な質問であります、私の地域の公民館で数年前からコピー機の紙詰まりが頻繁に発生しまして、苦情が絶えませんでした。メーカーに依頼をして修理はしてもらいましたが、なかなか直りませんでした。そこで、地域の判断でコピー機を取りかえました。そして、しばらく

く使っておりましたが、コピー機、おそらくこれは町の所有物でないのかなと思ひまして、町に問い合わせたところ、「そうだ」と。大変、地域の独断と判断でご迷惑をかけたことはお詫びをいたします。しかしながら、今後このような類似する事態が、あるいはそういう機器が発生しますと、町に相談をまずしなければならないのが基本だと思います。しかし、相談をしても明快な答えが返ってこない場合もあります。

さて、それらの機器を更新する基準があるのかなのか。あるとすれば、それが各公民館に示されているのか。ないとすれば、どのような判断で更新を申請すればいいのか。非常に迷ってくる場面があるかと思ひます。町に聞いたところ、町が設置した機器については町が管理する。しかし、地域で購入したのものについては地域が管理していただきたいということを言われました。待てよと。ところで公民館というのは、必要があつて地域が購入したものであります。これは大きな意味では、公民館事業の設備であります。必要だから買ったのであり、さて、それが一体何を基準として、そういうものが諮れるのかなということをまず教育部長にお伺ひいたします。

2点目は、公民館の運営目的は先ほど申し上げましたが、社会教育法に示されている趣旨に基づいて各公民館は事業を行っています。

地域の歴史や文化、伝統を目的とした活動、地域で自然環境の保全を図るための事業、新たな地域の融和と健康を目的とした事業展開など、今後の公民館に託された役割は地域のコミュニティの場としてこれからも重要な施設であります。公民館の事業計画は、地域が自主的に取り組む計画を町に提出し、町から計画に基づき社会教育振興協議会事業補助金が各公民館へ支給されていて、その補助金と地域協力金で今現在、公民館事業を行っています。今、地域では世代間の相違や新たに居住された住民とのコミュニケーションがなかなか取れていないのではないかなと私は思っております。公民館が核となり、地域住民の融和を図り、地域の一体感を醸成するような事業展開をしなければならないというふうに思っております。

自主事業を行うと事業経費がかかり、内容によっては器具が必要となり予算増が見込まれます。町はどのように対応されるのか。いわゆる新たな事業計画をしたときに、それは予算として町にみてもらえるのか、どうなのか。

以上2点、教育部長お願いいたします。

○南田孝是議長 大坂教育部長。

○大坂 茂教育部長 公民館に町が設置した設備機器の更新の目安となる基準があるのかなのか。どのような基準で町に要望すればよいのかとのご質問にお答えいたします。

まず、町が設置、購入した公民館運営に必要と思われる設備機器や備品につきましては、町の所有物となるため維持管理は町の費用で対応いたしますが、地域の判断で購入した設備機器や備品については、地元公民館の予算で維持管理をしていただくことが基本となっております。

また、地域が町との協議の上購入し、町が寄附を受けることになった設備につきましては、今回のケースですが維持管理は町の責任で行うことが基本であります。

町が設置した備品なども年数がたつとともに不具合が生じてくるわけではありますが、例えば、今ご指摘の、必需品のコピー機に関しましては、契約上は5年間のリースを終え、その時点でよほどの不具合がなければ再リース、さらに再々リース、再々再リースをお願いしております。再リースの場合の料金は1か月の料金で1年分を賄えるほどでありますので、財政的には大変助かっております。ただ、不具合の程度によっては、早く更新しなければならないケースもあるかと

思われますが、はっきりとした目安になる基準がないのが現状であります。また、町が設置したコピー機以外の備品の修繕や更新につきましても、早急に担当課に相談いただきたいと思いますっております。

続いて、新たな事業に対する社会教育振興協議会の増額を要望した場合、町はどのように対応するのかとのご質問にお答えいたします。

現在、公民館が展開している事業は、地域の皆さまにとってはとても大事な事業だと思っております。今後も地域や時節が求める活動を町としても期待しているところでございます。

このような場合、申請事業の内容等を精査させていただき、必要と思われる経費につきましては、町財政担当課と調整を行い予算要求および査定を受け、最終的には町長が議会に予算案を提出するという、その延長上で決定するということとなります。

こういった流れをご理解をいただき、今後とも公民館事業の運営にご協力をお願いします。

以上です。

○南田孝是議長 角井外喜雄議員。

○7番 角井外喜雄議員 再質問いたします。

今、町が設置したものについては、町が管理運営していくということと言われました。そして、それらの機器、いろんな機器があります。5年間リースしているものがあれば、リースしていないものもあります。例えば、放送設備です。いろんなものがあります。恐らく、私は、これ今聞いたところコピー機を対象にして言われたのかな、リース物件を対象にして言われたのかなと思います。まず、町として各公民館にどういう設備があるのか、恐らく台帳に載っていると思います。それらの台帳をきっちりと管理するのも教育課の役割であります。

私は今回、地域の判断で、独断でやりましたが、非常にこれはせっぱ詰まった厳しい目での判断であります。

したがって、町が設置したものについては責任をもって町がやるというふうに答弁されたからには、あらゆる面の細かいことまでいいですよ、本当に公民館が必要としているものについては、きちっとした管理運営をしていただきたいと思いますと思いますが、もう1回ちょっとその辺の感覚、いわば公民館全体の設備をとらえてどういう感じでおられるのか、今、5年間リース、再リース、再々リースと言われましたが、リース物件でないものもありますから、恐らくこれはどういう感触でおられるのか。

○南田孝是議長 大坂教育部長。

○大坂 茂教育部長 では、今の再質問にお答えいたします。

先ほど申されたように、各公民館が所有する備品設備等は差がございます。毎年、その施設設備につきましては、備品台帳等によって管理しております。それがいったい何年ごろに設置したものか、どこから来たものかどうかもとらえているわけでございます。そして、その設備を運営していくに当たりましては、不具合が生じた場合は公民館主事を通じて、うちのほうに相談がございます。放置するわけではありませので、予算の範囲内で優先順位を定めた上で随時更新という運びとなります。

ご理解をよろしく願いいたします。

○南田孝是議長 角井外喜雄議員。

○7番 角井外喜雄議員 はい、分かりました。

早速、次から町にその種の要望をしたいなど、安心して要望ができることになったのかなというふうに解釈いたしました。

続いて、町長にご質問するわけでありますが、先ほど申し上げましたように、公民館事業というのは、これは地域にとっては本当によりどころであります。そしてまた、いろんなそれぞれの地域によって新しい事業も行うし、そしてまた、先日、総合型地域スポーツクラブも立ち上げられました。その中には当然、公民館も加わっていきだろうと、だろうというよりも加わっていきます。ますます公民館としての役割が大きくなったなということを実感しておりますが、今後、その幅広い活動をしたときに、いろんな器具とか備品が必要になってきます。これはなかなか町に要望しても買ってもらえないのが今の現状であろうかと思えます。しかし、安価な物ならば、私はこれは地域で判断をして地域が買えばいいと思えます。すべてがすべて町に頼ることではなく、地域のことはみずから地域が責任を持ってやるのが筋だというふうに私は理解をしておりますが、しかし、高額なものについて、どうしてもこの事業をやるためにはこの設備が必要だとなったときに、ある自治体を見ますと、そういう備品購入補助金要綱という、そういう制度を取り入れている自治体もございます。

ぜひ、町にもそういう地域の活動をバックアップするような、そういう制度の創設がぜひできないのかなということをお願いいたしますが、町長のご意見をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 公民館に対し備品購入に対する助成制度を創設することを提案するというご質問についてお答えいたします。

角井議員のおっしゃるとおり、地域における公民館の役割はますます重要なものとなっております。地域の生涯学習の場や特色ある文化の醸成の場となるばかりでなく、公民館には地域住民の交流の拠点、地域づくりの拠点という機能も求められております。地区公民館などで多様な事業に取り組み、協働による幅広い地域づくりを進め、行政がその支援をしながら協働でのまちづくりを推進していかなければならないと考えているところでございます。

しかしながら、備品購入につきましては、それぞれ実施されるその事業に必要であるかどうか検討されるべきであり、言いかえれば、事業活動を継続していくために必要不可欠であれば当然、備品購入も対象になるものと考えております。

ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○南田孝是議長 角井外喜雄議員。

○7番 角井外喜雄議員 今ほど町長さんの答弁を聞きまして、備品購入も対象になるというようなご答弁であったかと思えます。

またそういうときが来ましたら関係書類を提出し、町へ要望してまいりたいというふうに思っています。

以上で終わります。

○南田孝是議長 以上で7番 角井外喜雄議員の一般質問を終わります。

次に、5番 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。

私は、志賀町の志賀原発について質問いたします。

津幡町は志賀原発から50キロメートル圏内にあります。その志賀原発に対する町の対応につい

て質問をする前に、福島第一原発事故による災害は本来、自然のもとで起こることは決してあり得ない人災であり、これからはかり知れない悪影響を考へても、人類である、人間である私たち一人一人に問われている重大な問題であるということをも最初に申し上げたいと思ひます。

津幡町は、志賀原発から40ないし50キロメートル圏内にあります。

また、福井県は実験炉まで含めると15基を抱える原発銀座と言われ、そのうち最も近い敦賀原発から津幡町は約120キロメートル圏内にあります。

いまだ収束しない福島第一原発事故によって、従来の原発政策で想定する原発から半径10キロメートル圏内をはるかに超えた地域が多大な被害を受けているということが明白となり、広い範囲の住民が避難しなければならない状況になっています。福島第一原発から47キロメートル離れている飯館村の人たちも、避難しても故郷に帰れるのか、帰れないのか、放射能に汚染された地域のその先行きは全く見えません。私たちは、その責任をとる手だてもないまま、子や孫たちの世代に放射能を押しつけていくことになるのでしょうか。その事実を今、私たちは目の当たりにしています。

これまで原発立地の道・県・市町が電力会社との安全協定を締結してきましたが、全国においてより広範囲の自治体が電力会社との安全協定の締結あるいは協議の場を設けている、そのような動きがあります。

最近では、富山県の石井知事が富山県内の自治体の同意取りつけを北陸電力に求め、志賀原発から半径30キロ圏内にある氷見市の理解を得ることも必要だとしています。七尾市の武元市長も事故が起これば七尾などが厳しい状況に置かれることはもう目に見えている。近隣自治体も安全協定に加わるべきだとし、羽咋の山辺市長は志賀住民以外へも住民に対する説明会に応じるよう要望し、また、そして、羽咋議会ではE P Z（防災対策の重点地域）の見直しを北陸電力に強く要請しております。もはや原発からわずか半径10キロ圏内の原発立地の自治体だけの問題では済まないことは、だれもが承知していることです。

町民の安全、安心のまちづくりをするためには、津幡町は原発に対してどのように向き合うべきだと考へますか。町長は実際にどのように向き合うのですか。

志賀原発1号機と2号機の2つが今とまっております。津幡町にも影響を与えかねない志賀原発の再稼働について、どのように考へていますか。また、北陸電力は東日本大震災当日の3月11日まで、非常に危険性の高いプルサーマル計画への実施を進めていました。プルサーマルとは、原子力発電所で使い終わった使用済み核燃料からプルトニウムを再処理して取り出し、ウランと混ぜ合わせてつくった混合酸化燃料、MOX燃料を従来の原子力発電所で使用することを言います。そのプルサーマルからは、高熱を帯びたもともと危険度が高い放射性廃棄物が生まれ、それは、そのまま志賀町の原発内に閉じ込めておくしか今のところ方法はあります。

一たん事故が起これば、津幡町の安全、安心はあり得ません。

現在の原発状況をしっかり見据えて、人災である原発事故から町民の安全を守るための意見書をこの津幡町から国・県、北陸電力に対して発信する考へはありますか。

町長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 中村議員の志賀原発から50キロメートル圏内にある津幡町の原発への対応はどのご質問にお答えいたします。

原子力発電は、我が国の発電電力量の約30パーセントを占めていることを考慮しますと、電力の安定供給には欠かせないものとなっているのが現状でございます。

しかしながら、福島第一原子力発電所の事故に見られますように、一度事故が起きますとその影響は甚大なものとなってしまいますので、原子力発電所は安全が確保されての運転が大前提であると思っております。また、国の原子力安全委員会では、今回の事故を受け、安全設計審査指針を見直す方針を示していることから、今後、安全対策にはさらに厳しく規定されるものと思っております。

志賀原子力発電所につきまして、北陸電力では電源喪失時に備えて非常用電源車5台を初め、低圧発電機やケーブル、変圧器を確保するなど対策が講じられました。この対策により、運転監視や注水設備等の電源を確保するなど安全対策が強化されたとのことであります。また、発電所敷地内への浸水防止策として防潮堤の建設を初めとするさまざまな安全強化策につきましても、今後2年程度で講じるようでございます。

志賀原子力発電所の再稼働に当たりましては、北陸電力と原発立地の志賀町ならびに石川県が安全協定に基づいて同意に達した場合に可能となるものと認識をしております。

北陸電力には、今後とも適切に対応していただけるものと確信しているところでございます。

志賀原発でのプルサーマル導入につきましては、原子力安全・保安院の1次審査をパスしたのは3月11日とのことであります。その後、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受けまして、北陸電力も停止中の志賀原子力発電所1、2号機について「福島第一原発の事故原因の解明が進み、地元の理解が得られるまで動かさない」とも述べております。

また、谷本石川県知事や小泉志賀町長も現状ではプルサーマルを容認できない考えを示しておられるようでございます。

したがって、当町から現段階では意見書を出すまでもないものと考えております。

**○南田孝是議長** 中村一子議員。

**○5番 中村一子議員** 再質問いたします。

まず、意見書を出すことは必要ないという答弁でございましたが、これからは各自治体がみんな当事者ではないでしょうか。国、そして、地元自治体と言うからそれにお任せするという姿勢では、この津幡町の自治体としての、この町民の安全、安心を守ることができると思われませんか。

例えば、東京電力は福島原発事故を想定外の原発事故だと言いました。では、想定外が引き起こしたこの原発事故と、その結果もたらされたこの災難、どう考えられますか。

東京電力のいうこの想定外の事故を回避することを何よりも優先するという考えに立つのなら、私はこの危険きわまりない原発に対し、その廃止を求め、新設、増設にも否定的にならざるを得ません。私としては、脱原発の道を選ぶということ、そのことにほかならないと思っております。

なぜならもう一度言いますが、想定外ということは、それによって引き起こされた今回の大災害、それは、これから今後何年も続いてまいります。例えば、津幡町の子どもたちの食生活、給食があります。食べ物はいろんな全国を回ります。いつ何どき津幡町に入ってくるのか、そのチェック管理をどうするのか、さまざまな問題をこれから考えていかなければなりません。そういう意味においても、この自治体として、町長として何らかの意見を国・県、そして、電力会社に発するべきではないでしょうか。

答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 中村議員の再質問にお答えいたします。

言われることにつきまして、まず私は、地元の志賀町これありきだと思っております。

そして、その次に近隣市町なり我々の自治体があるというふうに思います。そしてまた、我々を包括する石川県がございます。

谷本知事も県民のことをだれよりも考えているということも確信をしております。そういうことを考えますと、まず志賀町なり、石川県の考え方がやはり優先するのではないかと私自身は考えているところでございます。

中村議員言われますとおり、町民の安全、安心というものは、私はどなたよりも深く大事なものであるということを考えております。

○南田孝是議長 この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午前11時54分

〔再開〕 午後1時00分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18名です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

5番 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 引き続き、5番、中村一子は質問を続けさせていただきます。

先ほどの町長のご答弁を聞かせていただいた分に関してですが、まだ町長は原発に対して当事者としての意識が足りないのではないかなという思いを持ちました。

国の原発によるエネルギー政策に対し、その見直しを求め、脱原発社会を構築していかなければならないということを訴えて、次の質問に入ります。

続きまして、次は、この東日本大震災による大災害を受け、全国の自治体においても防災計画の見直しや避難訓練の重要性が改めて議論されています。

ことし4月に一部供用開始となりましたあがた公園は、防災計画としての機能を持つとうたわれています。私は過去に3回、あがた公園について一般質問をしております。そのときの町長は村町長でございますが、答弁では「あがた公園は、大規模災害時には周辺地域の一時避難所として利用できるよう計画していて、防災公園としての役割があり、多くの皆さまの安全、安心を確保し、その事業の推進に真の行政の責務がある」というご答弁でありました。

実際、公園内には防災備蓄倉庫も設置される計画です。町は、昨年このような大きな地震ハザードマップを作成しております。

〔中村議員地震ハザードマップを掲示〕

森本富樫断層においてマグニチュード7.2の地震が起こったら、あるいは直下型マグニチュード6.9の地震が起きた場合、町の震度はどうか。この地震ハザードマップを見ますと、JR七尾線からほぼ西側全域で最高震度7の揺れが予想され、あがた公園周辺はもちろん震度7の揺れとなっております。また、あがた公園周辺地域は、中程度の液状化が見られる地域に当たります。液状化によって建物が傾いたり、沈んでしまったりの被害が考えられます。地震の危険度で見れば、あがた公園周辺地域、特に公園の南側に接する裏舟橋地区は、町内でも家屋の倒壊の危険性

が最も高い地域に当たり、建物全壊率は70パーセント以上であると想定されています。地図上ではこの地域周辺のみ真っ赤になっております。

〔中村議員地震ハザードマップを掲示〕

地震ハザードマップを見る限りでは、大地震が起きた場合、最も危険な地域があがた公園とあがた公園周辺地域なのではないかと思いますが、町長はどう思われますか。

2009年に町が作成した洪水ハザードマップは、この新たにまた洪水ハザードマップというのもつくっております。

〔中村議員洪水ハザードマップを掲示〕

それを見ますとですね、あがた公園周辺地域は2日間の総雨量が50年に一度とも100年に一度とも言われる大雨の場合、高さ1メートル以内まで浸水するとされています。そして、そのすぐ西側の田んぼが広がります広大な地域の浸水は、1メートルから2メートルになると予想されています。もともと周辺の田んぼは、河北潟沿岸土地改良区の管轄の土地であり、海拔2メートル以内であると聞いております。

あがた公園は、加茂地区の田んぼを若干の盛り土をしてつくった公園であり、もともとは田んぼです。大雨、洪水に対しても、あがた公園は浸水しやすい地域、そのように思われます。

防災公園としてのあがた公園には、その災害としては具体的に何が想定されていますか。どのような大規模の災害時に防災公園として機能するのでしょうか。町は、どの地域のどのくらいの人数の町民をあがた公園に避難させようと想定しているのでしょうか。避難した人々の安全対策は十分でしょうか。

続きまして、津波への対策についても質問します。

石川県の地域防災計画は、大きな5つの大地震を想定してつくられております。

しかし、津波被害については能登半島東方沖地震が起こった場合にのみ想定されていて、そのときには、珠洲市には最高11メートルの津波が来て、珠洲を中心に能登地方で約3,000棟が消失とされています。内灘への津波は2.4から2.8メートルとされていますが、県は、内灘海岸へ津波の影響の想定地図さえ公表しておりません。

では、能登半島の東方沖ではなく西方沖に地震が起こったらどうなるか。能登半島西方沖70から80キロ沖の水深1,000から2,000メートルの区域は活断層が推測され、津波の発生場所になる可能性が高いということです。能登半島西方沖に大きな地震が起こった場合、加賀地方でも津波は5、6メートルになるおそれがあり、県地域防災計画が東方沖地震で予測している2から3倍の高さの大津波が来るという地震学者による指摘もあります。

また、つい最近、5月27日ですけれども、シグナスで開かれました町民大学講座で「金沢大震災に備えよう～能登半島地震、東日本大震災に学ぶ」と題されました金沢大学の青木賢人准教授が講演されました。その時、青木准教授は「50センチの津波でも人が死ぬことがある。津波とは高さ50センチメートル分の水量が次々と押し寄せてくることであり、その流れの中では人は立っていることはできない。いろいろなものが水と同時に流れてくる。能登半島西方沖地震を想定するならば、津波対策は当然必要で、その見直しが必要である」ということをおっしゃっております。東日本大震災では、津波の被害は海に面しているところだけでなく、海から十数キロ陸地のところも大きな被害を受けました。もちろん地形などの条件も影響していますが、その場所の海面からの高さが影響するというものでした。

そこで、津波に対してあがた公園は防災公園として機能するののかということに関してお聞きいたします。

あがた公園とその周辺地域の海拔は何メートルなのでしょう。また、高さ5メートルの津波が内灘海岸に押し寄せたとき、津幡町への影響はどのようなことが考えられますか。高さ10メートルの場合はどうでしょうか。

最後にですね、あがた公園は当初、北部公園と呼ばれておりました。特別養護老人ホームのあがたの里の周辺地域もその候補地の一つとして考えられていたそうです。

現在の加茂地区に決定されたのは、2007年2月の都市計画審議会においてであったと聞いています。

審議会では、この防災公園という観点から、どのように審議されたのでしょうか。

以上、町長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 あがた公園の防災公園としての機能を問うのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問にありました防災公園としてのあがた公園には災害として何が想定されますかとのことですが、町の地域防災計画では、地震など大規模災害で被害が町内全域にわたる場合は小学校に避難所を設置することとしております。

しかしながら、震災時には家屋の倒壊およびそれに伴い多くの地域で火災の発生が想定されます。その場合、あがた公園は延焼から身を守るための一時避難所として利用できるものと考えております。また今後、防災備蓄倉庫を設置し、災害時の食料や毛布など緊急物資の確保とともに、応急仮設住宅の設置候補地にもなると考えております。

どこの地域のどのくらいの人数がとのことにつきましては、舟橋、加茂、能瀬、庄および公園付近を通過中の方が避難されると想定しており、多目的広場だけで2,000人を超える人が避難することができます。

なお、本来、都市公園はふだんから安心して利用できる公園として整備しておりますので、避難された方々の安全対策は十分に確保できるものと判断をしているところでございます。

予想される災害に応じた説明をとのことですが、先ほども申しましたように、一時的な避難場所として利用していただきたく、大雨や土砂災害時に公園を避難場所として設置するつもりはございません。

あがた公園周辺の海拔は約2メートルで、公園自体は約2メートルから4メートルということになります。高さ5メートル、10メートルの津波はとの質問につきましては、現在、石川県におきましてもそのような想定はなく、お答えしようがありません。仮にそのような事態が発生した場合には、少しでも早く高い場所へ避難をお願いしたいというふうに思っております。

なお、2007年2月に開催されました町都市計画審議会は、都市公園としての計画性を判断いただいたものであり、防災公園としての審議をする場ではありません。また、公園の位置に対する質疑などはなかったというふうに聞いております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 再質問いたします。

これは、洪水とかそういう大雨とかの公園ではないというご答弁いただきました。

火災等ということでございますね。そこに仮設住宅もつくるといことですのでけれども、地震が起こった場合は、今言った津波というものが考えられますが、今は想定されていないというお話でしたけれども、これで能登半島沖の西のほうの地震が起こった場合に、今、実際に5メートルもしくはそれ以上の津波が来ることも想定されているのではないかというふうなお話のもとで質問いたします。

もし、5メートルあるいは10メートルが来た場合に非常に懸念しているのは、河北潟放水路に設置されている防潮水門のことです。現場を見ますと、確かに水門は高さ5.2メートルぐらいまで上がったり下がったり調節する機能がございます。その両脇には大きな大きな広い開口部がありまして、いくらでももし津波が来た場合は水門を横から通り抜けて入ってくる可能性があります。

これは、私、県に対して問い合わせいたしました。実際、県に行ってどうなんだと。そうしましたら、この防潮の水門っていうものは、あくまでも海水が入ってこないように、それから河北潟の水があふれ出ないように、そういう調整機能を持っていると。決して津波対策ではないというお話で、当然、開口部から津波が入ってくる。あそこは大体見た目ですけど2メートル、3メートルぐらいの海拔だなというふうな感じを受けました。決してそんな高いものではございません。切り込んでありますので。広く、何ていうんですか、なだらかに少しずつ砂丘といいますか、高い高台に向けて広がっております。その場合、この津波というのを町としては、やはり真剣に考えていただきたい。

もし、あがた公園を一つの防災公園としてするにしても、この備蓄倉庫というのにいろいろな防災に必要なさまざまなものが、乾パンとかアルファ米とか毛布とかポリ容器とか書かれておりますが、入れられるわけですね。そこへ洪水が来たり、水が来たり、津波が来たりするということが十分に考えられるのではないのでしょうか。そのような場所につくるよりも、あるいは広大で高いところ、それからそういうところでですね備蓄倉庫を考えられたらどうかということを思っております。

このことについて、町長、答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 今回の東日本大震災で想定外という言葉がよく使われるようになりました。想定外の質問ということになるとどうにもならない話なんですけれども、とりあえず今、中村議員がおっしゃるように、例えば、地震によって津波が発生して内灘へ押し寄せてくる。今申されますように、防潮水門を乗り越えてくる可能性がある。私は、乗り越えてくるよりも突き破ってくる可能性もあるんじゃないかとも思っております。

ただ、掘割というか、切ってあるところには入ってくるんですけども、ご存じのとおり、例えば、内灘町役場のところで海拔30メートルということを知っております。金沢医科大学の道路では38メートルという話も聞かされております。ということであれば、まず、内灘の町を越えてくることはないのかなという、これは想定外のことを言われるとどうにもならない話でございますけれども、今言われるような2メートル50センチであったり、5メートルであったり、もしくは10メートルであったりというものがあつたとしても、まず内灘の砂丘を越えてくることはないのかなと。もう一つ、これは私も耳学問で大変申しわけないのですが、こういう公の場で言うことではないのかもしれませんが、三陸の大きな津波が発生した。10メートル、20メートルの高さ

にまでなったあのあたりは、いわゆるリアス式海岸といわれるところであって、広いところから狭いところに来ることによって高くなったという話も聞かされております。すみません、専門家でないものですから事実関係というのはどこまで正しいかということは私何とも言えませんけれども、耳学問であるということと聞いていただきたいのですが、そういうことになれば、もし防潮水門を破って入ってくると、今度は逆に三陸とは違って広がってしまうと。大きく広がる可能性もあるということで、5メートルのものでもかなり低くなる可能性もあるということも聞かされております。

あくまでもこれは想定外の話であって、県が持っている津波ハザードマップでは、金沢の金石港あたりでは2メートル50センチと、最大見積もっても2メートル50センチであるというような話も聞かされておりますので、想定外の話であれば、今言った話でおおむね理解してもらえんじやなかろうかという気がいたしております。

それと防災倉庫につきましては、そのあがた公園の場所だけではなくほかにも用意してございますので、備蓄倉庫ですね。ありますので、転々としているがゆえに1か所だけということでないということだけご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○南田孝是議長 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 想定外のことを考えるのがやはり大きな防災に対する重要なことではないか。つまり想定外のことを考える、それが防災の本来、基本ではないかと思えます。

今言ったことについては、非常に海拔2メートルから3メートル、4メートルぐらいのあがた公園であります。ぜひ、そのことも近隣の私も近くに住んでおりますし、非常に海拔そういうところで洪水の場合どうなのか、地震の場合どうなるかと不安に思っております。避難した場所に2次災害として、そこで人が溺れるとは申しませんが、被害をこうむることも十分に考えられるのではないかと思います。町としてもぜひ、この防災計画のまた見直しと、それから熟慮といえますか、よろしく願います。

ということで、次、3問目の質問に移ります。

次は、JRの駅周辺地域の整備について質問いたします。

津幡町には、金沢市以上に5つのJRの駅がございます。今から40数年前か30年ぐらい前なのか、本津幡駅は津幡駅以上に乗客の乗りおりが多かったのではないのでしょうか。当時の津幡駅といえば、周りは田んぼで、主に中条地区周辺の住民が津幡駅を利用していたので、津幡駅のことを中条の駅と呼ぶ人もいたそうです。しかし、現在は本津幡駅よりも圧倒的に多くの住民が津幡駅を利用しております。

駅は町の発展、そして、住民生活の利便性を図る上でも重要な拠点です。駅周辺の整備は、都市計画に基づいて20年後、30年後を見越して進められなければならないと思えます。

町の都市計画において、駅周辺地域はどのように位置づけられているのか。もし問題点があるとすれば何か。そして今後、どのようにして駅周辺地区を整備していくのか。その計画について質問いたします。

続きまして、津幡駅に関して、とりわけ津幡駅の駐輪場に関して提案させていただきます。

津幡駅は、朝の通勤、通学の時間帯、ロータリーには乗客を送迎する自家用車の列が絶えません。そして、駐輪場には自転車があふれております。

先月、5月半ば、津幡駅の駐輪場には自転車は何台ぐらいとまっているのかと数えてみました。その日は一日じゅう晴れた日で、午後4時ごろ行ってみると、自転車は579台、バイクは6台、合計585台でした。

5月25日水曜日午後4時ごろ、この日も一日じゅう晴れの日で、幾つ自転車があるかと数えましたら698台、バイクが8台で合計706台もありました。駐輪場におさまり切らず、道路にはみ出でてとめてある自転車も見られましたし、駐輪場内の自転車が10台あまり、それ以上もですね、将棋倒しになって倒れておまして、これを起こすのはまたまた大変だなと思った覚えがあります。

5月27日。今度は12時半ごろ、金曜日でございます。この日は曇りで、時々小雨が降りました。自転車は555台、バイクが7台、全部で562台ありました。

現在の駐輪場の収容台数は、一体、何台なのでしょう。津幡駅前の駐輪場の整備計画はどうなっていますか。敷地面積が足りないなら、周辺の土地を利用することができませんか。また、駐輪ラックは機能しておりません。最近の自転車の多くは前輪にかごがついています。ところが、設置されている駐輪ラックは自転車と自転車が向き合うようにして交互に前輪を入れる仕組みのラックなので、向き合った反対側の自転車のかごがつかえて、邪魔になって前輪が入らない。もしくはほとんど入らないんですね。入りにくいというか、入らないんですね。どうしても入らないので、ほとんどその駐輪ラックは機能していないどころか、なるべくラックを避けて自転車がとまっております。

この駐輪場は昭和57年、1982年に設置され、約30年たっております。現在、駐輪ラックにはさまざまなタイプもあり、その駐輪ラックの種類によっては、自転車の収納数をふやすことができるのではないのでしょうか。新しいタイプの駐輪ラックを設置することで問題解決できないか、町長に意見をお伺いしたいと思います。

そして、何よりも駐輪場の問題点を調査し、整備し、解決して、住民が最も使い勝手のよい喜ばれる駐輪場にするべきだと思います。あくまでも、駅周辺の環境整備を都市計画に基づいて総合的に考え、整備していただくことを願っております。

町長、答弁をお願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 都市計画に基づいた駅周辺地域の整備を求めるとのご質問にお答えをいたします。

町の都市計画における駅周辺地域は、第四次津幡町総合計画および津幡町都市計画マスタープランの地域別将来像の中で駅周辺整備として位置づけられております。

津幡駅前広場につきましては、昭和54年度に最終の都市計画決定がなされ、都市計画事業により昭和57年度に駅前整備が完了しております。また、本津幡駅前広場につきましても、平成13年度に最終の都市計画決定がなされ、都市計画事業により平成16年度に整備が完了しているところでございます。

次に、津幡駅前の駐輪場についてのご質問ですが、駐輪場は約700台の収容が可能であり、うち408台が固定式の駐輪ラックへおさまる構造でございます。

中村議員ご指摘のとおり、自転車のかごが大きいなど、駐輪ラックにおさまり切らない、はみ出し自転車や通路に駐輪するマナーの悪い利用者が見受けられる状況から、公共の場所の良好な環境確保と機能低下の防止および自転車利用者の利便を図るため、利用者の多い午前7時から9

時の時間帯におきまして、シルバー人材センターに清掃管理にあわせて自転車整理も委託しているところがございます。

このことにつきましては、以前より決算審査特別委員会などのご指摘により実施したもので、さらに、2階建てへの改修や有料化についても同様にご提案を受けているところがございます。

隣接駐車場の機器老朽化に伴う改修を含む駅前広場全体再整備計画の中におきまして、調査、研究を行ってまいりたいと考えております。

なお、近年、卒業する高校生が駅前駐輪場に自転車を放置していく傾向があるため、今春、放置自転車防止条例に基づき、町内5つの駅すべての駐輪場において、夜間駐車 of 自転車に警告書を取りつけ、1週間以上放置された自転車を301台撤去整理し、新学期に対応いたしました。

さらに、津幡警察署が地元学童クラブ等のボランティアを募り、花のプランターの設置や植えかえをし、防犯環境整備にあわせて駅前通路を確保するなどの事業も展開されております。

今後も利用者のマナーアップに向けて啓発し、駅前広場の駐輪場としてふさわしい環境整備に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○南田孝是議長 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 再質問いたします。

マナーが悪いということですが、現場へ行きますとですね、本当にあふれているんですね。これ入れようにもちょっと入れられないからごめんなさいねって道に置かれる方もいらっしゃいます。通路ということもありますけども、それもやはり狭いなというのが、私の印象でした。周りのちょっと、その地域をみますと、今、JRの津幡駅の向かって右側が新しい塾になっております。そこはどうして塾なのかと聞きましたら、JRの持ち物なだけけれども、そこは自治体でも行政でもそれからJRの意にかなったものであれば借りられるということなんですね。

それから、ほかの地区はどうか分かりませんが、あの周辺地域でもし何か駐輪場に適用できるような場所が探せないかとか、そういうことも考えていただけないかなと思っております。

町長、どうでしょうか。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 どのあたりにその駐輪場の拡幅をするべきなのか。また、今の状況のままで、現況のままで何とかやりくりできないのかどうかとか、いろんなこともあろうかと思っておりますし、また逆に、離れたところに駐輪場をつくっても、また利用されない可能性もこれあり、当然、借りるということになれば予算もついて回るようなことにもなりかねないというふうなことも思っております。若干、検討課題として、頭の中に置かせていただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○南田孝是議長 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 よろしくお願いいいたします。

それでは最後、ボートピアに関する質問でございます。

こちらは通告を出しております。

ボートピア営業開始までの手順等を含め、今後のボートピアについての経緯とどういう手順で進んでいくのかご説明をお願いいたします。

それから細目協定についてなんですけれども、ことしの3月10日の全員協議会にこの細目協定

案が提出されたの受けまして、私は、議長と申しますか、議長に対して3月14日付で細目協定案に関して早急に議員は審議するべきだと文書で提出しております。しかし、まだそういった会議は開かれておりません。なので、細目協定に対して、この場で何点か質問いたしますので、よろしく願いいたします。通告でございます。

この細目協定案にはですね、未成年者に対して保護者同伴の未成年者の入場はどうするのかは、まだ明記されておられません。これについてどう考えられているのか。

それから、習志野市の細目協定では、学生、生徒および未成年者の入場を禁じていますが、津幡町の場合はどうなのか。単に、未成年者となっております。

それから、定例会議、環境委員会の定例会議が、年に1回となっている根拠は何ですか。

それから、2008年3月に細目協定案として出ていたのは、周辺地域の地区の代表がその環境委員会に入っておりました。庄、緑が丘、加茂区の住民です。しかしながら、今回提出された案には区長会の代表が2人入っておりますが、周辺地域の地区の代表は入っておりません。これ入れるべきではないかと思えます。

最後ですけど、この環境委員会、これ住民の声を反映する委員会にしなければならないはずで。その委員の選出方法等を含めどのように考えているか、答弁をお願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 まず、(仮称)ボートピア津幡の営業開始までの道筋としてどんな手順を踏んでいくかということについてお答えいたします。

現在は、ご存じのように、建設地の造成工事を進めているところでございます。

今後の手順といたしましては、建築基準法に基づく建築確認申請、そして、その許可を得た後、(仮称)ボートピア津幡の建設に着手し、完了となりますが、それとは別に、場外発売場の設置に伴う所轄警察との協議や場外発売場運営審議会の審議および審査、国土交通省に対する申請や確認の手続きを経た後、勝舟投票券の発売ということになると思えます。

次に、住民への町主催の説明会……、これはなかったか……。

〔「これも通告にあります」と呼ぶ者あり〕

説明会を開かない理由は何か。住民説明会を開かない理由を再度問うとのことでございますが、これまでに広報つばたへの掲載や前町長が議会を初め、町政教室、町政座談会などのさまざまな会合等で説明を求められ、ご説明を申し上げてきたとお聞きしております。したがって、私が改めて説明会を開くものではないと判断をいたしているところでございます。

次に、国土交通省の認可がおりていない状況の中で、(仮称)ボートピア津幡の建設へ向けて工事が進められている。国土交通省はどのような時点で営業許可の判断を下すのかとのことですが、先ほどお答えしました営業開始までの手順のとおりでございます。

次に、細目協定はいつ、どのような段階でみどり市と結ぶのかということですが、現在、みどり市と協議中で、日程や締結方法を詰めているところでございます。

次に、保護者同伴の未成年者の入場についてでございますが、それぞれの考えがあると存じますが、最終的には保護者が個々に考え、ご判断をいただくことだと私は思っております。

また、学生の入場につきましては、平成19年4月の法律改正に基づき、未成年者の入場を禁止する内容としておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、習志野市の細目協定は、習志野市の事情によるものと理解をしております。

次に、案では環境委員会の定例会議は年1回としている。その理由、根拠はどのことですが、委員会につきましては、最低、年に1回は開催するもので、その他必要に応じて開催できることとしております。

次に、2008年3月の細目協定案を見ると云々とのことですが、津幡町として皆さま方に公表したものではありませんので、お答えはできません。

次に、環境委員会の委員の選出方法をどのようにすることが必要だと考えるか、具体的にとのことですが、住民の声を反映させるべく、当委員会の目的に応じた各種団体を選考しており、代表者につきましては、各団体で選出していただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 再質問をいたします。

国土交通省の許可がおりてから細目協定を結ぶのか、どちらが先か、まず一つです。

それから、ポートピアの建設については、これからこの新しい議会でもし反対決議が出れば、国土交通省は認可できないのかどうか。

3番目ですけれども、定例会議は、これ習志野市はやはり3回しております。このへんの具合どうでしょうかね。3回ということ。

それから最後ですけれども、この環境委員会、これぜひ傍聴させていただきたい。なぜなら住民の声を反映する委員会でなければならないからです。公募も考えていただきたいのですが、いかがですか。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 たくさんありましたので、まず、最初の細目協定と国交省との認可ですか、当然、細目協定のほうが先になるということになります。

それから、委員会を習志野市は3回ということでございますけれども、あくまでも委員長の判断にゆだねられるものであろうというふうに私は考えます。

それから……、

〔「議会の反対決議」と呼ぶ者あり〕

もしそういうことになれば、ある意味では従わざるを得なければならないことになるのかもしれませんが、それは当然、中身等を精査しなければならないということになるろうかというふうに思っています。

○南田孝是議長 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 環境委員会、再質問ではないですよ。答弁いただいてないんです。

環境委員会に対して公募できないか、そして傍聴できないかという2点です。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 公募は今のところ考えていないだろうと思います。

細目協定の中でもそういうことはやらないつもりであります。

それから傍聴につきましては、委員長の判断であらうと私は思います。

以上です。

○南田孝是議長 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 再質問です。

環境委員会は、反対する人、ボートピアを懸念している人も当然入っていなければならないと思うんです。

今、原子力村というのが問題になっております。原子力に賛成の人ばかりが集まっている、これ問題だと思います。

住民の声を反映させるためには、ボートピアに反対する人も委員に出るような仕組みづくりを考えて（ブザー鳴る）……、  
いただきたい。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 各種団体のほうでそれぞれの委員を決めていただくことになろうかと思しますので、その団体にゆだねたいというふうに思います。

〔「以上、中村、一般質問終わりました」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 以上で5番 中村一子議員の一般質問を終わります。

次に、12番 道下政博議員。

○12番 道下政博議員 質問させていただきます前に、今回の4月の統一地方選挙で3期目の当選をさせていただきました。また、初心を忘れずに、しっかりと町議会議員として頑張りたいというふうに思っております。また、あわせて今回、副議長の任もいただきました。議長を支え、また、津幡町の議会の発展のためにしっかり頑張りたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。今回、5点の質問を用意させていただいております。

まず1番目でございますが、自転車と歩行者が共存できるまちづくりをということで質問をさせていただきます。

健康で環境に優しいという観点から、ここ数年、自転車の利用がふえています。そして、東日本大震災を契機に、改めて自転車にスポットが当たっています。

財団法人自転車産業振興協会が5月に発表した販売動向に関する調査では、自転車の小売店の意見として「震災でガソリンが思うように入手できない間、自転車が本当に役に立った。」宮城県の意見です。また、「震災を機に自転車の有用性が見直された。」東京都の声でございます。そういう声が寄せられたそうでもあります。

また、夏の節電に向け、自転車通勤に月額4,000円の手当を支給する会社など、民間企業でも自転車を見直す動きが出てきています。

一方で、自転車利用のマナーが悪化しているという指摘もあります。信号無視やスピードの出し過ぎ、車の間のすり抜けなど、自転車の危険な走行が目立ちます。また、携帯電話を使用しながら走る人もいます。

政府が5月24日に決定した2011年版交通安全白書では、昨年11月に内閣府が行った調査で、自転車が原則として車道通行であることを知らない人が4割に上ったことを指摘し、こうしたマナー低下の実態を踏まえた交通安全教育の必要性などを強調しています。

警視庁の調査では、自転車に関する事故数は15万1,626件、2010年と6年連続で減少しています。ところが、自転車と歩行者による事故は逆に急増しています。例えば、1998年は661件だったのに対し、2010年は2,760件と4倍以上だったとのこと。

警視庁が2007年に示した自転車安全利用5原則は、1番目、自転車は車道が原則、歩道は例外。2番目、車道は左側を通行。3つ目は、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行。4つ目、安全ルールを守る。その中で、飲酒運転、2人乗りの並進の禁止や夜間はライトの点灯、交差点での信号遵守と一時停止、安全確認が義務づけられております。5番目には、子どもはヘルメット着用。以上となっていますが、この5原則、実は、きっちり認識していなかったと感じたのは私だけではないように思いますが、いかがでしょうか。

さらに、交通安全ルールを破ると罰則があります。酒に酔った状態で運転した場合、罰則として5年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられる場合があります。歩行者にも注意が必要で、例えば、自転車と歩行者の接触事故を防ぐために、歩道を歩行者が歩く部分と自転車の通行指定部分に分けるところがふえてきました。しかし、指定部分でスピードを出す一部の自転車もあり、自転車の通行指定部分を避けて歩くように注意が必要となってきております。

以上のようなことから、自転車と歩行者の事故を防ぐには、歩行者、自転車、自動車が安全に共有するまちづくりが不可欠であります。

公明党は、そうした観点から、自転車で走りやすいまちづくりを推進しています。

具体的には、1番目、自転車道、駐輪場の整備。2番目、自転車を共同利用する自転車共有システムの導入。3番目、自転車を電車の中に持ち込めるサイクルトレインの拡大などを提案しています。

自転車は、車道通行が原則ですが、自動車との接触事故を防ぐため、自転車の歩道走行が一般化してきました。これが歩行者との接触事故が多くなった原因でもあります。事故を減らすためには、車道でも歩道でもない自転車道の整備は急務であると思います。

自転車共有システムは、利用者の利便性を高めるとともにマイカー利用を抑制し、二酸化炭素の排出削減を目指す取り組みであり、同様のシステムを取り入れた先進的な自治体もあります。

例えば、北九州では市内10か所に自転車の貸し出しや返却を行うサイクルステーションを設置し、24時間いつでも利用でき、借りた場所とは違う場所で返却ができます。堺市でも市民が自転車を共同利用し、どの専用駐輪場でも貸し出し、返却が可能なコミュニティサイクル制度を運用しているそうです。

こうした制度は、環境に関心の高いヨーロッパ各国ですでに始まっています。

具体的には、1番目、自転車専用道の整備や駐輪場の整備。2番目、自転車を共同利用する自転車共有システムの導入について。当町にあって、安心して自転車と歩行者が共存できるまちづくりを進めていかれるのかを質問をさせていただきます。

矢田町長にお尋ねいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 道下議員の自転車と歩行者が共存できるまちづくりをとのご質問にお答えいたします。

自転車は自動車と並ぶ主要な交通手段であり、広く普及しております。また、町民の環境対策、健康増進等への関心の高まりから、今後さらに自転車利用の増加が見込まれるところでございます。

一方、自転車が絡む交通事故は近年増加しており、自転車事故対策は喫緊の課題であります。また、自転車はその利便性や手ごろな価格という点から、路上駐輪や放置自転車もいまだ多く存

在している状況であります。

当町での自転車専用道路の整備や自転車共有システムの導入は用地の確保等の問題により難しいと考えますが、今後は関係機関と協議を行い、自転車の通行可能な歩道整備や駐輪場整備の可能性について調査、研究をするとともに、自転車のルールの指導やマナーの向上に関して取り組んでまいりたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 道下政博議員。

○12番 道下政博議員 ありがとうございます。今ほどの答弁ですぐにできる内容ではございませんので、今後また、こういう自転車の利用を含めた都市計画づくりといたしますか、そういうところ進めていただければと思います。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

屋内温水プールの進捗と増税の不安解消ということで質問させていただきます。

選挙期間中にある町民の方に質問をされました。「屋内温水プールを実現するって聞いたけれど、健康づくりためには大変ありがたいと思うし、欲しいと思っているけど、無理して借金をして大きくふやして、その借金の返済のための増税をするような、そんな施設であったら要らんげんよ」と言われました。また、そのとおりであると思います。

町民が安心してプールづくりを見守れるような財源確保についての方向性についての説明もお願いをいたします。

また一方で、屋内温水プールの早期実現に向けての大きな期待の声もたくさんいただきました。中には「完成するころには、私はもう生きていないかもしれし早くつくってよ」とも言われました。

以前の答弁にもありましたが、施設整備は町で負担し、施設運営や営業については民間企業でできるところを探しているとのことであったと思いますが、その後、問い合わせとか進捗はあったでしょうか。

現段階での進捗状況と今後の見通しについて質問をいたします。

矢田町長より答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 屋内温水プールの進捗と増税への不安解消をとのご質問にお答えいたします。

本年3月の第2回定例会で荒井議員のご質問にもお答えしましたとおり、屋内温水プール整備の進捗状況につきましては、大変申しわけございませんけれども、現在のところ具体的にお話しできるものはございません。

繰り返しになりますが、建設には多額の財源を要することから、町が単独で行うことは決して容易なことではなく、やはり、平成22年第3回6月議会定例会において道下議員や中村議員、塩谷議員のご質問にお答えしたとおり、具体的な計画が出てきた時点で議員の皆さんにも必ずご説明申し上げたいと考えているところでございます。

目下のところは、町が直営で建設することを想定して、津幡町第四次総合計画に掲載した平成25年度から26年度に建設という期限を実現できるように、国や県の有効な財源の有無を再度検証しながら、仮に直営による建設となった場合でも耐えられるような財政状況を築くよう努める一方で、町長として精力的に活動し、民間企業の誘致にも力を注いでいるところでございます。い

ずれにいたしましても、町の負担を軽減するように最大限努力してまいりたいと考えているところでございます。

なお、屋内温水プール建設財源の創出を目的にした増税などは全く考えておりません。

今後も議員や町民の皆さまのご理解を得ながら、安心、安全で住みよいまちづくりの実現に取り組んでまいりたいと思いますので、何とぞご協力とご支援を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

○南田孝是議長 道下政博議員。

○12番 道下政博議員 はい。よろしく願いいたします。

続きまして、3番目の質問に移ります。

MISIAの森プロジェクト成功へ積極的な共催の取り組みをとということで質問いたします。

まず、北國新聞5月23日付記事を引用しまして紹介させていただきます。

「いしかわグリーンウェイブ2011「MISIAの森プロジェクト」オープニングイベントは、県森林公園インフォメーションセンターで同22日開かれました。県森林公園かも池付近5ヘクタールに設定した森を拠点に、生物多様性保全に向けた森づくりやアート作品によるメッセージの発信、子ども向け環境教育など5年間の活動が始まりました。

国連の定める「国際生物多様性の日」に合わせたイベントには約150人が参加。COP10名誉大使のMISIAさんが理事を務め、プロジェクトを主催する一般財団法人mundefの長島美紀事務局長が開会宣言し、谷本正憲知事、矢田富郎津幡町長があいさつしました。MISIAさんが18日に現地でもコナラを植樹した際に録音したメッセージも紹介されました。

英田小学校3から6年生80人も出席。6年生5人が4月26日に全校遠足で訪れ、動植物を調べた結果を「MISIAの森を歩いてみたら」と題し発表しました。谷本知事から児童に手渡されたMISIAさんデザインの巣箱とコナラの苗木は後日、児童が設置、植樹する」との記事が紹介されていました。その後、5月31日に巣箱の設置と植樹が行われましたこともあわせて報告をさせていただきます。

いよいよ、こうして5年計画のMISIAの森プロジェクトは始動いたしました。

世界で一つしかないMISIAの森は、日本全国に、また、全世界に向けて堂々と発信できる注目度と話題性を兼ね備えたプロジェクトであり、町の発展の起爆剤に十分なり得る可能性が高く、またとないビッグチャンスであると思っています。と同時に、世界で1か所しか称されることのない生物多様性の聖地となる可能性を秘めた、また別な言い方をすれば、里山の里、また、里山の聖地と将来称されるような可能性も兼ね備えている、磨けば磨くほど多くの光を放つダイヤモンドのような素材であるとも感じております。

2011年5月22日は、そこに向けた5年間の出発の日であると私は考えております。

観光客集客の超目玉となるこのプロジェクトにどうかかわり、どう育てていくのか。たった5年間での勝負となる具体的な取り組み内容とスケジュール、そして、町長の構想と取り組み姿勢についてお聞かせをいただきたいと思います。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 MISIAの森プロジェクト成功へ積極的な共催の取り組みをとのご質問にお答えいたします。

このプロジェクトとは、道下副議長も参加されましたが、5月22日の国際生物多様性の日に

「いしかわグリーンウェイブ2011」の開催に合わせて石川県森林公園でスタートいたしました。

オープニングセレモニーでは、今ほどお話がありましたとおり、一般財団法人mudefの長島事務局長の開会宣言の後、谷本知事と私がいさつをさせていただきました。そして、英田小学校の児童が遠足で訪れたときに調べた動植物の結果を「MISIAの森を歩いてみたら」と題して発表がございました。また、オープニングに先駆けて、MISIAさんが森林公園を訪れコナラの植樹をした報告やMISIAさんみずからがデザインした巣箱の贈呈がなされるなど、生物多様性保全の取り組みに向けて力強くスタートいたしました。

5月31日には、悪天候のためのオープニングイベントで実施できなかった英田小学校の児童による植樹や巣箱の設置が行われました。私も参加させていただきましたし、道下副議長にも参加をいただきました。ありがとうございました。

また、この森において、英田小学校では里山の利用保全活動の取り組みを県が認証する「いしかわ版里山づくりISO」の取得を検討していると伺っております。

町といたしましてもこのプロジェクトの成功に向けた第一歩として、津幡駅前に設置してある観光案内看板に「MISIAの森」を記載し、津幡町を訪れる人々の利便性の向上に取り組む考えであります。さらに、「MISIAの森」の位置を示した小型看板の設置を考えております。

今後、さまざまな取り組みに対しまして、協力および共催企画を実施してまいりたいと考えているところでございます。

今後は、担当する石川県環境部里山創成室と連携を図り、このMISIAの森プロジェクトが交流人口の拡大と森林公園および津幡町の活性化につながるよう努めてまいりたいと考えております。

**○南田孝是議長** 道下政博議員。

**○12番 道下政博議員** ありがとうございます。

今ほどの説明の中、たしかライブイベントというのも計画の中にあったように思います。これについて、まだ具体的でないようですが、ぜひともまた、こちらについても大成功に向けて取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それでは続きまして、4番目の質問に移らせていただきます。

大地震、大津波、原発による町への最悪の想定の影響はということで質問させていただきます。

まず、3・11東日本大震災、その影響での大津波災害、また、原発事故で被害に遭われた方々に対しお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復興をご祈念いたしておりますことを表明させていただきます。

東日本大震災のように予想をはるかに超える想定外の災害が起きたとき、人間の無力さを痛感せざるを得ない状況になってしまうことを初めて知りました。特に、10メートルを超える津波の威力たるや、これまで想像したこともない被害のすごさを目の当たりにいたしました。あの津波以後、津幡町民の多くの方が心配しています。もし、あの津波と同等の津波が金沢港や内灘町やかほく市に襲来したら、津幡町はどのような影響と被害が予想されるのか知りたいと考えたはずです。現に、問い合わせや心配の声が当時たくさん届きました。

東日本大震災までは想定外として済まされましたが、これからは一度経験していますので、その責任の重さから想定外との言葉では済まされないような状況になってきました。

要するに、東日本大震災の災害以後は想定内ということになったわけであります。

当町にあっては、これまでは想定外であったことが、これからは想定内にハードルが上がった

ことになってしまいました。

そこで、質問です。

1番目、マグニチュード9.0のような大地震の影響による災害。2番目、東日本大震災のような大津波被害。3番目、志賀原発やお隣福井県的美浜原発の最悪の場合の影響を想定する。以上3点について、最悪の場合を想定し対策を講じておく必要がありますが、この質問に現段階で全部お答えすることは大変難しいことであると思います。

答えられるようにするにはどのようなスケジュールで調査を開始し、いつ発表できるようになるのかを質問いたします。

矢田町長お願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 大地震、大津波、原子力発電所、それぞれにつきまして最悪を想定したときの津幡町への影響はということではなかろうかなというふうに思いますけども、そのご質問にお答えいたします。

まず、大地震についてですが、地震ハザードマップの最大震度による建物全壊率をもとに独自にシミュレーションをいたしましたところ、津幡町全体では被災された方が全員生存していたとして、約4,000世帯、1万人を超える方が避難生活を余儀なくされることが想定されます。震災時におきましては、津幡町地域防災計画の想定を超えることも予想されますが、町民の生命、財産また生活の復旧を最優先に全力で対応していきたいと思っております。

次に、大津波に関してですが、現在、石川県において津波ハザードマップは公表されてはいるものの、当町には津波の想定はございません。先般、石川県防災会議におきまして震災対策部会が設置され、津波対策の見直しが行われることとなっておりますので、その被害想定を検証によって対応させていただきたいと考えているところでございます。

最後に原発の影響でございますが、当町は志賀原発から40キロ圏内として一部が含まれることとなります。東日本大震災の福島第一原発事故におきましても一部の例外を除きますが、30キロ圏内を超えての計画的避難区域はありません。しかし、風向きや天候などによって圏外でも影響を受ける可能性も考えられます。今後、原発に関する国の指針を注視していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○南田孝是議長 道下政博議員。

○12番 道下政博議員 特に、原発の影響については、今後、いろんな調査の中でされていくと思います。ぜひともまた、実態に近いといえますか、想像できる範囲内で想定外を含めた想定をしていく必要があるかと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

それでは、最後の5番目の質問に移らせていただきます。

大河ドラマ誘致に向け、さらなる機運づくりをということで質問いたします。

NHK大河ドラマ「義仲と巴御前」誘致推進特別委員会を設置して、はや2年が過ぎました。誘致推進の機運づくりのためにこれまでに取り組んできたことを確認いたしますと、1番目には、義仲と巴御前についての勉強会。2番目には、ゆかりの地の視察研修。3番目には、ゆるキャラの作成と着ぐるみの作成。4番目には、昨年末のシンポジウムの開催など、できる限り誘致推進に向けた取り組みを推し進められてきたのではないかと考えております。

本年の取り組みのメインの活動は、大河ドラマ誘致推進バスツアーの成功だと思っておりますが、具体的に作業はどう進んでいるのでしょうか。まず、お聞かせをいただきたいと思っております。

続いて、昨年12月のシンポジウムの際の今後のポイントとして挙げられておりました最低でも上下巻の小説の準備が必要とのことでありましたが、この小説作成への取り組み状況についてもお尋ねいたします。

また、町職員や議員の名刺や郵便物に張りつけて使える誘致推進シールの作成を提案します。

以前、私が提案しておりましたのは、誘致推進に役立つ情報を直接名刺に印刷をすることでありましたが、幾つかの問題があってまだ実現はしておりませんでした。もしシールの作成を考えるのであれば、名刺や大きさの違う郵便物等にも張りつけて使用しやすいものを、また、幾つかのパターンを想定して広く利用可能なものをつくるべきであると思っておりますので、誘致推進シールの作成を提案をいたします。

矢田町長より答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 大河ドラマ誘致に向け、さらなる機運づくりをとのご質問にお答えいたします。

まず初めに、昨年12月23日に開催させていただきました「義仲と巴」シンポジウムには、年末にもかかわらず、県内外から多数のご来賓の方々を迎え、議員の皆さまや大勢の町民の方々にもご参加をいただき、盛大に開催できましたことを心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本町における本年度の大河ドラマ誘致に向けた事業といたしましては、今ほどお話がありましたNHK放送センターへの再要望とあわせ、ゆかりの地を視察するバスツアーの実施があります。

今のところ正式な決定はしておりませんが、秋ぐらいにということでございますし、人数につきましてもおよそ80人ぐらいというようなつもりをしているところでございまして、当然議員の皆さん方にもご案内をさせていただく次第でございます。また、ご参加を賜れば幸いかなというふうに思っております。

また、その他ゆるキャラのよしなかくん、ともえちゃんの着ぐるみ製作、また、誘致推進DVDの制作などがございます。

シンポジウムでご講演いただきました鈴木輝一郎先生のお話では、大河ドラマとして取り上げられるポイントの一つとして、1年間と長期間の放送となることから、巴御前に関する上下本の小説が必要であると話しされておられましたけれども、本町といたしましては、昨年、広域連携会議に加入させていただく中、さらに機運の向上に一生懸命努めさせていただいているところでございまして、ご質問の小説への取り組みは残念ながら今のところございません。しかしながら、著名な小説家や出版社とのつながりなどは大変重要であると考えているところでございます。

今後、本町のみならず、広域連携会議にご提案させていただきたいと存じます。

本町の機運の向上の状況といたしましては、本年度に入り町商工会がキャラクターを印刷した封筒を作成されております。津幡中学校では2学年全生徒を対象に義仲に関する講座を開催していただき、また、刈安公民館では倶利伽羅峠を有する地元公民館としての認識を持たれる中で、公民館単位の交流を目指して、今月8日には長野県木曾町へ行く予定であると伺っております。

このように各種団体からも誘致に向けた積極的な動きや具体的な活動が取り組まれていることから、今後ますます機運が向上するものと期待するところでございます。

町職員や議員の方々の名刺また郵便物に張って使える誘致推進シールの作成の提案でございますが、名刺への張りつけを主体にしたシールの作成を考えておりますけれども、ご提案にあるような数種類のパターンでの作成というのは検討に値するというふうに思っておりますけれども、今後、作成に向けまして、早急に対応していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 道下政博議員。

○12番 道下政博議員 答弁ありがとうございました。

一日も早いNHK大河ドラマ誘致ができることを願って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で12番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、9番 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 5月の20日過ぎからちょっとエヘン虫に取りつかれまして、大変お聞き苦しいところがあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

5点にわたり質問をさせていただきます。

初めに、土地開発公社の経営健全化に関する計画について質問いたします。

土地開発公社の経営健全化に関する計画が出されました。その第4の項目に各年度の用地取得、処分、保有計画というのがありまして、その中に次の部分があります。「東部丘陵地および（仮称）東部工業団地用地については、一団の土地として造成するには保有用地および民間用地が入り組んでいることから、詳細については同計画期間中で検討することとし、当計画では現状での売却として計上しています」というものです。そして、第5の項では、東部丘陵地および（仮称）東部工業団地用地は、平成26年度に民間に売却する計画となっています。

質問は、この土地が一体どういう経緯で買われたのかということです。また、土地開発公社の会計を特別会計とする考えはないのかということです。

平成21年5月20日の土地開発公社理事会で（仮称）東部工業団地用地取得について審議されておりますが、議事録では「異議なし、承認」となっており、意見や質問がなかったようです。全員が賛成して土地の取得を決め、1億円で土地を購入し、固定資産税とその延滞金を含めた6,000万円を差し引き、4,000万円を支払ったと聞いております。それから1年10か月後、現状での売却を決めています。一体どういう経緯があつて、この土地を買うことになったのでしょうか。

事務局では「工業団地として必要なので安いときに買う必要があると考えた」というご説明でした。しかし、こんなに入り組んでいるところを工業用団地とするには、今後もっと土地を買わなければならないことになるし、無駄なことだと考えなかったのでしょうか。本当に理解に苦しみます。しかも、固定資産税を滞納している企業ですから、本当にこの土地が必要なら、谷下議員も発言されていましてように、固定資産税と延滞金分の差し押さえとして、この土地を手に入れることも可能だったのではないかと思います。つまり、土地の購入先企業「明友」を救済するために買ったと言われても仕方がないのではないのでしょうか。赤字分3億8,000万円の中には、（仮称）東部工業団地用地代1億円も含まれております。

今後、土地開発公社が土地を取得する場合には、場所の選定や価格について議会の承認を受けることが必要だと思います。土地開発公社の会計を特別会計とすることを求めますが、いかがでしょうか。

副町長にお尋ねいたします。

○南田孝是議長 坂本副町長。

○坂本 守副町長 塩谷議員の土地開発公社の経営健全化に関する計画についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、東部丘陵地および（仮称）東部工業団地用地の取得に関する経緯につきましては、本年3月第2回議会定例会において、矢田町長が塩谷議員に詳細にお答えしておりますが、念のためにもう一度、要点だけ説明をいたします。

昭和61年に新たな工業団地造成のため、当公社が東部丘陵地に用地取得した一部を諸般の事情から民間企業のゴルフ場建設に3億5,000万余りで売却をいたしました。ところが、その民間企業が倒産し、競売により別の民間企業に所有権が移転いたしました。その民間企業も経営難となり、本町に多額の滞納が発生をいたしました。このまま放置しておきますと、いわゆる質のよくない業者などへの転売等や乱開発など無秩序な土地利用も懸念されておりました。

今ほど、塩谷議員のご質問があったように、いわゆる津幡町土地開発公社以外に個人の地権者もいらっしゃいます。個人の地権者の人からもそういう懸念が公社のほうに、また、町のほうにも届けられておりました。

そうこうしているうちに、旭山、富田工業団地の分譲可能用地も残りわずかとなっていたために、さらなる企業進出があった場合の申し出に対応できるよう、当該用地の再取得に向け交渉を始めております。そして、地権者である当民間企業から売却申し出もあり、また、その要望なども踏まえ、3年以上にわたって交渉を重ねました。その結果、21.7ヘクタールを1億円余りで取得できる見込みとなったため、当公社理事会でその説明をし、承認を得て、平成21年6月に購入したものでございます。もちろん、先ほども塩谷議員もおっしゃっていましたが、当公社の取得額約1億円から6,300万余りの町税滞納金を優先的に納付していただき、その残金をいわゆる地権者の民間企業に払っております。これが、当該土地を取得に至った簡単な経緯でございます。

そこで、当該土地の町土地開発公社経営健全化計画への登載でございますが、あくまで計画上は現状での売却としているもので、正式に決定しているものではございません。また、当用地を一団の土地として造成するには民間用地が入り組んでいることから難しいと考え、現状での売却が望ましいと結論づけているものでもございません。

これは、前公社理事長である矢田町長が、景気や地価動向になるべく左右されないよう、企業用地、誘致企業のための用地のオーダーメイド方式による企業誘致ということを打ち出されました。その対応として、団地方式の造成をする場合は、慎重かつ詳細な検討をしてから着手することとしていること、また、団地方式の造成にこだわらず、できるだけ進出企業、そういうオファーがあった場合の企業の要望に対応することを基本としているという方針から、従来の工業団地方式を急がない理由でもございます。どうかその辺はご理解を願いたいと思います。

次に、土地開発公社が土地を取得する場合には議会の承認を受けることとの質問でございますが、公社が町から委託を受けて行う公有用地や代行用地の取得に当たっては、町一般会計等が取得する場合と同様に、一定基準以上の案件には議会の議決が必要でございます。それ以外のプロパー事業、つまり公社独自事業として位置づけられるものは必要ないものであります。

津幡町土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律により設立され、当公社定款により公共用地の取得、管理、処分等を当公社の理事会での承認を得て執行できることと規定されてお

り、活動形態は地方公共団体と異なり、企業活動的色彩を帯びたものであり、状況の変化に応じて適切に対応できるような、弾力性に富む活動等が必要であると考えておりますので、この辺についても理解をお願いしたいと思います。

次に、会計を特別会計としてはとのご質問でございますが、議会の関与という点では前の質問と根本的には同様でございますので、ご了承願います。

なお、今年度から土地開発公社の役員構成も大きく変わり、心機一転、これまでも増して当公社の健全化とその透明性および本来の目的である活力あるまちづくりや雇用の創出など、町の町政振興の発展に寄与できるよう全力を注いでいく所存でありますので、ご理解とご協力のほどお願いをいたします。

以上でございます。

**○南田孝是議長 塩谷道子議員。**

**○9番 塩谷道子議員** 再質問いたします。

この経緯は、確かに前お聞きしました。その中で、開発される懸念があって、そうなる困るのでっていうお話もお聞きしましたが、そういう懸念であれば、今回についてもやはり売ってしまえばそういうことは出てくるわけです。

用地のオーダーメイド方式っていうのもお聞きいたしました。これはもともとその東部工業団地用地を買われたときから、そのオーダーメイド方式ですという予定であったのでしょうか。

それもお聞きしたいと思います。

**○南田孝是議長 坂本副町長。**

**○坂本 守副町長** まず、今ほどのオーダーメイド方式というのは、そのときからあったのかということでございますが、正式に、そのときに今の町長さんは打ち出してはおりません。

それから特別会計のことについてですが、議会の承認というか、経理を明確にすることと議会の承認という、議会が関与ということでは、同じようなことではございましたので答弁を差し控えましたが、これは、事前をお願いをしておきますが、さきの塩谷議員のご質問で、3月のときに、七尾市では必要のない、必要ないというかどうかでした。必要のないといいますが、公共用地の選考と……、目に見えないですかね、見えない会計はつくらないということで、土地開発公社をやめて特別会計に入れたというようなことをおっしゃってありました。

いろんな意味でですね、当土地開発公社は、いわゆる企業誘致のための用地造成、用地取得、用地造成プロパー事業と言っているのですが、それとですね、先ほども申しましたいわゆる公共用地の取得、いわゆる町からの委託を受けて行う工業用地の取得がございます。七尾市ではですね、それをもう一つ細かくなってですね、土地開発公社は基本的にはいわゆる工業団地、工業用地を取得造成すること。それから、公共用地の取得はですね、もう一つ公共用地先行取得事業特別会計という会計を設けて一部対応しております。それにもう一つ、津幡町にもあります土地開発基金でございます。七尾市の確認を取っているわけではございませんが、公表されてる22年3月の行政改革、それから22年から26年までの行政改革プランでは、公共用地先行取得事業の特別会計と土地開発基金をなくして、土地開発公社はそのまま継続するというような案件といいますが、方針が示されていたと私は記憶をしております。

そういう意味から、今現在の津幡町は、先ほど私が説明しました企業誘致というものは、今まだ現在、津幡町に必要でございますので、先ほど言ったその側面的に町の振興発展のためには、

この土地開発公社というものが必要で弾力的に運用する必要があるのではないかとということで答弁にかえさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○南田孝是議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 ちょっと私が質問したのとは違うことだったので、特別会計にすることについて求めたのではなくて、この土地が、大変、私今、この地図を見せてもらったときに何でこんな入り組んだところをわざわざ買うのかっていうことがすごく疑問だったわけです。

しかも、2年足らずでその現状のまま売却するというようなことが出されているのに、なぜこういうところをわざわざ買ったのだろうか。

しかも転売とか無秩序に開発される懸念があるので、そうなる困るから買ったというご説明もありましたので、もちろんそれだけではありませんが、そういう懸念があるのだったら持ち続けなくてだめだと思いますが、今の時点では、はっきりもうこの現状のままで売却するという一応計画として出されているわけですから、ちょっとこの理由もげせないなって気がするんです。

その当時、買うということになったときに、本当にしっかりと議論されていたのかっていうことが、私としては大変疑問だったわけで、なぜこういう土地を買うようなことになったのかということがすごく疑問だったのでお聞きしたわけですが、もう一度、お答えお願いできますでしょうか。

○南田孝是議長 坂本副町長。

○坂本 守副町長 うまく回答、返答できませんで申しわけありません。

まず、先ほど説明しましたように、今そこを買ったのは、先ほど説明しましたとおりです。

特にですね、ずっと持っていないとはいけないという話ではなくて、いわゆるこれはなかなか言葉は難しいんですが、いわゆる質がよくない事業者といいますか、人に転売されると非常に困る、特に怖いとか、困るとかという話はお聞きしました。そういう意味でございます。

そういうこともお聞きしてですね、先ほどたしか3年以上といいますか、3年、4年ぐらいは交渉し続けて、やっぱり交渉ですから要望がございます。町としては積極的に購入にしたわけではございませんで、町としてもなるべく安価で再取得をしたいという気持ちがございましたので、年月をかけて取得をしたものでございます。

それから余り細かいことを言う気はございませんが、現実にあそこを造成しようとした場合はどうかとかというシミュレーションももうすでにしております。

それから、意外とですね、地権者の方も大勢はいらっしゃいません。具体的には、今現在、土地開発公社が持っている地面を最大限有効に使おうと思った場合の地権者総数は、私どもの調べでは13人。それから、もっと有効に分けて、一遍にするのではなくて、段階的にしようと思ったときの1期、2期というふうに分けた場合の地権者は3人でございます。ということも検討して取得したわけで、そういう会議録というのは詳細には出ておりませんが、いろんな説明をして理事会で承認をされております。その当時は、私も理事でございました。

今はですね、その工業団地造成ありきではなくて、オーダーメイド方式も含めて、ちょうど今はチャンスなんですから、企業の誘致というものを進める、そのために企業のニーズにしっかり対応できるような体制も今はとっております。だから、あくまでも単に造成をして売るのでなく、例えばもっと大きな企業が来れば、それをそのままでも売却をして、その企業に必要な格

好にする。これはもちろん開発行為という枠の中でございますが、そういう意味で、あらゆる方法を考えて、単に造成ありきということで対応しているものではないということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○南田孝是議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 私自身も土地開発公社というものについての認識も大変甘かったですし、これからしっかりとどうということになるかということを見ていかないといけないなということ、反省も含めて今後も見ていきたいと思っています。

では、2点目に移ります。

2点目は、志賀原子力発電所の地震への備えを町として県や北電に求めること、自然エネルギーを採り入れることを求めて分けてお尋ねします。先ほどの中村議員の質問と重なるところがあるかと思いますが、よろしく申し上げます。

福島原発での事故では、結局はメルトダウンが起きていたということも分かりましたし、原発事故の収束に向かう工程表も思うに任せていないという状態です。また、世論調査でも「原発をなくす」あるいは「減らす」ということを合わせると過半数を超え、原発に対する世論の流れも大きく変わりつつあります。

そもそも原発の技術は未完成で大変危険なものです。一つは、原子炉の構造そのものの問題です。原子炉で使うウラン燃料は、核反応を停止した後も膨大な熱を出し続けます。そのため、常に水で冷やさなければなりません。水の供給がとまったら核燃料が壊れて大量の放射性物質が飛び出して大災害をもたらすということです。今回の福島第一原発の事故が示しているとおりで。そしてもう一つは、燃やした後の残りかす、使用済み燃料の適切な処理方法が見つからないという問題です。100万キロワットの原発が1年間動いたら広島型原爆1,000発分を超す死の灰がたまります。この大量の死の灰を原子炉の内部に絶対かつ安全に閉じ込める技術を開発できていません。にもかかわらず、原発は安全という大宣伝がやられて安全神話がつくられ、大事故への備えを一切とってこなかったということが、今回の事故をより深刻なものにしています。アメリカやフランスでは、原発は危険なものであり事故は起こり得るものとして体制をとっています。スリーマイル島の原発事故後、アメリカは安全規制体制を増強し、技術スタッフを3,000人にしましたが、日本は専任スタッフがゼロのままです。また、原子力の安全に関する条約では原発の規制機関と推進機関の分離を求めているにもかかわらず、日本ではどちらも原発推進の経済産業省にあります。原発政策は今、抜本的な再検討が求められています。

そこで、津幡町から約40キロの地点にある志賀原発に対する町民の不安な思いにこたえる町の対応が求められていると思います。

2007年3月には、能登半島沖地震が起きました。また、2003年5月末から7年3か月で88件の各種トラブル、事故が起こされています。大きな事故だけ、トラブルだけでいいですと、臨界事故隠しているのが1999年6月18日にありましたが、2007年3月15日までそれが隠されていました。原子炉の炉心に制御棒を入れて燃料をとめるということだったんですが、その制御棒が重力でひとりで落ちて臨界に達していた。15分間は臨界状態だったという、そういう事故です。また、制御棒の誤動作事故というのがたくさんおきていまして、2010年だけでも3件あります。6月24日、8月21日、12月13日、いずれも制御棒の問題です。現在は1、2号機ともトラブルと

定期検査のために停止中です。こういう志賀原発を津波対策の防波堤をつくれれば安心というのは問題だと思います。

福島原発事故の原因も津波による電源喪失が原発暴走の要因と最初のうちはされていましたが、津波以前の地震による損傷、配管のひび割れということが原因ではないかという指摘も相次いでいます。地震でも壊れないという保証なしに運転を再開されては困ります。

町長は、町民の不安を取り除くためにも、県や北電に対して徹底した総点検と活断層調査、耐震・津波対策、プルサーマル計画の中止、これだけはずいとも要望する必要があると思いますが、どうお考えでしょうか。

先ほどの中村議員への答弁では、県や志賀町が慎重な姿勢をとっているから、町としては意見を述べるつもりはないとのことでしたが、町民の不安な声を代弁して県や北電に対して要望するというのは、ごく当たり前のことではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 まず、志賀原発の運転再開への件につきましてですけども、先ほど中村議員のご質問にお答えしたとおりでございます。地元志賀町であったり、また、石川県が安全協定に基づいて同意に達した場合に可能となるものというふうに理解をしているところでございまして、私ども津幡町民の安全、安心を守る立場ではございますけれども、何はともあれ、まず、地元の志賀町、そして、我々を包み込んだ全体の石川県の判断というものは優先されるべきものであろうというふうに私は思っているところでございます。

また、自然エネルギーを採り入れることにつきましては、環境への配慮は当然必要だと考えております。今後、公共施設の改築や新築に当たりましては、環境負荷を考慮いたしましてLED照明の利用促進や太陽光発電などの自然エネルギーの利用に積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 今までにも安全として合意をされて運転されてきたのですが、やはりいろんな事故も起こっていますし、伝えていただくようにとお願いするしかありません。自然エネルギーへのことについても、今後積極的に考えていくということで大変ありがたいと思います。

では、3番目の質問に移らせていただきます。

3点目は、防災対策についての質問です。

津幡町地域防災計画の冊子が早速配付されました。早く配付していただいて大変ありがたく思っております。まだ詳しく読んでいませんが、気なる部分についてお尋ねいたします。

第1点は、津波応急対策計画がないということです。海に隣接していない自治体は計画を立てることを求められていないというお話でしたが、今回の東日本大震災の災害の恐ろしさをリアルタイムで見た町民にとっては、やはり心配になるということです。津波が起きた場合は、内灘の防潮水門から津幡町まで押し寄せてくることも考えられます。土地の高さから見て、かなり広い範囲で被害を受けるのではないかと思います。水害、地震、液状化ハザードマップは、すでにつくられています。そして、自分の住んでいるその状況がそれで分かるということは、とてもいいことだと思います。津波の場合のハザードマップもぜひお願いしたいと思います。どこへ逃げればいいのかということをおあらかじめ家族で確認しておくことも大変大事なことですし、安心につながると思います。

そして、第2の点です。応急仮設住宅の建設の項目で、建設戸数は住宅の全壊、全焼、流出した世帯数の3割以内を基準とするという規定がありますが、これはなぜでしょうか。住む家がなくなっているのに、3割以外の世帯は自分で住むところを確保せよということでしょうか。また、入居の資格基準が大変厳しいと思うのですが、それもなぜかお聞きいたします。

入居の資格基準は、住家が全壊、全壊または流失した者であること、居住する住家がない者であること、みずからの資力をもっては住宅を確保することのできない者であることとなっています。たとえ全壊でなくても、住むことができない家はあるはずですが、また、みずからの資力をもって住宅を確保することができる人でも、ひとまず応急仮設住宅に入って落ちつくことができ初めて、今後の生活設計ができるというものです。避難所生活が長引くとストレスがたまり、体調を崩す人がふえるということはよく聞くことです。災害に遭って困っている人に対して手を差し伸べようという計画でありますので、被災した人の身になって、だれもが安心できる住宅対策にしていきたいと思えます。

第3点です。災害に強い組織、人づくりについてです。

健康福祉課などが中心になって支え合いマップづくりを進めておられますが、自分の住んでいるところの人のつながりをつくっていくということが、災害時には大いに力を発揮します。個人情報の問題もありますが、命につながることはもっと大切です。私たちもちろん、自分の住んでいるところでは人のつながりをつくっていきたく思いますが、町としても各区あるいは各班での人のつながりをつくっていくという呼びかけを繰り返ししていきたいと思えます。

健康福祉課の支え合いマップづくりでも進んでいるところはかなり進んでいるということもお聞きしていますが、なかなか進まないところも確かにあります。そういうところにも何度も繰り返し、その必要性あるいは中心になってくださりような人を集めてぜひ、呼びかけていただきたいと思えます。

以上3点について、よろしくお願ひいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 津幡町防災対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の津波応急対策計画についてのご質問につきましては、先ほどの道下議員のご質問にお答えしたとおりでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思えます。

次に、応急仮設住宅の建設についてのご質問ですが、全壊、全焼、流出した世帯の3割以内と規定している部分につきましては、今回の東日本大震災の状況を踏まえ、応急仮設住宅の建設につきましては、今後、全被災世帯を対象とするように検討したいと考えております。

また、町が復旧、復興していくには、町民の皆さまご自身の努力も必要でございます。なお、すべての方に応急仮設住宅を提供するには、場所や費用、期間および入居資格基準や優先順位が必要であることをご理解願ひたいなというふうに思えます。

最後に、災害に強い組織、人づくりについてでございますが、災害時に身を守るのは自助、そして、共助がほとんどだということは、阪神・淡路大震災の教訓として語り継がれております。

町といたしましても、支え合いマップや要援護者名簿作成につきまして、今後も推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、各地域におかれましては、運動会や納涼祭、各種行事等企画されておられますが、さらに人と人とのつながりにつきまして、ふだんから親交を深めあっていたいただきたいと思います。

以上でございます。

○南田孝是議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 応急仮設住宅の件、大変前向きに検討していただきありがとうございます。

3番目のつながり、支え合いのことについてですが、やはりなかなか行事に出てこれない人から、例えば、教育の場面においても虐待の問題が今問題になっていますが、なかなかいろんな呼びかけをしても出てこない方ということが一番の問題だと思いますので、そういう人も含めて、なかなか出てこれない人たちに対する働きかけということが大事になるかと思いますので、私たちもそういうつながりをつくっていきたいと思いますので、町としてもまた呼びかけ、よろしくお願いたします。

では、4点目に入ります。

4点目は、国保税の引き下げを求める件についてです。

3月議会では、石川縣市町村職員共済組合に入っておられる町長の所得に占める共済掛金の割合5.8パーセントと、国保税の所得に占める割合17パーセントから21パーセントを比較しまして、国保税は約3倍の高さであることを述べました。そういう高過ぎる国保税にしてきた結果、国保税の滞納額もふえています。平成20年度には2億9,000万円の滞納額が、平成21年度には3億500万円になっています。ここには、高過ぎて払い切れないという実態が示されていると思います。

昨年4月の国保税引き上げにより、どんな困難が出てきたのか、町として調査するべきではないでしょうか。支払えない人がどれだけ出ているのか、なぜそうなっているのかなど、現状を把握することが必要だと思います。どう支払ってもらうかということよりも、どう実態に合った国保税にするかということが大切な問題です。

私は一般会計からの繰り入れで1世帯平均1万円の引き下げを提案しております。ほんのわずかです。本当なら1人1万円の引き下げを提案したいところですが、1世帯せめて1万円という提案です。それだけでも負担が減るということは、どんなにうれしいことかと思います。

一般会計からの土地開発公社への繰り入れ4,000万円、これはいとも簡単にできました。同じ額です。1社に対して使える税金が、4,000世帯の人には使えないという理由はないと思います。この提案をぜひ実現させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしくお願いたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 国保税の引き下げを求めることのご質問にお答えいたします。

昨年度、税率改正を行い税率を引き上げましたが、平成22年度の国民健康保険特別会計は、実質単年度収支で約3,100万円の赤字見込みとなっております。大変厳しいものとなっているのが現状でございます。滞納額につきましては、昨今の景気の低迷等もあり、ご指摘のとおり徐々に増加傾向にあります。

そういった状況の中、納付が困難な方へは分納の相談を実施しており、未納者に対する短期被保険者証交付は、平成21年度は251件、平成22年度は250件となっております。また、昨年度より国の施策による非自発的失業者に対する国保税軽減策を実施しており、現在76人の申請がございます。今後も引き続き、納税者の実情に応じた納税相談を実施してまいりたいと考えているところでございます。

さて、一般会計からの繰り入れにより1世帯平均1万円の国保税の引き下げを行うべきである  
とのご提案でございますけれども、本年3月第2回議会定例会でも同様のご質問にお答えいた  
しておりますが、1世帯1万円引き下げのために一般会計からの法定外繰り入れは、現段階では考  
えておりません。

しかしながら、平成22年度末現在の約7,100万円の剰余金を充ててもなお赤字になる場合は、  
国民健康保険税率を現在の水準に保てるよう一般会計からの繰り入れによる対応を考えておりま  
すので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 昨年の4月に国保税が引き上げになりましたが、それによって、その実  
際に払えない人がどれだけ出てきているのかとか、あるいはどんな困難が出てきているのかとい  
う、そういう町の状況というのが分かりましたら、それをぜひ教えていただきたいのですが、お  
願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 再質問につきましては、岡田保険年金課長から答弁をさせます。

よろしく申し上げます。

○南田孝是議長 岡田保険年金課長。

○岡田一博保険年金課長 昨年度の保険税率の引き上げについて、どんな困難が起きたかとい  
うご質問ですが、納付の困難な方への短期証の発行ということを先ほど町長の答弁にもありまし  
たが、その内容は21年度で251件、22年度は250件と横ばいといいますか、ふえているわけでは  
ございません。今現在実施しております分納相談、それを継続することにより実態に応じた納税相  
談になると考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 短期証も1件だけ減っていますし、分納相談もそんなにふえているわけ  
ではないというふうにご答弁を受けとめたわけですが、こういうことに応じていますのでと  
いうこともぜひ、いろんなところでお知らせいただいて、少しでも軽減できるようにというこ  
とをよろしく願いいたします。

この非自発的失業の方に対して助成ですか、免除ですとかという制度があるということも知り  
ましたので、こういうことについてもぜひたくさんの方が知られ、分かるようにというお知ら  
せをよろしく願いいたします。

最後に、子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡大するということについて述べます。

3月の県議会で、1番、子どもの医療費の中学生まで完全無料化すること。2番、支給方法に  
ついては現物給付とすることという石川県医師会や県民の会の請願が採択されました。これが実  
施されれば、津幡町でもこの内容が実施されます。子どもを持つ世帯では、子どもの医療費無料  
化、しかも窓口での負担ゼロというのは、大変大きな希望となります。

この間、この請願を一刻も早く実施していただこうと県への要請署名活動に取り組んでいます。

子どもさんのいる家庭では、ぜひ早く実施してほしいという要望が出されています。そういう  
中のある方ですが「私には3人の子どもがいますが、津幡町の子どもの医療費助成制度の恩恵を

受けたことがない」と言われました。「どういうことなんですか」とお聞きしましたら、「1,000円を超えた分しか助成されないのです、3人合わせて3,000円近く支払っても、1人分が1,000円以下だと助成対象にならないんです。以前、住んでいたところでは医療費がかからなかったもので、本当に助かっていました。どこでも同じようなことなんだと思っていたので、大変なところに居を構えてしまったと思っている」と話されました。

津幡町は大変ありがたいことに人口がふえています。今後、若い世代が住み続けるには、町独自でも子どもの医療費を無料にすることが大変大切な政策となります。

この若い世代の願いをかなえていただくために、町としても県に請願の実施を要請すること。県での実施を待つのではなく、町独自にでも子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすることを求めますが、いかがでしょうか。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 子どもの医療費の無料化を求めるとのご質問にお答えいたします。

子どもの医療費の無料化につきましては、本年3月の第2回議会定例会でも申し上げましたとおり、受益と負担の公平性の観点から町単独で行うことは現時点では考えておりません。

ただし、助成対象年齢の拡大につきましては、子どもの命と健康を守るという思いから、今後も国・県の動向や社会・経済情勢の変動、町の財政状況等を踏まえた上で、町独自に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、本年の第1回県議会定例会で採択された子ども医療費助成に係る請願の内容につきましても、適宜、国・県に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 助成年齢の拡大については検討していきたいというご答弁でしたので、ぜひよろしくをお願いいたします。

私たちが能登地区の議員たちで8日の日に県の方と交渉するということになりましたが、残念ながら私はこちらの議会があるので参加はできませんが、私たちとしてもいろんな機会を通して、県に対して要望していきたいと思っていますので、また、町としてもぜひいろんな機会を通して、県で請願が通ったわけですから、ぜひ早く実施されるようにと。特に、大人に対してならこんなには言わないんですが、子どもは日々成長して行って、せっかくできたときにはもう対象外ですということが十分ありますので、ぜひ早く実施されるようにということをよろしくをお願いいたします。

これで、私からの一般質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で9番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後3時10分から一般質問を再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午後2時57分

〔再開〕 午後3時10分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18名です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

1番 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 八十嶋孝司でございます。新人です。どうかよろしくをお願いいたします。

まず、私から2点質問させていただきます。

質問する前に、このたびの東日本の大震災におかれまして被災された多くの皆さま方に心からお見舞いを申し上げます。そして、一刻も早い復興をお願いをするものでございます。

そして、私ごとでございますが、今回、この議場に立たせていただきました。応援していただきました皆さんに心からお礼を申し上げます。

では、1番目の質問をさせていただきます。

1番目は、津幡北バイパス沿線地域の活性化についてお尋ねいたします。

平成20年3月、国道8号津幡北バイパスが全面開通し、以来3年余り経過いたしました。バイパスの完成は、町内の渋滞の緩和、通勤・通学時間の短縮、快適な走行等、全面効果があらわれています。また一方では、大型店舗、大型施設では富山県からの来客が増加したと恩恵を喜ぶ反面、素通りの町になったと懸念する声も多く聞かれ、バイパス完成は津幡は金の落ちない通過点になったと見る多くの町民が存在することも事実としてあります。これは、完成後間もない地元新聞の記事であります。

完成から3年、交通体系が大きく変化した今日、バイパス沿線地域にもたらす恩恵を考えた場合、少なからず旧8号線の以前のようなぎわいを周辺地域にもたらすことではないでしょうか。

今日まで県内外の来客、ドライバーを呼び込む施策、方法、これに対して町として積極的に取り組んでこられたと思いますが、これまで取り組まれたもの、あるいは、現在計画進行中を含め、そして、さらなる施策があれば、お聞かせいただきたいと思います。

私は、その方法の一つに、沿線地域の施設、名所を明示した看板の設置を強く求めます。

現在、施設を表示する看板は、道の駅倶利伽羅源平の郷のみであります。また、少し足を延ばせば、形は違いますが、富山県境のトンネルは源平トンネルの名称があり、看板でなくてもその地域が分かる工夫もなされています。沿線上に、町なかを知る看板表示が極端に少ないことは非常に寂しいことですし、町の意気込みも問われかねると思います。町なかに看板表示があるのは当然ですが、問題は訪れる県内外の人たちが目的のあるなしにかかわらず、バイパスを利用した際、一目で津幡町が分かり、そしてまた、いかに利用者が町なかに入るかの一手段としても看板設置をお願いしたいわけです。

さらに私は、津幡町の名所、旧跡あるいは文化、スポーツ施設を表示した看板等はぜひ必要であると思いますし、再度申し上げますが、素通りにしない津幡の町なかに人、車が入り込む手段としても、ぜひ必要ではないでしょうか。

今回、私は、沿線下にある倉見地区をモデルケースとしてとらえさせていただきますが、バイパス倉見出口周辺にはぜひ必要と考えます。その理由といたしましては、この地域には、高齢者施設ウエルピア倉見、観光では祐閑寺のツバキ、そして、足を延ばせばスポーツ施設としての運動公園、さらには最近、民間が開設した足湯などもあり、津幡町の中でも老若男女の憩いの場が点在している数少ない地域でもあります。

さらには、沿線倉見出口から倉見の大谷内から宮谷地区に入り、この場所にも運動公園を示す看板が必要と思いますが、そこから運動公園を終点とした道路も広く整備されております。にもかかわらず、今日まで、運動公園に入るバスを含めた大型車の主要道は旧8号線であります。広報やインターネット上の案内図も整備されていないように思います。

そしてさらには、北陸本線あるいは七尾線の踏切を渡り、道幅が狭く、町民や県外の方々にも

分かりづらい、危険だとの話も多く聞きます。

私はさきに申しましたとおり、完全に交通体系が変わったわけですから、主要道も北バイパス倉見出口から倉見の大谷内、宮谷地区を経由し、運動公園に行くルートにすべきと思います。また、将来的には、杉瀬―津幡間の道路整備にも絡みますが、今現在、道路も整備され危険性も少なく、大型車の通行も可能である。このルートを含めて、大いに考慮すべきと考えます。

また、地域の活性化の一つとして、私は、この地域が北バイパス倉見出口を原点に、県内外からの入り口としてとらえていただきたいと思います。そして、看板設置により積極的に地域を宣伝、広報することも、にぎわいの創出を図る一つの手段ではないかと思うわけです。

さらには、人、車の流れは、今ある高齢者施設の憩いの場のさらなる広がりや観光整備にもつながり、あるいはスポーツ施設の活性化にも大いに寄与するものと思われま

す。そして、この地を訪れる人々との交流の場が広がり、また深まり、地域を元気にし、強いてはこの地域の活性化につながるものと確信しております。いかがでしょうか。

ぜひ、行政の見解、さらには、後押しをお願いいたします。

以上が質問の1番目ですが、ほかにバイパス完成によるこの地域の活性化策があれば、あわせてお聞かせください。

よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 八十嶋議員の津幡北バイパス沿線の地域活性化についてのご質問にお答えいたします。

国道8号は津幡町の大動脈であるばかりでなく、加賀、能登、富山への交通アクセス上、大変重要な国土の基幹軸として位置づけられております。平成20年に津幡北バイパスが全線開通し、倶利伽羅バイパスと国道159号津幡バイパスが接続され、交通アクセスが大幅に向上し、津幡町の産業の発展と交流人口の拡大による活力あるまちづくりが推進されております。

津幡北バイパス沿線地域の活性化につきましては、平成16年に津幡北バイパス周辺整備促進委員会が設置され、津幡丘陵公園計画地内に道の駅の設置を検討しておりました。しかしながら、インターチェンジの計画や現地の地形等の問題から、バイパスから直接乗り入れることができないため、国と町がそれぞれの施設を担当し、合体して整備し、道の駅として認定を受ける一体型整備が困難な状況となっております。

案内標識につきましては、平成19年に津幡北バイパス全線開通に備え、国・県・かほく市・津幡町を交え標識調整会議が開催され、国道に設置される案内標識の内容につきまして検討を行い、現在の案内表示標識が設置されております。道路の案内標識は重要な目標地の地名を表示するものであり、特定の施設名などを標識に表示しないことが基準となっております。

しかしながら、ご質問のとおり、案内表示は津幡北バイパス倉見インターチェンジ周辺に設置されている施設のさらなる利用促進に大変重要であると認識しておりますので、今後、国土交通省と協議を行い、設置について検討してまいりたいと存じます。

八十嶋議員ご指摘のとおり、以前、津幡バイパスが完成し、能登への道が高架下になったときに、能登への通過点というふうに津幡は言われるようになるんじゃないかと言われてました。今度、北バイパスが完成し、富山県への通過点になるんじゃないかと言われるような話も出ているというようなことでございます。

いかにして、そのインターチェンジから町におろして、そして車におりてもらって、いろんな買い物をしていただいて、いろんなところを見てもらう、これが町の活性化につながる、そしてまた、交流人口の拡大につながるものと確信をしているところでございます。

先ほど、道下議員の質問にもありましたMISIAの森プロジェクト事業、この事業あたりは、大変大きな交流人口を呼ぶ可能性も十分あるというふうに思っておりますし、津幡町はどっこい、通過点ではないぞというところを見てもらうような施策を今後とも考えてまいりたいと思いますし、また、案内標識につきましてもできる限り、国道、県道の場合にはなかなか簡単にいかないのかもしれませんが、我々の手でできるようなものであれば、なるべく皆さん方のご要望に沿うような形のを検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

ご理解を賜りたいと思います。

○南田孝是議長 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

ぜひ、素通りの町としないためにも、そして、私は沿線下の田屋というところの出身でもございます。今はモデルケースとして倉見をとらえましたけども、ぜひ、田屋のほうもお忘れなく、あの辺の笠谷地区の活性化のためにもひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問の第2番目でございます。

津幡運動公園の平日有効利用促進の観点からご質問いたします。

その前に、私は約1年半、津幡運動公園の館長として務めさせていただきました。改めて、当時の関係各位の皆さまにご指導いただきましたことに、この場をかりて厚く御礼申し上げます。

さて、当時から私は、この運動公園が各種競技施設が集まる、県下でも誇れる施設であること、そしてまた、恐らく津幡町では入場者が年間10万人を超える公園としては、森林公園に次いで施設であると思っております。その中である意味、私は誇りに思い勤務させていただきました。しかしながら、その反面、疑問も数多くあったことも事実であります。

その一つに、少ない平日の利用者数であります。確かに年間10万人超の利用者がありますが、その大半は土日の利用者数の積み重ねでもあり、平日ともなると閑散としているのが現状ではないかと思っております。確かに、そこを利用するアスリートたちにとっては、大会は土日であり、それでよしとしても、ある一方では、少ない平日の利用者に物足りなさを感じ、果たして今求められている運動公園の集客を含めたその役割、施設の未来像はどうか、行政は改めて考える必要があると私は思います。

近年、少子高齢化社会の到来や町民の価値感の多様化とともに、津幡町民からも「運動公園は運動するためだけの公園」、「幼児、子どもが遊べる遊具場はない」、「交通アクセスが問題」、「工夫がない」、「憩いの場がない」等々、公園を使う側からのたくさんの声があります。町としても、これまで以上に町民のニーズをきめ細かく対応した公園のあり方が求められているのではないのでしょうか。

私は、行政は町民のニーズにこたえるためにも、地域の身近な公園を地域の共有のものとしてとらえ直し、そして、これまでのつくる側の視点から使う側の視点に転換し、町民が主体となったあらゆる年齢層の利用や人々との触れ合いの場、愛されはぐくまれる公園として再生すべきで、その有効活用を図ることが行政に今求められていると思います。いかがでしょうか。

私は以上の観点から、運動公園に対する平日の有効利用や新たな要請として、次の3点について

て見解を求めます。

その第1点は、無料バスの運行です。

中高齢者の中には「広い施設での運動や公園内を散歩したくても免許がなく行けない。自然に囲まれ空気もよく、落ちつく場所として利用したいが、交通の手段が不便で、ぜひバスがあればよい」といった意見があります。また、中高生に至っては、クラブ活動での来園する際の交通手段としての希望もあります。日常の彼らの多くは自転車か徒歩のいずれかであり、私はこれら利用者層の交通手段として、幸いに事故はございませんが、ある意味、事故防止策としてもバスの運行はぜひ必要と思われまます。これに対して検討していただきたいと思ひます。

次に第2点は、幼児あるいは子どもたちの楽しめる大型遊具施設の設置です。

私は運動公園の利用者層を見ると、小学生から一般、そして高齢者と幅広い層が多くを占めています。この層の設備としては良好ですが、幼児層に対する運動設備が欠けていると思ひます。

私は、子育て世代の要望として、幼児が楽しく運動できる大型遊具の設置が必要ではないでしょうか。現在、津幡町の代表的な公園は中条公園、中央公園があります。しかしながら、内灘町の海賊船サンセット号やかほく市の県下一の長さを誇る大型滑り台などを備えた特色ある公園が身近にあり、平日、休日を問わず、本町からや他町からも利用者が数多く訪れている現実があります。

運動公園としては、平日、休日を問わず公園を利用してもらうために、他町に引けをとらない公園づくりをするということが必要ではないでしょうか。平日、町内外から家族連れやあるいは集団で幼児、園児が来園することを想像したとき、そこにはにぎわいが生まれ、公園の活性化、さらには地域の活性化ともなり、ひいては子育て支援にもつながるのではないかと私は思ひます。

ぜひ、検討していただきたいと思ひます。

質問の最後は、クラブハウスの設置を求めます。

私は、クラブハウスは、スポーツ仲間あるいは訪れる人たちとのコミュニケーションを図る場としてぜひ必要と思ひます。クラブハウスは、訪れる人たちの憩いの場だけでなく、活動の喜びを分かち合う心のよりどころでもあります。津幡町には、運動できる体育館としては全くありません。私は新たな箱物を求めているのではなく、現在の運動公園の会議室での設置を提案いたします。現在の会議室の利用頻度が非常に少ないと見ております。できれば改良して、クラブハウスとして利用すべきと考えます。休憩ラウンジとして小さな喫茶を設けることにより飲食や昼食をとり、ゆっくりとアフタースポーツを楽しむことや待ち人の時間を過ごせるためにも、ぜひ検討いただきたいと思ひます。

最後になりますが、私は、運動公園は宝の山だと思ひています。今に満足せず、人、物、金を含めた計画的な先行投資ができれば、運動公園を単なる通称「山体」から町民の憩いの場、身近な公園、誇れる公園として変貌でき得る公園であることをお伝えします。今後の改善を含めて、今後も私は取り上げていきたいと思ひます。ぜひ、ご答弁をお願いいたします。

以上です。

○南田孝是議長 早川教育長。

○早川尚之教育長 運動公園の平日利用増を図ること等についてお答えいたします。

まず初めに、町は運動公園を、今、八十嶋議員もおっしゃいましたけども、各種スポーツ活動の拠点施設であり、収入が見込める大切な、そしてまた、誇れる施設であるとの認識をいたして

おります。

このような考え方のもとで、町は昭和61年度の野球場を初め、テニスコート、体育館、多目的グラウンド、多目的広場と続け、平成14年度に陸上競技場を完成させ、平成16年7月に現在の姿となりました。こうして完成した運動公園は、多くの大会会場として町内外の方々に利用されてまいりました。今年度も新たに町内での宿泊を伴う大会開催の打診がありまして、その誘致を進めているところでございます。こうした運動公園の施設を、私たちは各種スポーツ活動の拠点施設として適正に維持管理し、有効活用に努めたいと考えております。

ちなみに、津幡運動公園の平成22年度の利用者数は、八十嶋議員よくご存じだと思いますけども11万9,101人を数え、開園日数から割り出しますと、1日約400人ぐらいの利用となっております。やはり、土日に各種大会が毎週のように開催されております。こうして大いに活用いただく中でも一番の悩みは、駐車場不足ということじゃないかというふうに思っています。苦情もよくいただいてきました。

平日の利用は、季節や天候によっても多少差がありますが、午前中からの利用状況は、健康広場でのグラウンドゴルフやパークゴルフ、そしてまた、テニスコートでのテニス愛好者の方々の利用が中心であったというふうに理解しております。ちょっと聞きますと、最近では体育館のほうに一般の方々も入られて、トレーニングルーム等でやっていらっしゃるということも聞いております。午後から夜間にかけては、中学校や高校の部活動、そしてまた、各種ジュニアスポーツクラブ、単位協会などが利用されておまして、割合とあいたところがないという状況というふうに理解しています。

さて、平日の利用促進のために、高齢者を対象とした無料バスの運行についてのご提案がございました。現在、子どもは高齢者の軽スポーツ等については、主に総合体育館で対応することといたしております。また、健康福祉課との連携とあわせ、総合型地域スポーツクラブとして地域に出向いての活動も行われてきました。加齢による高齢者の方々の体力やあるいは移動手段等々のことを考えあわせますと、中央に集っての活動の機会提供とともに、今後、これからはできるだけ住んでおられるところに近い場所での機会提供も必要だというふうに私は考えております。そういう意味で、運動公園に集まるというのもその一手段かもしれませんが、これからはできるだけ地域に近いところでやるのが必要かなというふうに理解しております。また、中高生の部活動来園者への無料バスの運行につきましては、利用状況や財政的負担、費用対効果等を考慮しながら関係部課と検討していきたいというふうに思っております。

続きまして、子育て世代の利用促進を図るため、運動公園に大型遊具の設置の検討をというご提案についてであります。

このことにつきましては、平成14年度に公園建設にかかわる事務局内で一度検討がなされ、内容としては運動公園としての性格、それから、遊具建設の新たな敷地確保、利用頻度、利用者の安全確保、財政負担等々の観点から設置は見送るということとなったと伺っております。それにあわせて、現在、町内に5か所の設置がなされております中央公園や中条公園、そしてまた、一部供用がなされましたあがた公園等の都市公園に遊具が設置され、充実が図られてきているものと理解いたしております。また先般、5月22日には森林公園にMISIAの森プロジェクトが発足いたしました。広大な森林公園の充実が一段と進められているものというふうに考えております。

運動公園の管理の立場からは、現時点では一番に駐車場の拡張を願うところでありますが、こ

れも予算等々の問題もありますし、今後、遊具の設置につきましては、この大会等の利用状況あるいは幼児や子育て世代の日中利用の可能性等から財政的負担、費用対効果等々を考慮し、公園建設にかかわる担当部課と検討いたしてまいりたいというふうに考えております。

クラブハウスの設置につきましても、やはり、どれくらいの人が日中使えるのか、使ってくださるのか等々も考慮しながら検討課題だというふうに考えております。

以上、ご理解をお願いいたします。

終わります。

○南田孝是議長 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 今ほどは教育長、ありがとうございました。

私は、確かにそういう面ではおっしゃられるとおりにかと思えます。私は実は、銀行員上がりであります。今はこの件に関しましては、あえて取り上げなかったんですが、やはり収益という面から考えていくと、これからはやはり、いかにして人を呼ぶかということを考えていかなければならないと思えます。

そこにはいろんな問題があるかと思えますけども、やはり私は、運動公園は先ほど言いましたように改善の余地が十分にあると思っております。繰り返しになりますが、収益面からしたらやはり非常に辛い面があるかと思えます。

今、その各利用者の値段を上げることもそうかもしれませんけども、そうじゃなくて、やはり施設の充実化をまず、先行投資をしながら人を呼ぶことというのを一挙にできないかもしれませんが、一つ一つ検証していただいて、前向きにしていっていただきたいなというふうに思っております。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で1番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

次に、3番 黒田英世議員。

○3番 黒田英世議員 3番、黒田です。

2人目の新人でございまして、大変緊張をしております。質問途中とちることがありまして一つご容赦をお願いしたいと思います。

それでは、具体的な質問に入らせていただきます。今回は2点に絞ってご質問させていただきます。

義務教育終了までの幼児、児童に対する医療費の無料化に向けた基本的なロードマップをお示しいただきたい。このことについては、塩谷議員の二番せんじになるかも分かりませんが、よろしく願いいたします。

日本の少子化・高齢化が言われて久しいわけですが、このことは我が国の将来にとってゆゆしき問題であるにもかかわらず、国政の場においては、少子化担当大臣などというポストを新設ただけで、一向に有効な手だてを打てずにほとんど見過ごされているのが現状であります。

少子化の原因の一部として挙げられるのは、一つは、子どもたちの医療費の負担があると考えます。そして、住宅問題、次に、膨らむ教育費の問題、それから、これは日本全体から見れば大変いいことだと思いますが、女性の社会進出と社会的地位の向上に伴う結婚の高齢化と初産の高齢化などであると考察いたします。このうち、地方自治体で少しでもお役に立てるのは、子どもたちの医療費の問題ではないでしょうか。

津幡町においては、幼児、児童の医療費の助成について、これまでは入院治療費については中学校3年生まで、通院治療については未就学児童までが助成の対象でありましたが、平成23年4月分から通院時の医療費については小学校2年生までが助成の対象と拡大されました。このことは、子育て支援、児童福祉という観点から一步前進だと評価したいと考えます。しかしながら、全国レベルで比較するならば、決して先進的とは言えず、むしろ大きく遅れをとっていると言わざるを得ないわけであります。

全国の自治体の中には医療費の無料化はもとより、病院窓口での支払いをゼロにしている自治体が35都道府県にまで拡大していることや、石川県内においても義務教育終了までの入院、通院ともに無料化している自治体が19自治体中12自治体にも及んでいます。このうち、かほく市も含めて5市町においては、月1,000円の自己負担さえも廃止しております。

ことし3月の石川県議会において、子どもの医療費を中学校卒業まで完全無料化するとともに月1,000円の自己負担も廃止し、病院の窓口での支払いをなくすことを求めるという請願が採択されました。こうした背景もあり、子育て環境の充実に向けてより先進的な津幡町を目指すべきであります。

かほく市がことしから義務教育終了までの医療費を無料にしました。そのための今年度の予算は7,800万円計上しております。これは昨年度より3,200万円の増加であります。

一方、津幡町において、昨年度は総額で3,400万円実行しております。今年度の予算は、3,700万円とわずか270万円しか増加しておりません。しかも予算の総額においては、2倍以上の額の違いがあります。

人口もそれほど変わらないかほく市との比較で、この額の違いは何を物語っているのでしょうか。

日本の将来を、そして、少なくとも津幡町の将来を担う子どもたちを地域全体で守り、健康で明るく、健やかにはぐくむための環境の整備をまちづくりの基本とすべき時代であります。将来を担う子どもたちのために、もっとお金を使ってもよいではありませんか。むしろ使うべきであるというふうに考えます。このことを津幡町の町政の軸足の一つにすべきと考えています。今申し上げたような施策が充実してこそ、人口の増加をも望めるのではないのでしょうか。

そこで、津幡町における義務教育終了までの医療費の無料化を含めた子育て支援、児童福祉の充実にも目を向けた基本的な考え方とそのロードマップをお示し願いたい。

そして、これらに要する当面の財源であります。甚だ不謹慎を承知でご提案申し上げます。もしかしたら不可能なのかも知れません。民主党が掲げた子ども手当について、制度の廃止も含めたさまざまな論議を呼び、今年度は暫定的に9月まで1人当たり1万3,000円を支給されることになっておりますが、その後は全く不透明であります。津幡町において、今年度の子ども手当のうち町の負担分として9,480万円を計上しております。これは、3歳未満の乳児に対しては月額2万円、3歳以上の児童については月額1万3,000円という内訳での積算であります。9月以降に制度が廃止される、あるいはまた、年齢に関係なく月額1万3,000円ということになれば、これらの予算を用途変更し、義務教育終了までの医療費を無料化することを前倒しで実行してはどうかと提案いたします。

これらの点について矢田町長のお考えをお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 黒田議員の義務教育終了までの幼児、児童に対する医療費について、その無料化に向けたロードマップを示せというご質問にお答えをいたします。

医療費は、社会保障制度のうち被保険者間の相互扶助の制度である社会保険が受け持つ分野であり、所得に応じた保険料の設定と医療費に対する定率の自己負担により被保険者間の受益と負担の公平性を担保しております。

医療費の自己負担分を全額税金で助成することは、納税者である町民の皆さまの間での受益と負担の公平性を損なうものと考えており、制度を利用される方の一定の自己負担につきましては、ご理解いただきたいなというふうに思っているところでございます。

通院にかかる助成の対象年齢につきましては、ご指摘のように、今年度より小学校就学前までから小学校第2学年修了前までに拡大させていただきました。

今後のさらなる対象年齢の拡大につきましては、3月定例会の一般質問にもお答えしましたが、将来的には中学校卒業までを対象としたいというふうに考えているところでございます。

現在は、国において議論と検討されております社会保障と税の一体改革や新たな次世代育成支援のための枠組みである子ども・子育て新システムの動向を見きわめながら、方針を決めてまいりたいと考えているところでございます。

ご理解を賜りますよう、よろしくお願いたします。

○南田孝是議長 黒田英世議員。

○3番 黒田英世議員 ただいまの町長のご答弁によれば、受益者負担、それから公平性という問題を取り上げられましたが、これについてはですね、確かにおっしゃるとおりだと思います。しかしながら、全国で35都道府県あるいは石川県の中でも12自治体が無料化していることも含めてですね、国との整合性あるいは県との整合性もあるとは思いますが、一日も早い実現を強く望みたいと考えております。

以上です。

次に、津幡町土地開発公社の経営健全化に関する事項ということで、2点目の質問をさせていただきます。

平成23年3月に土地開発公社の経営健全化に関する計画なるものが示されました。これは、平成18年3月に行われた監査およびその後に提出された監査結果について改善すべき指摘事項が多くあり、このまま見過ごせない内容であることから策定されたものと推測いたします。これらに関連しては過去のことでありますが、健全化に向けて重要なことでもありますので、あえて質問させていただきます。

とりわけこれらに関して、その後の経過と実行した改善策について具体的な説明を求めます。

とりわけ土地台帳が整備されていなかった事実。あるいはまた、旭山工業団地においてボーリング調査のための業務委託を行ったが契約書の作成や契約の締結が行われていない。必要に応じて業務を速やかに行うことも重要であります。最悪、後追いでも締結すべきであると考えます。平成16年度の決算における未払金131万1,000円について、平成3年度、平成5年度において未払金を放置されていた事実。あるいはまた、重要であるべき公印の管理が不十分であった。土地家屋調査士に支払った委託料について、支払い先に確認もせずに源泉徴収を行っていなかった事実。あるいはまた、土地開発公社会計規程に基づく理事長への月次報告がなされていなかった事実な

どなどの指摘が多くあります。

このように、監査の指摘事項の中には、甚だ失礼ではありますが、職員の事務処理能力や注意力の欠如、さらには職務怠慢としか思えない事項が幾つもあります。この指摘された事実を土地開発公社全体が真摯に受けとめると同時に、理事長初めとする管理、監督の立場でにある役職員の責任以外の何ものでもないというふうに考えるところであります。

そこで、このような事態に対し再び起こらないよう対応された改善策と土地開発公社の職員に対して実施された教育、指導について説明を求めます。

次に、ことしの2月17日に開催された全員協議会の場で、土地開発公社に3億8,000万円もの欠損金が出たと執行部から発言がありました。その処理について、議会の議題として提出され採択されたようですが、これに対する疑問は造成時に設定された地価が、不景気の長期化やリーマンショックなどでその後も地価の下落が続いているにもかかわらず、地価の再評価を怠ってきたのが原因なのではないでしょうか。地価は現下のような経済情勢のもとでは、常に直近の周辺地域の宅地や工場用地などの売買価格を精査し、年度ごとに評価がえを行うのが常識だと考えます。このことについて説明を求めます。

次に、石川県も公開している県内各自治体の平成21年度決算状況の中で、土地開発基金現在高という項目があります。津幡町は基金の現在高が金沢市に次いで2番目の多さで、16億1,500万円であります。この基金の説明を求めます。また、この基金が預貯金または換金可能な基金ならば、4億円にも上る土地開発公社の欠損金を貴重な一般会計から補てんするのではなく、この基金を取り崩し補てんするのが本来の姿ではないかというふうに考える次第であります。加えて、監査委員からも指摘がありますが、長期保有地に対し積極的な情報提供を行うなどして保有土地の早期売却に一層努めたいとあるが、その売却促進策について、その体制と具体的な活動の実態、そして、その後の実績について説明を求めます。

次に、これは提案であります。津幡町に工場を誘致するには極めて重要な条件の一つ欠如しております。それは、良質で安価な工業用水が潤沢にないということです。川北町や白山市においては、良質な手取川の伏流水が潤沢にあります。したがって、パナソニックや東芝やソニーなどの半導体関連企業が進出しています。津幡町はこういった良質の工業用水を多量に必要とする半導体製造産業や飲料メーカーなどの誘致は困難なわけであり、しかしながら、かほく市にあるPFUのグループ企業や富士通ITプロダクトといった企業は工業用水をほとんど必要としないIT企業群であり、化学薬品の混入した排水や廃棄物もほとんどありません。塗装やメッキを行わない、いわゆる開発および組み立ての工場と言われる業種であります。これに類した企業は全国に多数あることをぜひ着目していただきたいと思えます。また、化粧品や健康食品、さまざまな日用雑貨の通販会社のコールセンター、電化製品などの修理受付センター、加えてパソコンを多く使うソフト産業などは通信回線さえあれば業務は可能なわけであり、したがって、移転費用も少なく済むことになります。

今回の東北地方を襲った大地震の影響は、さまざまな形で首都圏にまで多大な影響を及ぼしています。いまだに首都圏において震度3を超す余震と思われる地震が相次いでいます。加えて東電の福島原発が破壊されたことによる影響で、今後の電力不足が切実な問題となってきました。とりわけ、この夏の電力不足は深刻なものようであり、これまでのマスコミ報道によれば、電力供給量の上限値を設定しておき、病院や半導体工場など特定の事業所を除いて、それ

を超えたら有無を言わず電力の供給をとめるという乱暴なやり方をしようとしています。突然、大規模な停電が起きたら、先ほど申し上げたコールセンターや修理受付センター、ソフト産業などは、お客さまとの会話中に電話が切れてしまいます。ソフト産業の間などでは、コンピューターが当然電源が切れることによるトラブルは大変大きいものがあります。そうすると現場は混乱し、しかもその瞬間にビジネスチャンスを失ってしまいます。そこで今、こうした企業がコールセンターや配送センターあるいはソフト開発企業などを首都圏から地方に移す動きが大変に活発化しています。この機会を逃すことは絶対にはずかしいと思います。一日も早く徹底した調査をし、長期保有地の売却または賃貸を促進して公社の健全化の一助にすべきと考えます。

これで、土地開発公社に対する一般質問および一日も早い経営健全化に向けた提案をさせていただきます、終わります。

このことについては、土地開発公社の理事長である副町長にご答弁を求めます。

○南田孝是議長 坂本副町長。

○坂本 守副町長 津幡町土地開発公社の経営健全化に関する事項についてのご質問にお答えをいたします。

その前に、今ほど黒田議員のご提案ありがとうございます。私ども土地開発公社としても、町長とともに、今の黒田議員のご提案に似たようなこともすでに実は考えておりまして、一部着手をしているところでもございます。

まず最初に、平成18年3月に行われた監査結果およびその後に行われた監査結果について改善されるべき指摘事項が多くあるということで、今、黒田議員おっしゃるとおり、それぞれございました。その後の経過と着手した改善策について具体的な説明をとのご質問についてお答えいたします。

監査委員からの改善事項の指摘を受けたものにつきましては、黒田議員おっしゃるとおり、18年3月、それからそれ以降幾つかございます。また、ご指摘のとおり基本的事務処理事項でもございましたので、当然のことながらすでに改善済みで、当時の再発防止の指導も行い、現在に至っております。それぞれ必要であれば後ほど答えたいと思いますが、今、黒田議員が質問でおっしゃったことそのとおり、それはその時にですね、すでにすべて対応いたしました。例えば、契約についてもおっしゃるとおり、すでに見積もりとの後先になりましたが、契約を結んですぐ契約をいたしました。

再発防止について一番大事なものは基本的な事務処理事項でもございましたが、再発防止というのは、もちろん一番大事に思っております。当町の再発防止の基本というのは、それぞれ、土地開発公社という部署もさることながら、個々の部署で起きた案件をいわゆる人ごと、他人ごととは思わず、また、自分の仕事ではない、他の部署のことだというようなことも思わず、あくまでも自分のこととして、また自分の部署のこととして、意識して対応するということを基本にしております。

当公社職員は町職員と兼務しており、町職員には人事異動がつきものであることから、例えば、今ほどのような誤りがあった場合、人間ですから誤りがございます。そういう誤りがあった場合については、その誤りを全職員の共通の認識として、二度と同じ誤りは部署が変わろうと同じ誤りを犯さないという信念を持って、また、常に現在の仕事、職務に対して常に問題意識を持って臨むことなどを基本として、町職員として常に指導をしているところでございます。このようなこ

とを踏まえ、平成20年11月には町の人材育成基本方針を策定し、職員研修などを行っているところでございます。

さて近年では、おかげさまで旭山工業団地、富田工業用地とも、近年では、毎年、売買予約との関係もございりますが、売却には至っております。そして現在、それぞれの分譲区画もともに残り1区画となっております。

所有地の売却促進策につきましては、平成21年度では、ホームページにGoogle地図を入れることでその位置を分かりやすくしたこと、また、津幡町土地開発公社をインターネットで検索したときには、なるべく上位で出るようなことを専門家にご相談をして対応しているところでございます。

それから、他の所有地につきましても、土地開発公社経営健全化計画により促進を図っていくものでございますが、今年度は特に、さらに企業誘致の推進を図るために、政策アドバイザーの選任および県の担当部局との連携を密にするとともに、企業への積極的な働きかけ、PRを行うこととしており、先ほども申しましたが、すでに一部実施をしております。

次に、土地開発基金についてのご質問でございますが、そもそも土地開発基金は、公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために必要な土地を先行して取得することを目的として設置された基金でございます。

ご質問のとおり、平成21年度末の津幡町土地開発基金現在高は16億1,448万7,000円で、その内訳は14億8,983万1,000円が土地でございます。現金ならびに有価証券が1億2,465万6,000円となっております。土地につきましては、内訳は津幡丘陵公園用地のほか、都市計画道路の代替用地として先行取得した土地であり、事業開始時には一般会計が買い戻すこととなります。

次に、土地開発公社の欠損金を一般会計から補てんせず、基金を取り崩して補てんしたらどうかのご質問でございますが、先ほども土地開発基金の設置目的を説明しましたが、土地開発公社の欠損金を土地開発基金から直接補てんすることは、制度的に無理でございまして、その目的には合致しないものと思っております。

なお、先ほど塩谷議員の質問にもお答えしたのですが、今年度から土地開発公社の役員構成も大きく変わり、心機一転、これまでも増して当公社の健全化、今、黒田議員おっしゃった一つの提案の健全化、そして、その透明化および公社の使命でもございます活力あるまちづくりや雇用の創出など、町政振興の発展に寄与できるよう力を注いでいく所存でありますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○南田孝是議長 黒田英世議員。

○3番 黒田英世議員 ご答弁ありがとうございました。

先ほどの多くの指摘事項について、津幡町職員全体が対岸の火事としない。そして、そのことを再発させないための活動をきちっとやられているということをお聞かせいただきまして、大変心強く思っているところでございます。

それからまた、公社の所有する土地の売買についてはですね、先ほど申し上げたようなことから、ぜひとも真剣に取り組んでいただきながらですね、早い公社の経営健全化に向けた努力をぜひともよろしく、町長も含めてよろしく願いしたいというふうに思います。

以上です。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で3番 黒田英世議員の一般質問を終わります。

次に、2番 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 2番、西村 稔です。

一般質問に先立って、我が津幡町、町議会の神聖なる議場の演壇に立つ機会を与えていただきました津幡町民各位に、ここで厚く御礼申し上げます。

また、矢田町長以下、日々行政に携わる町役職員各位と選良として議席に座る先輩、同輩の町議各位に、西村 稔は新人議員としてのあいさつと津幡町施政に対する思いを述べさせていただきます。

まずは、東日本大災害で被災された方々、今も避難所に身を寄せる方々やとりわけ放射能により強制疎開を余儀なくされた方々やいまだに肉親の安否が不明な方々に慰めの言葉の捜し方もありませんが、改めて心よりお見舞い申し上げます。また、被災地は一日も早い復旧、復興がなされることを心中から祈願いたします。

なお、この不肖、西村 稔は、毎月の議員歳費のうちから10万円を災害義援金として送り続けることが選挙公約の一つでもありました。当選後すぐに郵便局を通して、被災自治体である福島県の飯舘村役場に送りましたところ、新聞各紙で大々的に報道されました。このことは、国難にあって日本人は、心は一つにして助け合い、支え合い、復旧、復興に立ち向かおうと願う私の公約と心を同じくした津幡町民各位の思いやる心が、私を通して新聞報道されたことと思っております。このことは飯舘村村長菅野典雄様から、丁重なる謝辞と辛苦極まる心情のお手紙をいただきました。内容をかいつまみますと、地震では被害が少なかったものの、福島第一原子力発電所の爆発事故からの風向きで、放射線量が多く飛散して村は汚染されたが、その後、日々大気や飲料水の放射線量が減り、村民の暮らしも落ちつきを取り戻しつつあった最中に、村は計画的避難区域に指定されて、村民は避難先や暮らしのことや補償問題など何も示されないまま全村避難指示は、村長として耐えがたいとつづってありました。

私は、災害というものは、天災に備える計画は大事だが、天災からの2次被害、3次被害はすべて人災である。この人災による被害は、心ある計画をもってすれば防げるという思いに至りました。

そこで、一般質問をさせていただきます。

大災害に対する備えを第1番目の質問として入ります。

我が津幡町もいつ起こるか分からない大災害に対して、町行政は、どのような備えをしておくかという質問です。私は、東日本大震災の未曾有の災害を目の当たりにして、選挙公約の中で津幡町の防災要綱の見直しを訴えました。水害の歴史を持つ津幡町ですから、無論そのような対策や要綱が以前よりあると思っていますが、東北、東日本を襲った大震災がもたらした大災害の様子を見て、津幡町もいつ降りかかるかもしれない大災害を想定して、これに対する策を今一度、阪神・淡路、能登沖、中越地震等の事例も参考にして、さらに、原発災害という新たな天災にもまさる、2次、3次災害も十分に考慮に入れた、大災害が起きたときの行政の役割と町民のありよう等を示唆した、生命と財産を可能な限り守り抜く、想定外等は絶対でない、安心、安全のための危機管理対策の要綱や災害時に行政として対処する新たな分かりやすいマニュアルの作成が絶対に必要と考えています。

今、世間は国難という危機に際して、政府の対策、対応のまずさを毎日歯がゆくテレビを見ては嘆いています。さきの飯館村村長の手紙でも分かるように、災害が起きたときの危機管理に対して行政に求められることはいかようなものか、私、西村にも幾ばく分かりました。想定外やあろうはずがないという責任の所在も分からない学者の意見を過信して物事を図ると、人命や生活やインフラのすべてが破壊されるに至ったことであります。

我が津幡町も地下水位が浅いところに住宅団地があり、地震による液状化現象を想定し、森本活断層直下にある津幡町はどうなのかと思うと、背筋に寒さが走ります。

災害対策のシミュレーションは、自治体の機能と危機管理能力が集約される最も重要で必要な課題であります。災害が起きたときは時間が勝負です。一番身近な町役場が一番頼りとされます。ふだんの平時から、災害は忘れたころにやってくるという心構えで、絶えず危機管理のあり方を再点検し、何が起きようとも、いかなる場合にも備えるというシミュレーションを描き、実践的な訓練が町民の安全を守ることになります。

国の災害対策基本法という法律がありますが、津幡町防災計画には原発災害の想定の記事もされていません。大災害を想定したシミュレーションをやるときに、平素ありがちな国や県への追従的な意識や前例に固執する意識や無意味な自治体横並びの意識、このような意識で防災対策を行おうとすると、大事のときにあって2次災害や3次災害を招くことになりかねません。

ぜひ町長には、全職員の意識を新たにして、東北、東日本大災害を事例として、津幡町独自の津幡を熟知したものだからこそ図れる、緻密で心ある、絶対に2次的な災害は起こさない、事に当たっては敏速に対応する新たな危機対策要綱とマニュアルの刷新を図ることに熱意を持って取り組んでいただくことをお願いいたします。そして分かりやすく、具体的に図に示した家庭の壁に張っておけるような大きなポスターのような災害時の町民の行動やありようを示唆する図面のようなものを希望いたします。

町長は、出馬当時、長年の政治経験を生かし、津幡町民に恩返しをすると公言されました。矢田町長は、津幡町の首長として本物であると人は言う。大事に当たっては真価を発揮すると人は言う。そのことをあらわしたような構えで、いかなる大災害をも想定した危機管理要綱と天災に次ぐ人災は絶対に起こさないことを示唆した刷新された危機対応のマニュアル、いずれ時期を置かずして全町民にご提示していただきたいと思ひます。

以上です。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 西村議員の東北、東日本大震災を教訓として、津幡町防災計画の再点検と見直しを願うとのご質問にお答えいたします。

津幡町地域防災計画につきましては、先ほどから各議員のご質問にお答えさせていただきましたように、津波対策および原発対策に関しましても、町独自で判断できる事項ではありません。国の中央防災会議や石川県防災会議等の審議結果を踏まえ、町地域防災計画の見直しの必要箇所について対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

当町におきましては、洪水避難地図や土砂災害避難地図、地震ハザードマップなどを整備し、町民の皆さまに公開し、配布させていただいております。各家庭や地域におかれましては、ふだんから災害発生時の避難場所や避難経路の確認などにご利用いただきたいと思います。

なお今後、町地域防災計画を基本とし、各業務についてのマニュアルの整備を含め防災体制の

充実を図っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 どうもありがとうございます。

これは事前通告してありませんので、ちょっと思ったことを述べます。

先日、笠谷保育園をちょっと視察したんですけども、先生が3人ぐらい、私が行ったときですけども、児童数30人ぐらいおいでたかなと思うんですけども、万が一地震が起こって、建物がグラグラときて壊れた場合に、あれだけの職員で幼児なんかを運び出すことは不可能だと思いますので、地域のすぐ飛んでいって乳児を救出できるような日ごろからの地域ボランティア活動を図って対処するようにしていただきたいと思います。

2番目に移ります。2番目の質問は、住民から寄せられる悪臭に対しての質問です。

条南校下で特に多く寄せられた切実な問題は、潟端地区の河北潟よりの住宅地に住む方々の苦情です。数年も前から、何とも言いようのない、魚が腐ったような悪臭が風とともに漂ってくるという苦情です。金沢才田地域内にある悪臭発生の原因企業はほぼ特定できていますが、事は住民の生活環境にかかわる公害問題であります。ここはひとつ、町当局も重大な問題として、この西村を交え、早急に対策を講じていただきたいと思います。

また一方、早急な問題として横浜、加賀爪、浅田地域の住民から悪臭の苦情が私に寄せられ、早速視察をしましたところ、浅田地内の住宅地の中で有機肥料を練り合わせる倉庫兼工場がありました。普通一般的に思うのは、住宅地の中においが発生する肥料工場を営業するときには環境アセスメントや隣地や地域の同意は必要とされなかったのかという疑問です。今、苦情が寄せられる現状からして、町当局は脱臭設備を義務づける等、業者に指導、命令はできないものでしょうか。いずれにしても、町当局は事業者には工場の外に悪臭を排せつしないことの約束を取りつけていただきたいと思います。横浜、加賀爪、浅田地内の方々には早急な解決を持っています。

以上、この2件に対して、町長のお考えをお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 条南校下に飛来する悪臭被害の取り扱いと浅田地内の肥料工場から発生する悪臭の対応についてとのご質問にお答えいたします。

初めに、条南校下およびその周辺からの悪臭苦情につきましては、ここ数年来におきまして苦情や悪臭情報は聞いておりませんが、ご指摘の発生元が金沢市地内であることなどから、まず金沢市を含め関係機関と協議し、現状調査の上、その解決に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、浅田地内の悪臭苦情につきましては、3月中旬ごろに付近住民より最初の通報があり、状況調査の後、県環境部担当者と現地確認するとともに協議しましたところ、肥料製造事業者からの肥料取締法による特殊肥料生産業者届出は、すでに受理、通知済みであり、また産業廃棄物混入などの違法性も認められないとの報告を受けました。

しかしながら、当該箇所は用途地域の第1種住居地域に指定されており、建物を肥料製造の用途で使用することが禁止されている区域となっていることから、建築基準法で対応するよう県に申し入れをいたしました。その後、5月中旬に県当局より、現在、建築基準法の実態違反に対する是正につきまして指導をしている旨の報告を受けております。

なお、町といたしましても、悪臭防止法、町公害防止条例等の観点から、現場周辺の臭気測定を専門業者に委託しましたところ、一部特定物質において基準値を大きく超える数値が検出されましたことから、県とも連携し対応していきたいと考えているところでございます。

3月以来、現場の近隣のみならず、多くの周辺住民が悪臭被害をこうむっており、健康被害も懸念される状況にあります。その間、関係区長さん方には、町担当部署とともに何回も現場での協議や申し入れ、そして、警察署、県等への相談、要望をしていただいております。深く感謝申し上げる次第でございます。

今後は、建築基準法をもとに早期解決に努めていただくよう強く県に要請していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○南田孝是議長 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 どうもありがとうございます。

自動車会社では新車ににおいがつくとか、すし屋さんは臭くてお客が来なくなったとか、住民がそろそろ戸も開けたいけれど開けられないという現状もありますので、早急にお願いします。

続きまして、第3番目の環境美化に対する質問です。

この件に関しましては何人も議員さんが質問されておりますが、環境美化に対してですが、たばこの吸い殻や空き缶の投げ捨て等は無論のこと、特にペットのふんの始末については、津幡町内の道端至るところに、犬のふんの始末は飼い主の責任ですという看板がありますが、犬のふんの後始末を怠る無責任な飼い主もいます。特に、児童が遊ぶ公園では衛生面からの問題もあり、本当に困りものです。

津幡町に登録されている犬は2,000頭にも及ぶと聞きますが、モラルをもってふんの始末をする飼い主の名誉のためにも、ふんを放置する犬の飼い主には何らかの罰則が必要と考えます。そうでなければ犬を飼っていない町民からは、犬の飼い主のモラルが疑われます。ややもすると、犬の飼い主2,000人の品性も疑われかねません。また一方では、数年来、毎朝犬の散歩の途中、ふんの後始末はもちろんのこと、道端のごみをせつせと拾い続けている方もいらっしゃる。善行、品行において称賛されるべきです。ほかにも、公共の場に花を植える人たちがいます。この無償の奉仕で環境美化を行う方々を町としてたたえることも、町の環境美化を進める上で大切と考えます。

まだまだ環境美化に対する思いはありますが、ここはひとつ、賞罰を含めた津幡町環境美化条例の制定を視野に入れることも大事と考えますが、町長さんのお考えをお聞かせください。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 津幡町環境美化条例の制定をとのご質問にお答えいたします。

ポイ捨てや犬のふんの放置に関しましては、以前より多くのご指摘をいただいております。これらの問題につきましては、対象者の特定が難しく、県内他市町が制定した条例は、ほとんどが遵守条例であるため罰則の適用をしていないのが現状であります。そのため、これまで本町におきましては、美化条例の検討を進めつつも、各地区への回覧文や広報、現地への啓発看板設置による地道な防止活動に努めてまいりました。

しかしながら、特に犬のふんに関しましては、いまだに多くの苦情、ご意見等が寄せられており町といたしましても対応に苦慮しているところであります。

これらの問題の解決のためには、行政としての啓発や指導等もちろんですが、地域住民の方々

がお互いに注意し合うなど、モラルやマナー向上に関する町民の皆さま方のご協力が不可欠であります。

町内におきましても環境美化に向けて、ひたむきな活動をされている多くの方々がおられることも承知しております。

今後はそういった方々とも協働しながら、住みよいまち、住んでよかったまちづくりの推進のために、以前、角井議員から津幡町環境美化条例制定をとのご質問もございました。現在、条例制定に向け準備を進めているところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○南田孝是議長 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 よく分かりました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

続きまして、4番目の質問です。労働賃金の時間給であります。

町当局は、この問題の直接の当事者ではありませんが、長らく政治に携わった町長のご見識を伺いたく質問とさせていただきます。

低賃金で働く人にとっては、最低賃金は重要な問題です。若年層ばかりでなく、毎日ハローワークに通う方々、また、パートタイマーで生活をする方々にとっては、収入の低さは生活を維持する上でも大問題です。民主党は政権交代のマニフェストで最低賃金時給1,000円を約束していましたが、いまだ実行されていません。自民党も昨年の参議院選挙で最低賃金の時給1,000円を公約をしていましたが、これもいまだに政治的な動きもありません。最低賃金の時給は各県段階で経営者側と労組関係の代表者の会議で決めると聞いていますが、石川県知事の考えや判断も重要ですが、一方、直接住民を預かる立場の町長のご意見も殊さら重要と考えます。政権交代を掲げ、選挙公約に最低時給1,000円を掲げ、政権をとった今の政府でありますから、選挙公約は何があろうとも実行していただきたいと思います。低賃金にあえぐ方々に対しても、最も必要とすることを性根を入れてやってもらいたい。もし、このまま時だけが過ぎて選挙公約が実行されないとすれば、民主も自民も公約を振り回して、経済弱者の心をもてあそんだのかということになります。

この2大公党が掲げた公約と重なるかどうか分かりませんが、世間一般では誇大宣伝や詐欺のうたい文句は厳しく取り締まりの対象になります。この最低賃金の問題は、いずれ時をみて先輩有志の議員各位と協議をいたし、政府に請願を行いたいと考えていますが、その前に町長の見識あるご意見をお聞かせをいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 労働賃金の時間給についてのご質問にお答えいたします。

賃金の低廉な労働者につきまして、事業もしくは職業の種類または地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすると最低賃金法ではうたっております。

石川県では、石川地方最低賃金審議会において全国的な整合性を図るため、毎年、中央から地方に対し金額の改定のための引き上げ額の目安が提示されます。そして、その目安を参考にしながら地域の実情に応じた改正のために審議を行い、石川労働局長に答申するものでございます。

平成22年10月30日から石川県内での最低賃金は、674円から686円に増額改正されております。

厳しい経済・雇用情勢におきまして、会社の存続、労働力の維持および確保を図るため、事業所としては最低賃金を守り、個々の時間給を定めているものと存じますので、私といたしましては石川労働局長において決定した最低賃金を下限額として遵守いただきたいと考えているところでございます。

町長の見識をというご発言でございますけれども、今申しましたとおり、そういうルールで決定されているということだけご理解を賜りたいと思います。

○南田孝是議長 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 以上をもちまして、西村の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で2番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

次に、8番 酒井義光議員。

○8番 酒井義光議員 8番、酒井です。

きょうはちょっと終わらないかなということ、あしたのという雰囲気もあったのですが、何とかきょうということで、質問のほうはコンパクトにまとめて、本当の言いたいことだけなので早く終わると思いますので……、

〔議席より笑いあり〕

答弁のほうだけしっかりと、前向きな答弁をお願いしたいと思っております。

まず第1点目に、津幡中学校の体育館天井改修はということでお聞きをいたします。

平成19年12月定例会において一般質問をいたしました津幡中学校の体育館の天井改修について、何ら進展がありませんので再度質問いたします。

「当体育館は、平成6年8月に建築された建物で、当時は講堂としての利用も考慮してほしいとの要望もあり、グラスウールマットを天井に施した」との答弁でした。

現在、中学校の体育館に使われているのは、厚さ2.5センチ、幅91センチ、長さ1.8メートルで厚みのあるものと思われます。グラスウールが落下するときには、薄いものでは紙のようにひらひらと落ちるとのことですが、厚みのあるタイプであり実際にどのような状態で落ちるか分かりません。建築時には音響の残留を抑制する目的だったと思いますが、この際にグラスウールを取り外し、体育館として鉄骨が見えても仕方がないのではないのでしょうか。

天井を全面改修しようにも、傷んだ部分だけ取りかえようにも、どちらにしても大がかりな足場が必要であり、経費としてはある程度高額となってしまいます。工事をするにも20日間ぐらいはかかり、その間、体育館を使用できないとお話もありますが、いつの時点でも工事期間中にあっては使用できません。どのように落ちるとか、けがをすとかしないとか議論をすること自体おかしいのです。

天井を見ると落ちそうに見え、また、ボールが当たった部分は表面に加工した白い部分がはげて見苦しい状態であり、卒業式、文化祭、入学式と体育館に足を運ぶだれもが対策を望んでいると思います。

落下するまでこのままにしておくか、ウールマットを外し他の体育館のようにするか、また、音響の残留を重視した現在のように改修するのか、いずれもかなりの予算が必要となりますが、矢田町長のお考えをお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

○矢田富郎町長 津幡中学校体育館の天井につきましては、平成19年12月の定例議会におきまして、グラスウール吸音材の落下のおそれについてご質問をいただきました。

安全性を最優先に体育館、講堂両面の使用実態とあわせ調査し、対応を検討させていただくことを当時はお答えをしております。以後の実態につきましては、天井材の効果による残響音の少ない明瞭な音声での式典が開催できる一方、体育の授業や部活動等の使用におきましては、天井にボールが当たることも日常的であるということでありました。

そこで、現在の形状を生かした形での天井補強について検討いたしておりましたが、1,000万円近い予算を伴うということでもありましたため、実施には至っておりません。申しわけありませんでした。

今後、さきの実態と将来的な使用、展望を踏まえ再度検討いたしまして、どのような形態、形状がいいのか、今、酒井議員いろんなことを申し上げられましたけども、その中からどの形態、形状がいいのか、至急結論を出して対応してまいりたいと思っているところでございます。

○南田孝是議長 酒井義光議員。

○8番 酒井義光議員 今ほどは前向きな答弁ありがとうございます。

保護者の皆さんもいろんな催しがあって、あそこに長いこと座っておられまして、見るところは上ということになっておりますので、できるだけ早くよろしく願いいたします。

それでは2点目に、農業委員の選挙人名簿申請についてお伺いいたします。

農業委員会委員選挙が7月に行われます。選挙があるか無投票になるかはそのときの話であり、今の時点で私がどうのこうのという問題ではありません。

しかし、選挙人名簿登録申請について、以前から疑問に思っていることがあります。1つ目に、農業委員会委員選挙は3年に一度行われますが、選挙の行われる3年に一度申請すればよいのに、あとの2年間にもなぜ申請用紙を提出するのかと疑問に思っていました。調べてみると、これは農業委員会法の選挙人名簿第10条に「市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、第8条第1項に規定する者の申請に基づき、毎年1月1日現在によりその選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければならない」とのことで、毎年、申請用紙の配布が必要であることが分かりました。

2つ目には、毎年、申請用紙が広報つばたの12月号に添付され、1万2,650枚町内全戸に配布されていることです。当町では新興住宅の増加で農家でない方が多くおられます。

平成20年3月31日作成の選挙人名簿登録者数で見ると、集落の合計で1,524世帯となっており、1万1,126枚はごみとなっています。

しかし、全戸配布されるため、無駄な配布物として町民からも無駄遣いをするなど指摘もあります。また、提出の必要がない方から、意味が分からず土地改良区に問い合わせが来ることもあります。他の市町を見ますと、対象者だけに申請用紙を郵送しているところもあるようです。無駄でも全戸配布がよいのか、該当者にのみ郵送すればよいのか、各自治体の考え方がありますが、必要がないと分かっているながら全戸配布する方法は、無駄遣いでないかと考えます。

また、3つ目には、以前は生産組合長が申請用紙を配布し、後日回収に回っていたと思います。生産組合長は農家の代表で、農地の状況など地区の状況を把握しており、申請書の配布、回収をお願いしたほうが広報に折り込みや郵送による送付などしなくてよいのではないかと思います。

地区により土地改良区が窓口のところもありますが、それは町で把握しているはずで特に問題はないかと思えます。

用紙では、区長または生産組合長が申請書を取りまとめの上、農業委員会に提出してください。また、申請者が直接農業委員会に直接届けてもよいと書かれているので、回収に回っても提出済みですということも出てきます。地区により状況は違いますが、区長か生産組合長か土地改良区理事長かどちらかに絞るべきで、連名で取りまとめのお願いを出すと結局だれが動けばよいのか分かりません。

いずれにしても、無駄遣いでない方法をとるべきと思いますが、長総務課長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 長総務課長。

○長 和義総務課長 農業委員の選挙人名簿申請についてのご質問にお答えいたします。

農業委員会委員の選挙人名簿の登録は、酒井議員の言われたとおり、有権者からの申請に基づいて毎年1月1日を基準として、農業委員会の資格調査を経由して選挙管理委員会が調製し、3月31日に確定の後、翌年の3月30日まで据え置かれることとなっております。この名簿は有権者からの申請に基づく申告調整名簿であるため、補正登録制度がなく、たとえ申告漏れ等の方がいまして、名簿の縦覧期間である2月23日から15日間を超えている場合は、新たに登録できないこととなっております。

現在、この選挙人名簿登録申請書は、広報つばた12月号に折り込み、全戸に配布をさせていただいております。

区長さんまたは生産組合長さんが登録申請書を配布する負担を軽減することに加え、他の集落から転居した方がいる場合に、以前の集落で耕作している農地については転居先の集落で把握できないことがあるため、その漏れを防止するという対策でもあります。これは、当町農業委員会の区域内に住所を有する者で、区域外に農地を持ち、その農地につき、耕作の業務を営んでいる者でも要件が備わっている限り、選挙権および被選挙権が認められているため、昨年度までこのような配布方法としていたものでございます。

このような中、町の基幹業務システムが昨年度更新されました。このことに伴いまして、農業委員会委員選挙人名簿作成システムも利用できることとなりました。この新システムには、前年度農業委員会委員選挙人名簿に登録した有権者に対し、新年度用の登録申請書に氏名等が記入されたものを出力する機能が加わっております。これによりまして、今年度から対象者に登録申請書を送付し、対象者がそれを確認、修正の後、直接町に送り返していただく方法に変更するように考えていたところであります。

ただし、前年度に登録されていなかった方や新しく登録を希望する方につきましては、町の農業委員会、選挙管理委員会に配置した登録申請書によりまして登録をしていただくこととなります。

各区の生産組合長さんが地域の農業者の代表であるという点は、酒井議員の言われるとおりでございます。選挙人名簿の登録申請書の配布、回収などにこれまでご協力いただきました区長さんならびに生産組合長さんには心より感謝を申し上げます。

今後は、今ほど申しあげましたシステムを活用することにより、郵便料などの費用がふえることにはなりますが、区長さんや生産組合長さんの負担を大幅に軽減できることとなります。

町にとりまして、より確実に農業従事者の把握ができますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○南田孝是議長 酒井義光議員。

○8番 酒井義光議員 今ほどの答弁ありがとうございます。

長年不思議だと思っていたことを初めて質問しまして、ちょうどよいタイミングで節約できるところは一生懸命節約して、金額は小さいかもしれませんが1万幾らの紙が要らない、折り込みもしなくてよいということで、少しでも協力できればなと思っていたことがやっと実現できました。どうもありがとうございます。

これで、私の一般質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で8番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

### <閉 議>

○南田孝是議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、6月3日から6月8日までは休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、6月3日から6月8日までは、委員会審査のため休会とすることに決定しました。

次の本会議は、9日に開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時55分

## 平成23年6月9日(木)

### ○出席議員(18名)

議長	南田孝是	副議長	道下政博
1番	八十嶋孝司	2番	西村稔
3番	黒田英世	4番	荒井克
5番	中村一子	6番	森山時夫
7番	角井外喜雄	8番	酒井義光
9番	塩谷道子	10番	多賀吉一
11番	向正則	14番	谷口正一
15番	山崎太市	16番	洲崎正昭
17番	河上孝夫	18番	谷下紀義

### ○欠席議員(0名)

### ○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務部長	焼田新一	総務課長	長和義
企画財政課長	岡本昌広	監理課長	大田新太郎
税務課長	河上孝光	町民福祉部長	板坂要
町民児童課長	瀧川嘉孝	保険年金課長	岡田一博
健康福祉課長	小倉一郎	環境安全課長	竹本信幸
産業建設部長	川村善一	産業経済課長	榊田和男
都市建設課長	岩本正男	上下水道部長	村田善紀
料金課長	太田和夫	上下水道課長	石庫要
会計管理者	北野力	会計課長	橋屋俊一
監査委員事務局長	宮川真一	消防長	國本学
消防次長	西田伸幸	教育長	早川尚之
教育部長	大坂茂	学校教育課長	八田信二
生涯教育課長	田縁義信	河北中央病院事務長	東本栄三
河北中央病院事務課長	酒井菊次		

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹田学	議会事務局長補佐	高山真由美
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
管財用地係長	田辺利行		

## ○議事日程（第2号）

平成23年6月9日（木） 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第43号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第1号）から  
議案第49号 請負契約の締結について（津幡町立津幡小学校周辺整備工事（進入道  
路））まで  
請願第10号から請願第14号まで  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第2 選挙第5号 津幡町選挙管理委員選挙について
- 日程第3 選挙第6号 津幡町選挙管理委員補充員選挙について
- 日程第4 同意第2号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについておよび  
同意第3号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ  
いて  
諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて  
（質疑・討論・採決）

## ○議事日程（第2号の2）

- 追加日程第1 議会議案第7号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求め  
る意見書および  
議会議案第8号 中学校卒業までの子ども医療費の完全無料化と病院窓口の支  
払いなしの実施を求める意見書  
（質疑・討論・採決）

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

<開 議>

○南田孝是議長 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

<会議時間の延長>

○南田孝是議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<議案等上程>

○南田孝是議長 日程第 1 議案第43号から議案第49号までおよび請願第10号から請願第14号までを一括して議題といたします。

<委員長報告>

○南田孝是議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

酒井義光総務常任委員長。

[酒井義光総務常任委員長 登壇]

○酒井義光総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第43号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第2款 総務費 第1項 総務管理費

第8項 防災費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第45号 津幡町税条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第47号 下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第10号 議会の各委員会を公開し、傍聴実現を求める請願については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第12号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 多賀吉一文教福祉常任委員長。

〔多賀吉一文教福祉常任委員長 登壇〕

○多賀吉一文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、教育長、町民福祉部長、教育部長、河北中央病院事務長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第43号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第3款 民生費 第1項 社会福祉費

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費

第10款 教育費 第2項 小学校費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第44号 平成23年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第46号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第49号 請負契約の締結について（津幡町立津幡小学校周辺整備工事（進入道路））については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第11号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書の提出を求める請願については、さらに調査、検討の必要性から継続審査といたしました。

次に、請願第14号 県議会での請願採択を受けて、中学校卒業までの子どもの医療費の完全無料化と、病院窓口の支払いなしの実施を石川県に求める「意見書」の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

以上で、報告を終わります。

○南田孝是議長 角井外喜雄産業建設常任委員長。

〔角井外喜雄産業建設常任委員長 登壇〕

○角井外喜雄産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第43号 平成23年度津幡町一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第5款 労働費 第1項 労働諸費

第6款 農林水産業費 第1項 農業費

第7款 商工費 第1項 商工費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第48号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可とい

たしました。

次に、請願第13号 原子力発電所の安全対策の抜本強化を求めるとともに、原発ゼロをめざす計画作成を求める意見書の提出を求める請願については、さらに調査、検討の必要性から継続審査といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 これをもって委員長報告を終わります。

#### <委員長報告に対する質疑>

○南田孝是議長 各常任委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。

〔「議長、5番 中村」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 5番 中村一子議員。

〔「全協でやってください。」と呼ぶ者あり〕

○5番 中村一子議員 私は、今回、質疑通告なしの質疑でございます。

一つだけ質問したいのですが、総務常任委員会の委員長の報告で、請願第10号の議会の各委員会を公開し、傍聴実現を求める請願について、賛成少数により不採択となったというご報告がありました。きのうの全員協議会では、幾つかの不採択の理由をお話しされていたと思います。例えば、今後、委員会の日時をずらすべきではないかとか等々、いろんなご意見がございました。この報告について、幾つかその理由についての最も大きな不採択の理由は何だったのでしょうか。よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 酒井義光総務常任委員長。

○酒井義光総務常任委員長 今ほどの質問にお答えをいたします。

まず、一番大きい問題は、きのうから実施をしているという段階で、今、特に請願が出たからといってこたえることはないということで、皆さんそういう必要はないだろうということです。

○南田孝是議長 ほかに質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <討 論>

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

5番 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 中村一子です。

私は、先ほどありました請願第10号 議会の各委員会を公開し、傍聴実現を求める請願に対し、賛成の立場で討論をいたします。

津幡町議会には3つの常任委員会があり、先ほどの総務常任委員会、そして、文教福祉常任委員会、産業建設常任委員会の3つであります。全国のほとんどの議会では、議案はそれぞれの担当の各常任委員会に付託されて、そこで実質的な審議を行っています。津幡町議会でも主な議案

や請願は委員会に付託されています。こうして今、本会議場には、皆さま、住民の方々が傍聴に来られておりますが、議案が実際に主に審議されているのは委員会であり、この本会議ではありません。だから、いつ議員がどのように審議しているのか、何が問題となっているかなどのその経緯については、この本会議よりむしろ実際は委員会を傍聴しなければ分からない、そういったことがたくさんございます。請願についてもこの委員会で審議されております。住民から議員は何をしているのか、議会は何をしているのか分からないという声をよく聞きますが、実際に審議する場である委員会の傍聴が許可されてこなかったことに、その要因があると思います。

委員会の傍聴は、住民には今まで許されてこなかったし、議会は見えないと言われても仕方ありません。しかしながら、委員会の傍聴は、町の条例では原則公開、傍聴ができるということになっております。ただし、委員長の許可が必要です。部屋が狭いという理由などで今まで許可しなかった、あるいは許可できなかった。また、傍聴を受け入れたことがない、そういう先例にならって傍聴を拒否してきたのかもしれませんが、でも、よく考えてください。委員会の傍聴はできるということが原則です。近隣のすべての議会では、委員会は傍聴されています。委員会の傍聴を望む住民の声、要望は、もう5年近く続いています。どんな理由があれ、その間ずっと委員会傍聴を拒否してきたということです。5年という歳月をどう思われるでしょうか。当然、住民の権利として原則公開のもと、委員会の傍聴ができたはずにもかかわらず、5年近くも傍聴できなかったことについてどう思われますか。

今回、6月のこの定例会の委員会で、初めて1人ずつの傍聴が許可されました。3つの各常任委員会室に1人ずつの傍聴人を入れて、何か問題があったのでしょうか。実際、1人の傍聴人を迎えて問題がなかったとしたら、たとえ今回の傍聴が試行であったとしても、こんなに簡単に実現してしまった傍聴を考えると、5年近く傍聴が許可されてこなかった、そのハードルの高さの本当の理由は、単に部屋が狭いということだけではなかったと思わざるを得ません。今回の傍聴人を1人受け入れるという委員長判断は、3人の委員長の相談の上での結果、あるいは議会運営委員会の判断でもあったと思われませんが、決して個別の委員会の審議内容に支障が生じるから、あるいは生じないからという理由による委員長個人の判断ではないと思います。過去とのバランスを考えて、従来のあり方にずっと従ってきたということも傍聴を許可しない大きな理由の一つであったのではないのでしょうか。住民から見れば、委員会傍聴が拒否されてきたこの5年近くという年月を、議員の皆さまは何であったと考えるのでしょうか。

議会改革検討特別委員会が設置され、議会改革に向けて、本年度より本格的な審議が始まります。

この請願第10号は、総務常任委員会に付託されて審議されて、そして、先ほどの報告にありましたように不採択となりました。きのうの全員協議会での委員長の報告では、その不採択の理由の一つとして、議会改革検討特別委員会で今後審議するべきであるからというような報告がありました。先ほどの報告では、すでにこの6月から実施している段階で、そのような請願は不採択であるという意見が多かったという、そのような今の報告を受けておりました。しかし、これは、私はおかしいと思います。たとえ試行といえども、傍聴人を1人許可した現在において、しかも3人の委員長の合意のもとで傍聴が許可されているという今、もし、この請願が本会議で不採択となったら、今後、この委員会傍聴をどう扱うことになるのでしょうか。委員会傍聴の実現を求める請願を不採択にして、議会改革検討特別委員会で今後どのような審議をするのでしょうか。

か。請願を採択し、議会改革検討特別委員会で傍聴に関する審議を重ね、そして、具体的にその実現に向うというのが筋であると思います。実際、請願第10号の最後は、こう結んでおります。

「津幡町議会においても議会改革検討特別委員会の設置を機に、早急に各委員会の公開と傍聴の実現を求める」とあるのです。

議会制民主主義において、主役は住民です。委員会審議の傍聴に際しては、傍聴人にとっても分かりやすい審議となるよう資料を今後配付することも大切であろうと思います。それが情報の公開、開かれた議会の実現に向けての一步ともなるでしょう。だれのための議会なのか、何のための開かれた議会なのか、何のための情報公開なのか、何のための傍聴なのか。その目指すところを間違うと、せっかくこれから前へ進めようと動きつつある議会改革も、その道を誤ってしまう可能性があります。

本来、住民に公開して自治体や議会が困るといような情報はあり得ませんし、あったとしたらそれは大変おかしなことです。情報公開は、議会改革の大前提です。傍聴を許可してこなかった事実は、議会の公開の原則に反する。そして今、実際に傍聴が可能となった今、この請願を採択し、その上で議会改革検討特別委員会でどのようにこの委員会の公開、委員会の傍聴を進めていくかを審議し、実現されることを強く訴えるものです。

以上、請願第10号 議会の各委員会を公開し、傍聴実現を求める請願に賛成の討論をいたしました。

○南田孝是議長 次に、4番 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 私は、請願第10号に対して、反対の立場で討論させていただきます。

これまで、請願者、津幡町・市民グループ「風」からは、同趣旨の請願は何度も出されています。そして、何度も同じような議論を繰り返し、結果としてすべて不採択となっております。

請願では、委員会の傍聴の実現を議会での請願採択で求めています。しかし、津幡町議会委員会条例には、第17条において「委員会は、委員のほか、委員長が許可を得た者が傍聴できる」と定められています。つまり、委員会傍聴の許可権者は、委員長であります。委員長の裁量の中で円滑な委員会審議を図る責任があります。これまでの常任委員長は、委員会室が狭く、委員会審議に支障が出ると判断し、傍聴の許可をしなかったものと思っております。

私は今回、議会改革検討特別委員会に入り、各常任委員長からのお話を聞きました。そして、今定例会から試行的に1名の傍聴者の入室を許可することになりました。このことを検証し、次回の定例会からの委員会傍聴の件については、検討委員会の議題にも上り、各委員長が判断されるものと思います。

私は、この件については、請願で求めるべきではない。あくまでも委員会の責任者である委員長の判断にゆだねるべきであると考えます。また、委員会の真の目的は、見せることを主眼に置くべきものではなく、付託された案件を慎重に審議することが、我々議員の最大の責務だと思います。

以上、私の反対の討論とさせていただきます。

○南田孝是議長 次に、3番 黒田英世議員。

○3番 黒田英世議員 私は、先ほどから請願について討論がされておりますが、各委員会の傍聴を求める請願について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この件につきましては、今ほどもありましたが、昨日開催された全員協議会の後の議員協議会

において、議会改革検討特別委員会報告の中でもかなりの時間を割いて、それぞれの立場で真剣に討議をされてまいりました。その経過も踏まえて討論させていただきます。

昨今、個人のプライバシーの保護が厳しく問われる反面、市町村議会や公文書を主体とした情報公開が、各自治体とも著しく進んでおります。津幡町においても情報公開条例が整備されておりますし、各委員会の傍聴に関しても条例の定めるところにより委員長が許可すれば傍聴できることになっております。ですが、これまで一度も許可されませんでした。

しかしながら、幸いにも今回から試行とはいえ、常任委員会に限り1名のみという人数制限はありますが、傍聴が許可されたことは大きな前進だと受けとめております。これまで許可しないという理由の中に、体制が整っていないというのがありますが、これは矛盾があります。条例が採択された時点で、受け入れ体制が整備されていなければならないわけでありまして、また、委員会室が狭いというなら、庁舎内で広い会議室を用意すればいいだけのことでありますし、現在、委員会が開催されている部屋でも傍聴される人数にもよりますが、3、4名程度ならば工夫さえすれば収容可能かと思っております。あるいはまた、場合によっては、場所をシグナスへ移して開催することも可能なのではないのでしょうか。したがって、決して不可能なことだとは思っておりません。こうしたことが許可されない理由なのだとするならば、誤解をおそれず、そしてまた、失礼を承知の上で申し上げますが、あたかも各委員会の中身を町民に知られたくないというふうに受けとめられかねません。

私は、ことし初めて議員になり、5月9日の臨時議会や今回の定例会初日において一般質問もさせていただきました。ほかに9名の方が質問されましたが、いずれも町長初め執行部の方々からは、それぞれの質問を真摯に受けとめた答弁をいただきました。また、その後の総務常任委員会や広報調査特別委員会においても、たまには冗談もまじりますが、各委員の皆さん、極めて真剣に議論しておられるのを肌で感じてまいりました。各委員会の傍聴は、議員の皆さんや執行部の方々も真剣に討議、討論しておられる姿を有権者の皆さんに広く知っていただく絶好の機会ではないのでしょうか。これらのことは、皆さんの真剣で真摯な姿を見知っていただくことにより、町民の町政に対する信頼と安心を得られるものだと確信をいたしております。加えて、議員の皆さんにとっても、その誇りと自信と責任を自覚すると同時に、これらを有権者の皆さんに知ってもらう場であると考えております。

先ほども申し上げましたが、今回から試行ということで常任委員会のみ1名という制限がありました。従来から比べれば前進したことを評価したいと思っております。この後、本件は議会改革検討特別委員会において大いに論議されることと存じます。

ぜひとも、次回の9月定例会からは、現状より大幅に条件が緩和されること、12月定例会からは、各委員会の全面公開が実現されることを当該委員会のメンバーの皆さんや議員各位、大所高所に立った上でのご英断をご期待申し上げるものであります。

これにて、賛成の立場で討論を終わります。ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長、10番 多賀」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 10番 多賀吉一議員。

○10番 多賀吉一議員 私は、請願第10号 議会の各委員会を公開し、傍聴実現を求める請願

に反対の立場で討論いたします。

ことし3月定例会に、請願者、津幡町・市民グループ「風」から同趣旨の請願が出されました。当時、私は請願を審査する総務常任委員長をしておりました。委員会の審査では、「このような狭い委員会室に傍聴席を設けるのか、設けるのはいかなものか。傍聴人の息が後ろから吹きかかるような状態で闊達な審議はできない。適度な距離感が必要である」という意見や「傍聴は、委員長の許可があればできると条例に定められている。許可権は委員長にあり、仮に請願が採択されても委員長が許可しなければ可能とはならず、このような請願審査には意味がない」という意見や「現在、議会改革検討特別委員会が設置され、通年議会、議会基本条例、1日1常任委員会、委員会室の狭窄等の問題が話し合われている。その中で、総合的に改善の検討がされるべきである」という意見などがあり、採決の結果、賛成少数で不採択といたしました。この委員長報告を受け、本会議での採決も賛成少数で不採択となりました。

これらの委員会の審議の経過ならびに結果については、請願紹介議員は十分に認識されているはずであります。請願者に対し、十分な説明をされなかったのでしょうか。

5月20日に議会改革検討特別委員会が開催され、傍聴問題も取り上げられました。その中で、委員会傍聴を各委員長の判断でとりあえず1名試行してみてもどうかとの提案があり、6月議会で試行することとなりました。今後、その結果を踏まえ、検討委員会で十分議論していくこととなつていと思いますが、現在の委員会室の広さを考えると、物理的にこれ以上の人数の入室は難しいと考えます。

情報の公開については、議会だより、議事録の公開なども行っております。委員会を傍聴する人数が少ないということは、情報公開してないという意味ではないはずであります。請願者がなぜ傍聴だけにこだわるのか、私には理解できません。傍聴の許可権者は、委員長であります。委員長は、委員会に付託された議案、請願等をしっかりと審議する責任があります。傍聴は請願で求めるべきものではなく、委員会の責任者である委員長の判断にゆだねられるべきだと私は考えます。

以上で、私のこの請願10号に対する反対討論を終わります。

○南田孝是議長 ほかに討論はありませんか。

〔「議長、9番 塩谷」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 9番 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 私は、この請願10号に賛成する立場で発言をします。

先ほどから4人の方が、賛成、反対、それぞれ意見を述べられましたが、委員会を公開することは、大きく言えば民主主義、議会を開かれた議会にするという上では大変大事なものと思っております。先ほどの意見の中で、委員長の判断だから、委員長がどうするかということが一番大事というご意見もありましたが、今まで求められながらなかなかそれが実現してこなかった。

今回、一歩進んで人数は少ないですが傍聴を認めようという一歩進んだわけです。

この請願を認めるか、認めないかということは、議会としての意思だと思います。今後、議会を公開し、実際に議事録で見ただけでなく、どういうふうに議論されているか。そういうことをしっかり自分の目で確かめ、それに対する自分の考えも持つということ。強いては、政治の参加ということになると思いますので、議会として今後、公開していこうという意思をあらわすとい

う上では、この請願を認めるということが、採択するということが、大変大事なことだと思っています。いろいろ委員会の広さのこととか、今までの議論のこともお話がありましたが、それは今後、議会の改革検討委員会の中でいろいろ話し合いもなされると思いますし、いろいろな方法が考えられると思いますので、まず、議会として公開ということを進めていこうという意思をみんな確認するという意味で、ぜひ、この請願に採択するということが必要ではないかと思えます。

これで、私の賛成意見とします。

○南田孝是議長 ほかに討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

### ＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議案第43号から議案第49号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第49号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第10号 議会の各委員会を公開し、傍聴実現を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第10号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者4人 不起立者13人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第10号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第12号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第12号を採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、請願第12号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第14号 県議会での請願採択を受けて、中学校卒業までの子どもの医療費の完全無料化と、病院窓口の支払いなしの実施を石川県に求める「意見書」の提出を求める請願を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第14号を採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、請願第14号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第11号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書の提出を求める請願および請願第13号 原子力発電所の安全対策の抜本強化を求めるとともに、原発ゼロをめざす計画作成を求める意見書の提出を求める請願につきましては、いずれも閉会中も継続して審査する旨の申出書が議長のもとにまいっております。

お諮りいたします。

委員会の申し出のとおり、いずれも閉会中も継続して審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、請願第11号および請願第13号については、いずれも閉会中も継続して審査することに決しました。

#### <津幡町選挙管理委員選挙>

○南田孝是議長 日程第2 選挙第5号 津幡町選挙管理委員選挙についてを議題といたします。

本件は、6月27日をもって任期満了となります選挙管理委員4名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、小蕎義夫君、勝崎 隆君、中農純子君、松岡章文君。

以上の方々を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、小蕎義夫君、勝崎 隆君、中農純子君、松岡章文君。

以上の方々が、選挙管理委員に当選されました。

#### <津幡町選挙管理委員補充員選挙>

○南田孝是議長 日程第3 選挙第6号 津幡町選挙管理委員補充員選挙についてを議題といたします。

本件は、6月27日をもって任期満了となります選挙管理委員補充員4名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することとし、補充の順序は、指名の順序のとおり定めることといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することとし、補充の順序は、指名の順序のとおり定めることに決定いたしました。

選挙管理委員補充員には、松本絹子君、滝川勝次君、中島 勉君、酒井美代子君。

以上の方々を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、松本絹子君、滝川勝次君、中島 勉君、酒井美代子君。

以上の方々が、選挙管理委員補充員に当選されました。

#### <同意・諮問上程>

○南田孝是議長 日程第4 本日、町長から提出のあった同意第2号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第3号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについておよび諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを一括して議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、6月2日の議会開会以来、連日にわたりまして

慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございました。

また、今ほどは今定例会に提出させていただきました議案すべてにご決議を賜りましたことにつきましても、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、ご説明申し上げます。

**同意第2号** 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、6月22日に任期満了となります、西村富子氏を引き続き任命いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

**同意第3号** 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、6月27日に任期満了となります舟田 勉氏を引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

**諮問第1号** 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

本諮問は、人権擁護委員8名のうち、洲崎 明氏、脇田澄子氏が9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、本日ご提案を申し上げました人事案件につきましてご説明申し上げたところでございますが、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

#### <質疑・討論の省略>

○南田孝是議長 お諮りいたします。

同意第2号、同意第3号および諮問第1号につきましては、人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、以上の3件については、質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

#### <採 決>

○南田孝是議長 同意第2号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は、同意することに決しました。

次に、同意第3号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は、同意することに決しました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり異議なき旨答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、異議なき旨答申することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後2時28分

〔再開〕 午後2時29分

○南田孝是議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第12号および請願第14号の採択に伴い、議会議案第7号および議会議案第8号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第7号および議会議案第8号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決しました。

#### <議会議案上程>

○南田孝是議長 荒井 克議員ほか2名提出の議会議案第7号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書、八十嶋孝司議員ほか2名提出の議会議案第8号 中学校卒業までの子ども医療費の完全無料化と病院窓口の支払いなしの実施を求める意見書を一括して議題といたします。

#### <趣旨説明・質疑・討論の省略>

○南田孝是議長 お諮りいたします。

以上の議会議案2件につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、以上の議会議案2件については、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

### ＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。  
議会議案第7号および議会議案第8号を一括して採決いたします。  
お諮りいたします。  
いずれも原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。  
よって、議会議案第7号および議会議案第8号は、いずれも原案のとおり可決されました。  
以上、今議会で可決されました議会議案第7号および議会議案第8号の提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

### ＜閉会中の継続調査＞

○南田孝是議長 日程第5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員会を初めとする3常任委員会委員長および議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長のもとにまいっております。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。  
よって、各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することに決しました。

### ＜閉議・閉会＞

○南田孝是議長 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成23年第4回津幡町議会定例会を閉会いたします。

これにて散会いたします。

午後2時33分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 南田 孝是

署名議員 黒田 英世

署名議員 荒井 克

## 参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表 .....	1
1. 議会議案 .....	3
1. 委員会審査結果表 .....	5
1. 閉会中の継続審査申出書 .....	7
1. 閉会中の継続調査申出書 .....	9
1. 請 願 .....	13

平成23年第4回津幡町議会定例会一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	4 番 荒井 克	1 農業公園構想について	町 長
		2 津幡小学校の通学路について	学校教育課長
		3 文化会館シグナスの催しの表示について	生涯教育課長
2	6 番 森山 時夫	1 A E D設置利用について	町民福祉部長
		2 A E D設置利用について	町 長
		3 豪雪に関する町の除雪体制について	産業建設部長
		4 豪雪に関する町の除雪体制について	町 長
3	7 番 角井外喜雄	1 庁舎内に分煙室の設置を	町 長
		2 公民館の管理運営について	教 育 部 長
		3 公民館の管理運営について	町 長
4	5 番 中村 一子	1 志賀原発から50キロ圏内にある津幡町原発への対応は	町 長
		2 あがた公園の防災公園としての機能を問う	町 長
		3 都市計画に基づいた駅周辺地域の整備を	町 長
		4 (仮称) ボートピア津幡に関する細目協定案、環境委員会運営規約案他の見直しを	町 長
5	12 番 道下 政博	1 自転車と歩行者が共存できるまちづくりを	町 長
		2 屋内温水（温泉）プールの進捗と増税への不安解消を	町 長
		3 「ミーシャの森プロジェクト」成功へ、積極的な共催の取り組みを	町 長
		4 大地震、大津波、原発の町への最悪想定の影響は	町 長
		5 大河ドラマ誘致に向け、さらなる機運づくりを	町 長
6	9 番 塩谷 道子	1 土地開発公社の経営健全化に関する計画について	副 町 長
		2 志賀原発の再開への条件を求めることおよび自然エネルギーを採り入れよ	町 長
		3 津幡町防災対策について	町 長
		4 国保税の引き下げを	町 長
		5 子どもの医療費の無料化を	町 長

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者
7	1 番	1	津幡北バイパス沿線の地域活性化について	町 長
	八十嶋孝司	2	津幡運動公園の平日有効利用について	教 育 長
8	3 番	1	義務教育終了までの幼児、児童に対する医療費（通院・入院）について、その無料化に向けたロードマップを示せ	町 長
	黒田 英世	2	土地開発公社の経営健全化について	副 町 長
9	2 番 西村 稔	1	東日本大災害を教訓として、津幡町防災計画の再点検と見直しを	町 長
		2	条南校下へ飛来する悪臭被害の取り扱いと浅田地内の肥料工場から発生する悪臭の対応について	町 長
		3	津幡町環境美化条例の制定を	町 長
		4	最低賃金について	町 長
10	8 番	1	津幡中学校の体育館天井改修は	町 長
	酒井 義光	2	農業委員の選挙人名簿申請について	総 務 課 長

平成23年6月9日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会議員 荒 井 克  
賛成者 津幡町議会議員 黒 田 英 世  
同 津幡町議会議員 河 上 孝 夫

東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。巨大津波は東北地方や関東、北海道に至る広い地域に甚大な被害をもたらし、尊い人命が数多く失われ、いまだ1万人以上が行方不明となっている。被災された方々は今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められている。

あわせて、港湾や農地が破壊された農林水産業や交通インフラ分断の影響により生産活動の縮小した経済状況からは、激甚災害指定や被災者生活支援制度の拡充はもとより、新たな法制度による措置等、従来の災害復旧支援を超えた対策が求められる。

さらに、高濃度の放射能汚染が生じた東京電力福島第一原子力発電所の事故対応では、国の責任のもと、最終的な収束まで予断を許さず、徹底した対策を講ずるべきである。

よって、政府におかれては、以上のような被災地への復興支援策の実施とともに、震災によるこの国家的危機に当たり、国民の生命と財産を守る防災対策を初めとする新たな安全確保事業を国家プロジェクトとして実施することを要望する。

また、今回の大震災は、歴史上類例を見ないほど、広域かつ複合的な災害である。このため復興に当たっては、一元的かつ総合的な機関を設置し、既存制度の枠組みを超える対策を実施することを求める。

さらに、震災に対する海外の反応は、日本の経済・安全に懸念を示しており、海外からの投資・輸出入に影響を与えている。こうしたことから、日本全体に影響を及ぼす経済的打撃の克服、既存原発の安全性確保、新たな地震・津波対策等、政府が具体的に総合的な復興ビジョンを策定することは、国民への重要なメッセージとなり、さらには国際的信頼を取り戻す必須の第一歩と考える。

よって、政府におかれては、震災復興に向けた総合的な復興ビジョンを速やかに策定することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 9 日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会議員 八十嶋 孝 司  
賛成者 津幡町議会議員 中 村 一 子  
同 津幡町議会議員 向 正 則

中学校卒業までの子ども医療費の完全無料化と病院窓口の支払いなしの実施を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条並びに津幡町議会  
会議規則（昭和 62 年津幡町議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

---

中学校卒業までの子ども医療費の完全無料化と病院窓口の支払いなしの実施を求める意見書  
昨今の経済状況の中、家庭における子育てにかかる経済的負担がより大きくなっており、子ども  
の医療にかかる保護者の経済的負担の軽減が望まれている。

子どもは社会の宝であり、未来を担う子どもの健康を守ることは社会の責任であり、全国的にも  
子どもの医療費を中学校まで補助する自治体がふえている。

ことし 3 月、石川県議会で「子どもの医療費の完全無料化等を求める請願」および「こどもの医  
療費の完全無料化の実現についての請願」が採択され、県当局には、速やかな具体化、実行が求め  
られる。

よって、石川県におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

#### 記

- 1 子どもの医療費を中学校卒業まで完全無料化すること。
- 2 支給方法については現物給付（病院窓口での支払いなし）とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成23年第4回津幡町議会定例会  
 常任委員会議案審査結果表  
 総務常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第43号	平成23年度津幡町一般会計補正予算（第1号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 全部 歳出 第2款 総務費 第1項 総務管理費 第8項 防災費	原案可決
議案第45号	津幡町税条例の一部を改正する条例について	〃
議案第47号	下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
請願第10号	議会の各委員会を公開し、傍聴実現を求める請願	不採択
請願第12号	東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書の提出を求める請願	採 択

平成23年第4回津幡町議会定例会  
 常任委員会議案審査結果表  
 文教福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第43号	平成23年度津幡町一般会計補正予算（第1号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第10款 教育費 第2項 小学校費	原案可決
議案第44号	平成23年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第46号	津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第49号	請負契約の締結について（津幡町立津幡小学校周辺整備工事（進入道路））	〃
請願第11号	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書の提出を求める請願	継続審査
請願第14号	県議会での請願採択を受けて、中学校卒業までの子どもの医療費の完全無料化と、病院窓口の支払いなしの実施を石川県に求める「意見書」の提出を求める請願	採 択

平成23年第4回津幡町議会定例会  
 常任委員会議案審査結果表  
 産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第43号	平成23年度津幡町一般会計補正予算（第1号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第5款 労働費 第1項 労働諸費 第6款 農林水産業費 第1項 農業費 第7款 商工費 第1項 商工費	原案可決
議案第48号	町道路線の認定について	〃
請願第13号	原子力発電所の安全対策の抜本強化を求めるとともに、原発ゼロをめざす計画作成を求める意見書の提出を求める請願	継続審査

津議発第105号

平成23年6月3日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

産業建設常任委員会

委員長 角 井 外喜雄

### 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお審査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 調査事件

1. 請願第13号 原子力発電所の安全対策の抜本強化を求めるとともに、原発ゼロをめざす計画作成を求める意見書の提出を求める請願

#### 理由

1. 要旨について、さらに調査、検討が必要なため

津議発第109号

平成23年6月6日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

文教福祉常任委員会

委員長 多 賀 吉 一

### 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もお審査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 調査事件

1. 請願第11号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書の提出を求める請願

#### 理由

1. 要旨について、さらに調査、検討が必要なため

津議発第110号

平成23年6月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

総務常任委員会

委員長 酒 井 義 光

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 調査事件

1. 町総合計画に関する事項
1. 行財政全般に関する事項
1. 消防に関する事項

津議発第111号

平成23年6月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

文教福祉常任委員会

委員長 多 賀 吉 一

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 調査事件

1. 学校教育・生涯学習に関する事項
1. スポーツ及び文化財に関する事項
1. 社会福祉・社会保障に関する事項
1. 公衆衛生・環境衛生に関する事項
1. 医療に関する事項

津議発第112号

平成23年6月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

産業建設常任委員会

委員長 角 井 外喜雄

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議  
会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 調査事件

1. 土木事業に関する事項
1. 開発事業・都市計画に関する事項
1. 農林業に関する事項
1. 商工業及び観光に関する事項
1. 上下水道事業に関する事項

津議発第113号

平成23年6月9日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

議会運営委員会

委員長 谷 口 正 一

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 調査事件

1. 議会の運営に関する事。

受理番号	請願第10号	受理年月日	平成23年 5月23日	付託委員会	総務常任委員会
件名	議会の各委員会を公開し、傍聴実現を求める請願				
請願者住所氏名	津幡町・市民グループ「風」世話人 津幡町字清水イ117 一丸靖子 津幡町字太田へ33-2 稲垣 巖一 津幡町字舟橋そ23-3 井上 研一 津幡町字舟橋そ23-3 井上 俊一 津幡町字庄リ28 黒田 英 津幡町井上の荘1-49 桑江 はるみ 津幡町字潟端570-6 杉野 洋一郎 津幡町字横浜い88-1 問谷 元子 津幡町字緑が丘2-97 竹森 昭一 津幡町字津幡ケ21-17 中西 政敏 津幡町字津幡ろ87 長曾 孝子 津幡町字津幡ろ87 長曾 正明 津幡町字能瀬ロ150 中村 政利 津幡町字御門ろ19-3 平野 昌枝 津幡町字清水ニ347-1 前田 幸夫 津幡町字清水ニ347-1 前田 猛ウ 津幡町字津幡ケ21-17 水野 スウ 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗田 眞知子 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗田 良治 津幡町字潟端461-10 山田 絵美子 津幡町字緑が丘1-146 山田 健二 津幡町字吉倉ナ32 吉本 律子	紹介議員	中村 一子 黒田 英世		
<p><b>【要旨】</b></p> <p>議会改革検討特別委員会の設置を機に早急に各委員会の公開と傍聴の実現を求める。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>「地域主権」の確立のために、数多く自治体で議会改革に取り組む動きが加速している。議会の機能の充実、強化を図ると共に、議会の情報公開を徹底し、住民に「見える」議会の実現に向けて議会自らが積極的に取り組む動きである。委員会等の公開、傍聴制度の充実、インターネットによる議会中継や動画の配信等を通じて、住民に議会の情報を公開することが「住民参加」を推進することにつながるということが理解されてきたからにほかならない。津幡町議会においても、議会改革検討特別委員会の設置を機に、早急に各委員会の公開と傍聴の実現を求める。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願します。</p>					

受理番号	請願第11号	受理年月日	平成23年5月23日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書の提出を求める請願				
請願者住所氏名	河北郡津幡町字潟端411-7 公明党津幡支部津幡南地区員 堀田 功	紹介議員	道下 政博		
<p>これまで公立学校施設は大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきました。</p> <p>この度の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集また発信する拠点になるなど様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。しかし一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障をきたし、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになりました。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能の在り方について、様々な見直しが求められています。</p> <p>政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望に応え、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っていますが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情です。</p> <p>よって、政府におかれては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能のいっそうの強化が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一、公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと</p> <p>一、公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき、必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと</p> <p>一、公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること</p> <p>一、公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、様々な機会を活用して地方公共団体に情報提供すること</p> <p>一、公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願します。</p>					

受理番号	請願第12号	受理年月日	平成23年5月23日	付託委員会	総務常任委員会
件名	東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書の提出を求める請願				
請願者住所氏名	河北郡津幡町字潟端411-7 公明党津幡支部津幡南地区員 堀田 功	紹介議員	道下 政博		
<p>本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。巨大津波は東北地方や関東、北海道に至る広い地域に甚大な被害をもたらし、尊い人命が数多く失われ、いまだ1万人以上が行方不明となっている。被災された方々は今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められている。</p> <p>併せて港湾や農地が破壊された農林水産業や、交通インフラ分断の影響により生産活動の縮小した経済状況からは、激甚災害指定や被災者生活支援制度の拡充はもとより、新たな法制度による措置等、従来の災害復旧支援を超えた対策が求められる。</p> <p>更に、高濃度の放射能汚染が生じた「東京電力福島第1原子力発電所」の事故対応では、国の責任のもと、最終的な収束まで予断を許さず、徹底した対策を講ずるべきである。</p> <p>よって政府においては、以上のような被災地への復興支援策の実施とともに、震災によるこの国家的危機にあたり、国民の生命と財産を守る防災対策をはじめとする新たな安全確保事業を国家プロジェクトとして実施することを要望する。</p> <p>また、今回の大震災は、歴史上類例を見ないほど、広域かつ複合的な災害である。このため復興にあたっては、一元的かつ総合的な機関を設置し、既存制度の枠組みを超える対策を実施することを求める。</p> <p>更に、震災に対する海外の反応は、日本の経済・安全に懸念を示しており、海外からの投資・輸出入に影響を与えている。こうしたことから日本全体に影響を及ぼす経済的打撃の克服、既存原発の安全性確保、新たな地震・津波対策等、政府が具体的に総合的な復興ビジョンを策定することは、国民への重要なメッセージとなり、更には国際的信頼を取り戻す必須の第一歩と考える。</p> <p>よって政府においては、震災復興に向けた総合的な復興ビジョンを速やかに策定することを強く要望する。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願します。</p>					

受理番号	請願第13号	受理年月日	平成23年5月23日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	原子力発電所の安全対策の抜本強化を求めるとともに、原発ゼロをめざす計画作成を求める意見書の提出を求める請願				
請願者住所氏名	津幡町字加賀爪ハ61-29 渡辺伸	紹介議員	塩谷道子		
<p>福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の前に事実を持って明らかにしました。</p> <p>現在の原発の技術は本質的に未完成で、極めて危険なものです。原発は莫大な放射性物質（死の灰）を抱えていますが、それをどんな事態が起きても閉じ込めておく完全な技術は存在しません。そして、ひとたび大量の放射性物質が放出されれば、被害は深刻かつ広範囲にわたり、将来にわたっても影響を及ぼします。</p> <p>そうした原発を、世界有数の地震・津波国である我が国に、集中的に建設することは危険極まりないことです。日本に立地している原発で、大地震・津波に見舞われる可能性がないと断言できるものは一つもありません。</p> <p>以上の点を踏まえ、原発の抜本的な安全対策と、原発に依存したエネルギー政策の転換について、以下の通り実施を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原発依存の電力供給、エネルギー政策を転換し、原発ゼロをめざす計画を作ること。</li> <li>2. 運転停止中の原発の運転再開を中止すること。</li> <li>3. 原発周辺の断層の評価を再検討すること。</li> <li>4. 原発耐震安全性の抜本的な見直しを行うこと。</li> <li>5. 津波対策を抜本的に見直すこと。</li> <li>6. 老朽原発を計画的に廃止し、プルサーマル計画は中止すること。</li> </ol> <p>以上の請願を地方自治法第124条により提出します。</p>					

受理番号	請願第14号	受理年月日	平成23年 5月23日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	県議会での請願採択を受けて、中学校卒業までの子どもの医療費の完全無料化と、病院窓口の支払いなしの実施を石川県に求める「意見書」の提出を求める請願				
請願者 住所氏名	津幡町字越中坂 133-1 西村 善男		紹介議員	塩谷 道子	
<p>子どもは社会の宝であり、未来を担う子どもの健康を守ることは社会の責任です。</p> <p>今年3月、石川県議会で「子どもの医療費を中学校卒業まで完全無料（月1000円の自己負担廃止）にし、病院窓口での支払いをなくすることを求める」請願書が採択されました。この請願採択により、県当局には、すみやかな具体化・実行が求められます。</p> <p>県内では、子どもの医療費を通院でも入院でも中学校卒業まで助成している自治体は19自治体中12自治体に広がり、このうち5市町は月1000円の自己負担も廃止しています。また全国では、病院窓口での支払いを「なし」にしている県は35都道府県に広がっています。</p> <p>こうした点を踏まえて、石川県として以下の事項の実施を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの医療費は中学校卒業まで完全無料化すること。</li> <li>2. 支給方法については現物給付（病院窓口での支払いなし）とすること。</li> </ol> <p>以上の請願を地方自治法第124条により提出します。</p>					